Ⅴ．産業技術環境局 323
産業技術政策 323
１． 産業技術政策を巡る動き 323
２． 産業技術政策について 327
基準認証政策 345
１． 工業標準化の意義と概要 345
２． 日本工業標準調査会の再編 345
３． ＪＩＳ制度の概要 347
３．１． ＪＩＳ制定のプロセス 347
３．２． 規格作成の迅速化・透明化 347
３．３． ＪＩＳ制定プロセス等の電子化 348
４． ＪＩＳマーク表示制度 348
５． ＪＮＬＡ制度について 350
６． 最近の標準化に係る活動について 350
６．１． 産業競争力強化及び国際標準化活動の強化 350
６．２． 社会ニーズへの適確な対応 351
６．３． 強制法規へのＪＩＳ引用等の促進 351
６．４． 環境整備（標準の重要性・有用性に関する認識の向上等） 352
７． 新たな時代のニーズに対応したＪＩＳ制度の構築（日本工業標準調査会　新時代における規格・認証制度のあり方検討特別委員会における検討結果概要） 352
８． 国際標準化活動の現状 354
８．１． 国際標準化活動への積極的参加 354
８．２． 多国間標準化協力 355
９． 諸外国との相互承認 357
９．１． 相互承認協定（ＭＲＡ:Mutual Recognition Agreement） 358
９．２． 日欧相互承認協定 358
９．３． 日・シンガポール相互承認 358
１０． マネジメントシステム規格関係について 359
１１． 知的基盤整備の推進について 360
１１．１． 知的基盤の整備状況 360
１１．２． 国際的対応 362
１１．３． 今後の知的基盤の整備 362
１２． 計量行政に関する取組 363
１２．１． 計量制度の的確な運用 363
１２．２． 経済・社会のニーズの変化に対応した弾力的な制度の見直し・構築 363
１２．３． 国際的対応 364
１３． 独立行政法人製品評価技術基盤機構（ＮＩＴＥ） 365
環境政策 366
１． 地球温暖化対策 366

１．１．　地球温暖化問題を巡る現状……366
１．２．　平成 13 年度の温室効果ガス排出量……366
１．３．　地球温暖化の防止に向けた国際的な取組……368
１．４．　地球温暖化の防止に向けた国内対策……372
２．　産業構造審議会地球部会地球環境小委員会……378
３．　環境税を巡る議論……379
４．　廃棄物・リサイクル対策……382
４．１．　廃棄物・リサイクル問題をめぐる現状……382
４．２．　家電リサイクル法……384
４．３．　容器包装リサイクル法……386
４．４．　資源有効利用促進法……389
４．５．　自動車リサイクル法（使用済自転車の再資源化等に関する法律）……392
４．６．　グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）……395
４．７．　建設資材リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）……395
４．８．　食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）……396
４．９．　廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）の一部改正……396
４．１０．　産業構造審議会リサイクルガイドライン……396
５．　産業公害対策……396
５．１．　自動車排ガス問題……396
５．２．　土壌汚染対策……397
５．３．　ＰＣＢ問題……397
５．４．　ダイオキシン問題……397
６．　環境配慮型産業の振興……397
６．１．　エコタウン事業……397
６．２．　エコプロダクツ……398

Ⅴ．産業技術環境局

産業技術政策

１． 産業技術政策を巡る動き

(1) 産業技術政策の推進体制

産業技術政策を巡っては、総合科学技術会議のほかにも、経済財政諮問会議、産業構造改革・雇用対策本部、産業構造審議会等でも議論が展開されている。

平成 13 年１月の経済産業省の発足に当たり、産業技術政策の推進体制の強化を図るため、旧工業技術院総務部と産業政策局産業技術課等を統合し、産業技術環境局として内局化された。さらに、旧工業技術院傘下の 15 研究所及び計量教習所の合計 16 機関を単一の独立行政法人として統合化し、平成 13 年４月に独立行政法人産業技術総合研究所として発足、職員約 3,200 名の我が国最大の公的研究機関として、機動的かつ柔軟な体制により、我が国産業競争力の強化に資する産業技術の総合的研究機関として出発した。

(2) 総合科学技術会議の発足

総合科学技術会議は、平成 13 年１月の省庁再編に伴い、我が国全体の科学技術を俯瞰し、各省より一段高い立場から、総合的・基本的な科学技術政策の企画立案及び総合調整を行うことを目的とし、平成 13 年１月に内閣府に設置された。内閣総理大臣が総合科学技術会議の議長を務め、経済産業大臣を含む関係閣僚や有識者の 14 人が議員となっており、平成 13 年１月の発足以降、ほぼ月一回の頻度で開催されている。

これまでの主な開催実績としては、平成 13 年３月に「第二期科学技術基本計画」を決定したほか、毎年６月ないし７月に翌年度の「科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」を決定している。

また平成 14 年からは、科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員が、関係府省の行っている科学技術関係施策の概算要求について、精査・検討のうえ、優先順位付けを行っており、同年６月に結果が公表されている。

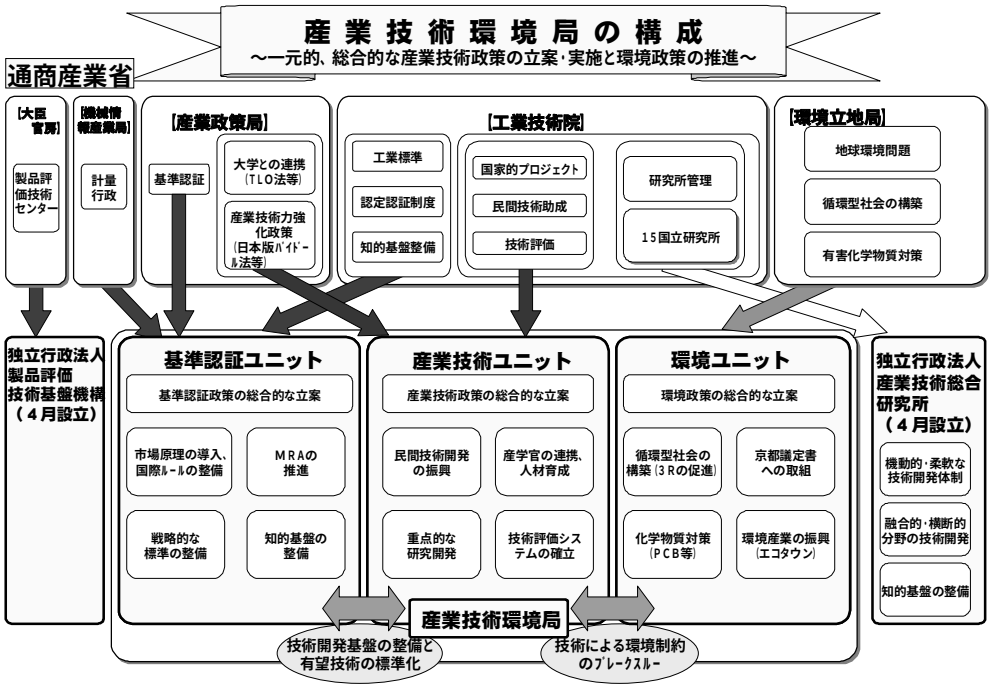

図：産業技術環境局の構成

① 第二期科学技術基本計画

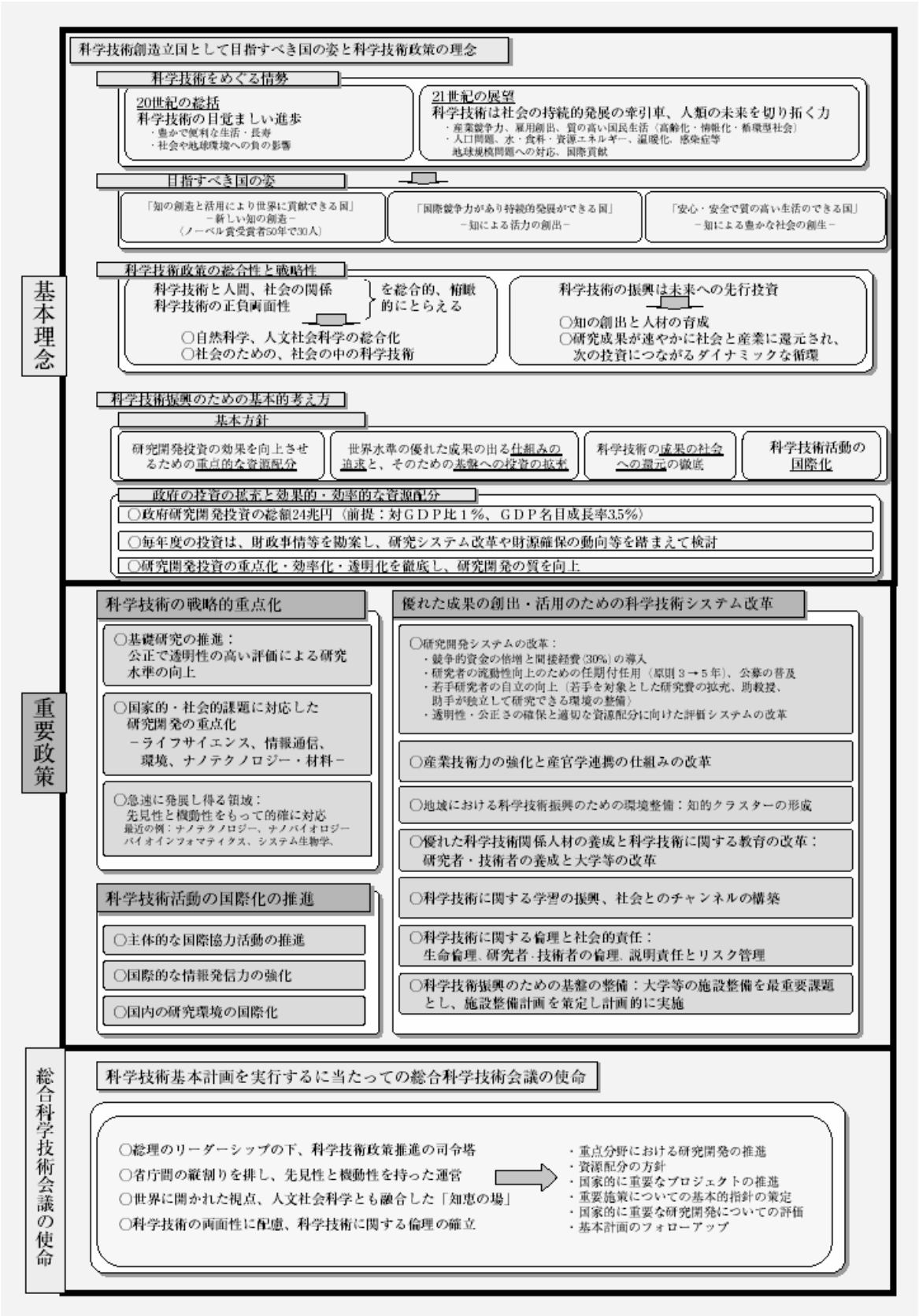

なお、平成 12 年４月には、旧通商産業省内に設置された「国家産業技術戦略検討会」において、産業技術力の向上に向け、産学官が取り組むべき課題と対応策について「国家産業技術戦略」として取りまとめられており、基本計画に反映された。

出典：総合科学技術会議資料

図：科学技術基本計画のポイント

② 平成 14 年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針

世界最高水準の科学技術創造立国の実現を目指し、基本計画を着実に実行するため、平成 14 年度は、産業競争力の強化と経済の活性化、健康で質の高い生活、地球環境の保全と循環型社会の実現等の政策的要請を勘案して、科学技術の戦略的重点化と科学技術システム改革を行うこととした。平成 14 年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分について、内閣総理大臣に対して意見具申を行った。

科学技術の戦略的重点化については、重点４分野としてライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料の４分野に特に重点を置き、更に各分野内で重点的に推進すべき事項を明確化した。同時に、研究者の自由な発想に基づき、幅広く、新たな知に挑戦し、未来を切り拓く、国際水準の質の高い基礎研究を一層重視することとした。一方、科学技術システム改革については、世界最高水準の優れた研究成果を生み出し、活用できる研究開発環境を構築するため、研究現場での競争原理の発揮、公正かつ透明性の高い評価の徹底、人材の流動向上等について、改革を行うこととした。

(3) 産業構造審議会産業技術分科会の動き

① 概要

中央省庁改革の一環として、平成 13 年１月６日をもって産業技術審議会は廃止となった。これに代わり、経済産業省の産業技術政策を総合的に審議する場として、産業構造審議会の下に産業技術分科会が設置された。産業技術分科会は、平成 13 年度に３回、平成 14 年度に１回開催された。分科会の下には、５つの小委員会が設置されており、活動を行っている（参照：右上図）。（技術革新システム小委員会については、ⅰ）民間企業における研究開発と成果の実用化の促進、ⅱ)民間企業の研究開発等に係る関連諸制度に係る課題、を検討課題として、平成 13 年 10 月 18 日に第１回会合を実施した。）

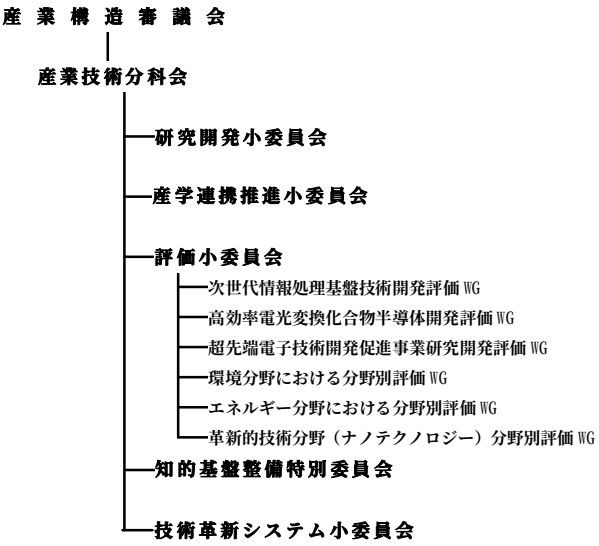

図：組織図（平成 15 年 3 月 31 日現在）

② 政府研究開発投資の重点化の在り方について（提言）

平成 13 年４月より、産業構造審議会産業分科会において、政府研究開発投資の重点化の在り方等について検討を行い、平成 13 年６月 22 日には、政府研究開発投資の重点化の３つの方向性として、ⅰ)目的志向型研究への重点配分による社会還元の促進、ⅱ)技術移転・産学官連携の促進、ⅲ)「プログラム化」とその比較による重点化の推進を提言した。

＜政府研究開発投資の重点化の在り方について（提言）＞

第二期科学技術基本計画では、新たな発展の源泉となる知識の創出、世界市場での持続的成長、産業技術力の向上、新産業・雇用の創出、国民の健康や生活の質の向上、国の安全保障及び災害防止等の実現に向け、平成 13 年度から５カ年の政府研究開発投資総額が 24 兆円とされているところである。

一方、第一期科学技術基本計画の成果により、現在、我が国の研究開発投資額は米国に次いで世界第二位の規模にあるが、その成果が新事業・新産業の創出に有効に繋がらず、経済の停滞や産業競争力の低下を招いているとの指摘がある。世界第二位と評される科学技術の競争力についても、その内容は量的優位・質的劣位を端的に示す内容であり、ライフサイエンスや情報通信分野等の個別分野の技術においても欧米諸国に遅れているものが多い。

このため、第二期科学技術基本計画の実施にあたっては、ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・

材料の４分野における政策目標を踏まえた具体的技術課題の更なる重点的設定に加え、第一期科学技術基本計画で生み出された成果や潜在的ポテンシャルの迅速な社会還元と、政府研究開発投資が社会還元につながるための科学技術システムの構造改革を重点化の視点とすべきである。その際の取組の基本的姿勢は、研究成果の社会還元を阻害する要因の徹底的な排除、国民的視点に立った社会ニーズを適格に反映した研究開発課題の選定プロセス及び評価・運営システム導入を徹底することである。特に、我が国の研究資源を最大限、効果的・効率的に利用して目標を確実に達成していくとの観点から産学官各々の役割と責任を明確にし、相互の柔軟な連携、技術と人材の流動性や結果の透明性を高める枠組みの構築が喫緊の課題である。

産業技術分科会としては、上記の問題意識を踏まえ、既に総合科学技術会議で行われている議論に加え、現段階で政府研究開発投資の重点化の方向性として必要な下記の３点につき提言するものとする。

なお、第一期科学技術基本計画期間が終了した現在、その政府研究開発投資の成果についてあらためて評価が行われることが望まれる。

(ｲ) 目的指向型研究への重点配分による社会還元の促進

第二期科学技術基本計画では、計画期間中の競争的資金拡充が示されているが、競争的資金拡充に当たっては、各々の競争的資金制度について、その位置付けや政策的役割の明確化を行うことが重要であり、それらの制度を、政策目標の達成に向けて担当の各政府機関が競争的資金を供与する政策目標型と知識の向上（学術／科学技術の振興）を一義的な目的とする学術振興型に分類し、学術振興型競争的資金への資源配分の充分な確保について配慮しつつ、政策目標型競争的資金への資源配分を大幅に拡充し社会還元の具体化を図るべきである。

その上で、政策目標型については、研究者の自由な発想を尊重しながらも社会還元の蓋然性が高い制度となるよう、対応する政策目標や制度の性格・特長の明確化、民間資金とのマッチング方式の導入、審査における特許取得やデファクトスタンダード獲得の可能性の重視、申請者の便宜等を考えた申請・審査・評価プロセスの政府横断的なルールの統一化、専門的な評価と特定の政策目標にかかわる技術的知見や産学連携等の我が国の研究資源の活用可能性について知見の蓄積を担う組織の充実等、効果的・効率的な運用を同時に実現すべきである。

また、競争的資金の人件費助成を可能とする等の対象経費の在り方、評価結果を資源配分に結びつける具体策等について検討を行うとともに、学術振興型資金に関しては、各々の資金の制度的目的、対象分野等について、学術の多様性の確保、競争的研究環境の促進、研究の円滑な実施のための条件整備という視点から整理を行うことも必要である。

なお、第一期基本計画において示された「多様な競争的資金の大幅な拡充」によって「研究者の研究費の選択の幅と自由度を拡大」し競争的な研究環境の形成を図るという視点からも、国民の共有の知的資産である国立大学等の研究者に対するマルチファンディングを可能とする環境を一層整備していくことが重要であることは言うまでもない。

(ﾛ) 技術移転・産学官連携の促進

米国では、昭和 55 年のバイドール法制定以降、技術移転・産学官連携について政府研究開発投資と制度面での施策の充実を車の両輪として推進してきた。日本も、平成 10 年の大学等技術移転促進法の制定以降、制度面での施策の進展に伴い同法に基づいて承認されたＴＬＯは、平成 15 年３月末時点で 31 であるが、政府研究開発投資における技術移転への投資割合は米国の４分の１程度に留まるなど、依然として生み出された成果の移転のための十分な環境が整っているとは言い難い。また、産学官連携を通じた成果の社会還元を加速するためには、競争原理に立脚しつつ意欲ある者の活躍の場と機会を十分に確保するという点からも、産から学への資金投入への支援等産学官各々の資金の流れを促進するための一層の環境整備を必要とする。

このため、技術移転や産業界と大学等との実質的交流・連携を深める資金的支援の大幅な拡充等に加え、関連する制度の弾力化、適正化、特に、教官や若手研究者の流動化のための措置を速やかに講じることが必要である。

(ﾊ) 「プログラム」化とその比較による重点化の推進

以上のような構造改革の視点に加えて、硬直化が指摘されている政府研究開発投資の資源配分が適切に行

われるよう、政府部内での競争性の担保や政策達成責任の明確化という視点が重要である。

このため、政府の重点化投資において、一定期間での政策目標達成のための道筋を明確にした戦略的技術開発を可能とするため、政策目標、研究開発上の短・中・長期の目標設定や各々の資源配分、関係する機関の役割及び責任分担、成果の普及等をパッケージとする、研究開発投資のいわば「プログラム」化を図ること、政策面での費用対効果に対する評価を徹底することにより「プログラム」間の優先順位等の議論を行えるようにすることが重要である。これにより、重要分野の研究開発課題の選別と合わせて、政策目的の明確性、達成の道筋と実現性、社会的効果測定を可能とした重点投資として国民の理解を得ることが可能となる。

なお、このような「プログラム」の設定及び運営については若手研究者等特定の個人に責任と権限を付与するという体制を検討していくとともに、「プログラム」の目標となる政策目標の検討に当たっての将来の我が国の経済・社会のイメージの設定、政策目標を達成するための複数の道筋の設定による「プログラム」化、各重点分野毎の研究開発課題のニーズ横断的な視点からの再整理、有効性を高めるための適切な評価と「プログラム」方式の継続性等への留意が必要である。また、研究成果については、研究成果のより効果的な社会還元のための手法としての情報化、知識化による共有と活用を図ることも重要である。

２． 産業技術政策について

(1) 研究開発支援

① プログラム方式の導入

研究開発の政策目的等を明確にした上で、重要技術課題の達成に向けた総合的な取組を実施すべく、平成 13 年度よりプログラム方式を導入した。平成 13 年度については、「情報通信基盤高度化プログラム」「がん・心疾患等対応高度医療機器プログラム」「化学物質総合評価管理プログラム」「生物機能活用型循環産業システム創造プログラム」「材料ナノテクノロジープログラム」の５つのプログラムを打ち立てた。さらに、平成 14 年度には、旧工業技術院の研究開発プロジェクトが主体のプログラムから、全省的な 15 プログラムに拡大した。

プログラムの狙いとしては、政府研究開発投資の費用対効果の向上（目に見える形での成果の創出）、重複的投資、不要な投資を回避する事による研究開発全体としての効率性の向上、（当該分野における）民間部門を中心とする研究開発投資の誘発の期待、産業政策遂行上の「ツール」としての「技術」の比重向上、「研究開発のための研究開発」からの脱却、などが挙げられる。

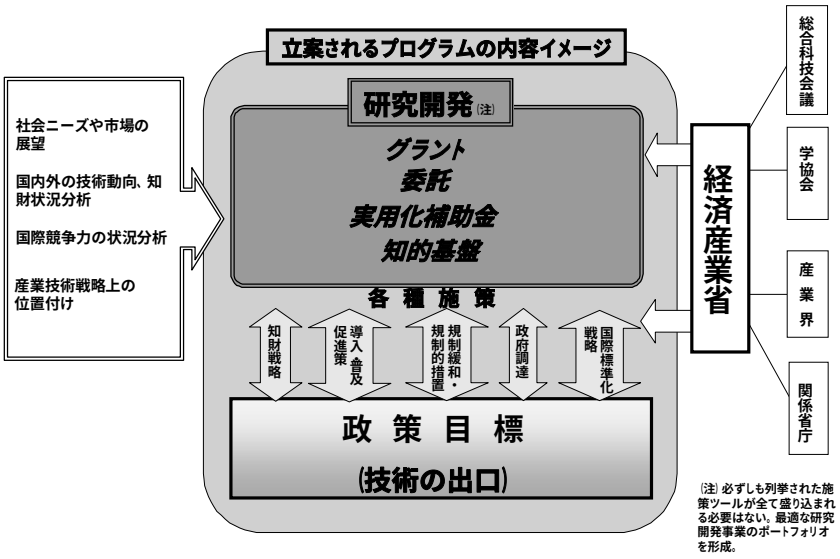

図：プログラムのイメージ

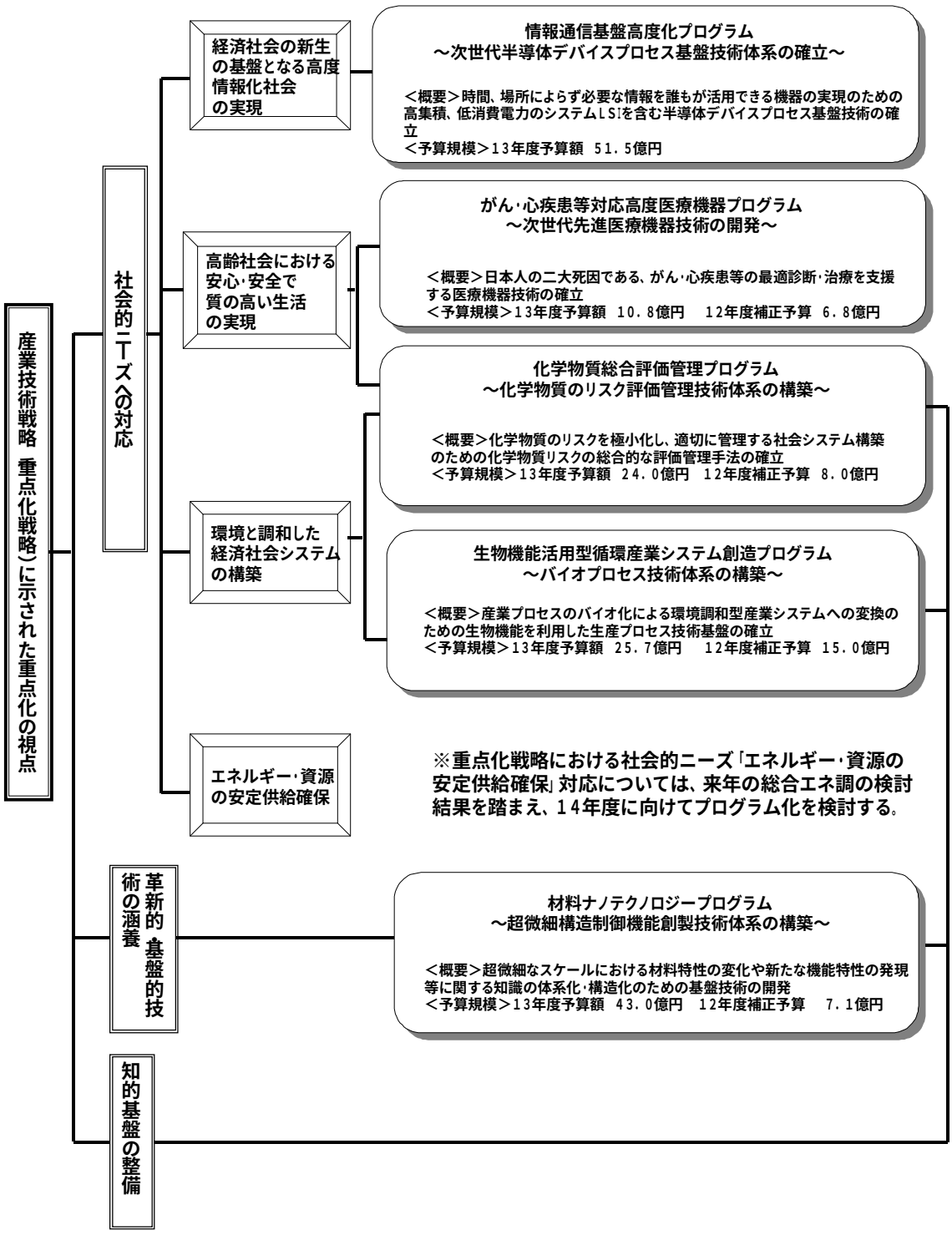

図：平成 13 年度新規プログラム全体図

図：平成 14 年度の研究開発プログラム

② 経済活性化のための研究開発プロジェクト（フォーカス 21）

(ｲ) 概要

平成 15 年度概算要求に際して、経済活性化につながる実用化研究開発に重点化が行われた。ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料の重点４分野において、比較的短期間に実用化が見込まれ、その結果として民間企業のコミットメントが得られた経済活性化プロジェクトを「フォーカス 21」として厳選し、予算の集中投入を行った（平成 14 年度補正予算（60 億円）において事業の一部を前倒し実施）。以下の４つの条件に適合するプロジェクトを経済活性化のための研究開発プロジェクトとして予算要求した。

(A)技術的革新性により競争力を強化できること

(B)研究開発成果を新たな製品・サービスに結びつける目途があること

(C)比較的短時間で新たな市場が想定され、大きな成長と経済波及効果が期待できること

(D)産業界も資金等の負担を行うことにより、市場化に向けた産業界の具体的な取組が示されていること

(ﾛ) 経緯

・平成 14 年４月３日

経済財政諮問会議において、平沼経済産業大臣が「技術開発を通じた経済活性化策について」(注)を説明した。我が国経済の活力を維持するためには、研究開発の成果を新たな成長市場や事業の開拓に結びつけることが必要であり、競争力強化直結型実用化技術開発プロジェクトへの重点投資の重要性を強調した。

(注)平成 14 年２月省内に設けられた産業競争力戦略緊急ＰＴでの検討結果を説明したものである

・平成 14 年４月 23 日

総合科学技術会議において、平沼大臣が「競争力強化のための実用化技術開発プロジェクトの創設」を説明した。我が国が優位性を持ち、産業界も資金負担するなどして官民一体となって取り組む新製品の実用化段階に重点をおいた技術開発プロジェクト（フォーカス 21）を提案した。

・平成 14 年５月 13 日

経済財政諮問会議において、平沼大臣が「産業構造改革に向けた緊急提言」（いわゆる第２次平沼プラン）を説明した。その中で、21 世紀をリードする新たな産業フロンティアを創出するため、「巨額の開発投資を必要とする『実用化段階』の研究開発に対し、厳格な要件のもと、予算を集中投入する」ことが必要であることに言及した。

・平成 14 年６月 19 日

総合科学技術会議本会議において「平成 15 年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」が決定された。その中で、新たに「経済活性化のための研究開発プロジェクトの推進」が位置付けられ、我が国経済の活性化の観点から、実用化を視野に入れた研究開発プロジェクトを戦略的に同時並行的に立ち上げることの必要性が記述された。

・平成 14 年６月 25 日

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」が閣議決定された。この中で、「国家プロジェクト、政府調達等を通じて、実用化段階の研究開発に対して、リスク負担を軽減する」ことや、科学技術分野における「重点的に推進すべき分野・効率化の考え方」として、「経済活性化の観点からの新規プロジェクトの厳選と既存プロジェクトの見直し」が位置付けられた。

③ 研究開発制度の類型化・大括り化

「プログラム」に基づく研究開発を実施するに当たり、革新的技術シーズ発掘から実用化開発・実証支援に至るまで、必要な研究開発制度を柔軟に活用できる仕組みを整備し、平成 13 年度より実施した。

その際、産業技術に係る既存の研究開発制度を、研究開発の段階や性格に応じ、以下の４つの制度に類型化・大括り化し、再構築を図った。

(ｲ) 産業技術研究助成制度等（グラント）

産業ニーズや社会ニーズに応える革新的技術シーズを発掘し、産業技術人材の育成を図るため、大学、独立行政法人等の若手研究者または若手研究者チームに助成金を交付し、産業応用を意図した研究開発の取組を支援する制度である。

(ﾛ) 産業技術研究開発制度（委託）

産学官の知見を結集して研究開発プロジェクトを実施することにより、産業技術の基盤を育成するための制度である。

(ﾊ) 産業技術実用化開発補助制度（補助）

社会ニーズに対応した民間企業等において行われる実用化開発を支援する制度である。

(ﾆ) 知的基盤整備促進研究開発制度／基準創成研究開発制度（委託等）

産学官の知見を結集して、標準、データベース等の知的な基盤の整備を行うための研究開発制度である。

④ 研究開発の特性を踏まえた予算執行の柔軟性・効率性の確保（平成 13 年度～）

研究開発が一般的に、複数年にわたり継続して実施される一方で、その進捗が当初の予定通り進むとは限らないとの特性を踏まえ、研究の進捗に合った柔軟かつ効率的な予算使用ができるようにするとともに、次年度に繰り越して使用することができる繰越明許費の活用を図る。（平成 13 年度の新規事業は概ね繰越明許を取得）

(2) 産学官連携の動き

① 技術移転関連施策

(ｲ) 概要

ＴＬＯ（Technology Licensing 0rganization：技術移転機関）は、大学の研究者の研究成果を特許化し、それを企業へ技術移転（Technology Licensing）する法人であり、産と学の「仲介役」の役割を果たす組織である。大学発の新規産業を生み出し、それにより得られた収益の一部を研究者に戻すことにより研究資金を生み出し、大学の研究の更なる活性化をもたらすという「知的創造サイクル」の原動力として産学連携の中核をなす組織である。

ＴＬＯに対する支援法として、平成 10 年に制定された「大学等における技術に関する研究成果の民間事業

者への移転に関する法律（ＴＬＯ法）」により、承認ＴＬＯ及び認定ＴＬＯが規定されている。平成15年３月末現在で、31 のＴＬＯが承認、３のＴＬＯが認定を受けており、承認されたＴＬＯ（教官又は私立大学の所有する特許等を扱うもの）に対しては、助成金の交付、特許流通アドバイザーの派遣、特許料等の軽減、国立大学施設の無償使用等の支援措置が講じられている。

(ﾛ) 事業

(A)大学発事業創出実用化研究開発事業（通称：マッチング・ファンド事業、平成14年度～、平成14年度：22.2億円）

民間企業とＴＬＯが連携して行う、大学の研究成果の事業化可能性探索のための研究開発について、民間企業側が研究資金等を拠出し、事業化計画を作成すること、ＴＬＯが研究開発及び研究成果の管理を行うこと等を要件として、ＴＬＯに対して助成を行う。

(B)大学発ベンチャー経営等支援事業（平成14年度～、平成14年度：1.5億円）

優れた技術を有するものの、経営面でのノウハウに欠けがちな大学の研究者等に対し、大学発ベンチャー企業の創業準備期及び創業初期の経営面のリスク（危険性）を軽減するために、経営の専門家によるビジネスプラン（事業化計画）の作成、資金調達、経営陣の構成等の支援サービス、法律の専門家による企業設立等の支援サービス、技術の専門家によるマーケティング（市場調査）等の支援サービスを行う者（ＴＬＯ等）に対する支援を実施する。

(C)大学等技術移転事業補助事業（助成金、平成 13 年度：5.0億円、平成14年度：2.5億円）

大学から民間事業者への円滑な技術移転事業の実施を図るため、「大学等技術移転促進法」に基づき実施計画を承認された技術移転機関（承認ＴＬＯ）に対し、技術移転事業に必要な資金の一部を補助する。

(D)大学等技術移転情報提供事業委託費（平成 13 年度：0.3億円、平成14年度：0.2億円）

大学から民間事業者への円滑な技術移転事業の実施を図るため、ＴＬＯによる技術移転事業を始めとする産学連携活動を円滑に推進する上で必要となる情報収集、整理及び提供等を実施する。

② 産業技術人材育成施策

(ｲ) 概要

人材育成は、文部科学省、厚生労働省でも行われているが、産業界の求める人材ニーズにマッチした産業競争力に資する人材育成として、技術の事業化を図ることでイノベーションを促進するような実践力のある産業技術人材の育成が求められている。

具体的には、技術を事業に活かす起業家・経営人材の育成や技術者の継続的な能力開発、さらには技術人材育成の質の確保に必要な施策等、人材育成面での産学連携を促進する施策を展開している。

(ﾛ) 事業

(A)起業家育成プログラム導入促進事業（平成14年度～、平成14年度：1.2億円）

起業家育成講座の質・量が拡充され、大学、大学院、民間教育機関等で欧米並みのレベルの講座が行われることを目指し、モデルとなるカリキュラム・教材・講義の開発及び事業事例に基づくケースの開発を行う。

(B)イノベーション人材育成事業（平成14年度～、平成14年度：1.0億円）

起業意志・能力等によって選抜された優秀なポスドク、企業を退職した社会人等を半年～１年程度、国内・欧米の大学・研究所の起業家育成コース等の実務現場に派遣し、専門能力を修得させる。

(C)技術者継続能力開発事業（平成13年度:0.3億円、平成14年度：0.5億円）

我が国の技術者が、専門分野・所属組織を超えて、生涯にわたって能力開発を行うことのできる環境を整備し、意欲ある社会人に対する自己啓発の支援を行うとともに、ベンチャー起業、転職等を行いやすい社会を実現するため、起業ノウハウや知識融合分野を対象に、教材の開発、ＩＴを利用した新しい教育手法の開発、カリキュラム評価システムの開発等を行う。

(D)国際インターンシップ推進支援事業（平成14年度～、平成14年度：0.2億円）

海外のインターン生を日本企業の現場に受入れ、日本企業の国際化を図る等、日本企業の活性化に繋げる。

(E)人材育成評価推進事業（平成 13 年度：0.8 億円、平成 14 年度：1.8 億円）

国際的に通用する優れた産業技術人材の育成を図るため、大学等の高等教育機関で行われる技術人材育成を対象とした専門工学プログラムの質を評価・認定（アクレディテーション）する制度や、産業の視点から大学の教育・研究活動を評価する手法を開発することで、教育機関間やプログラム間の競争を促進する。

③ 大学発ベンチャー支援施策

＜大学発ベンチャー３年 1,000 社計画＞

平成 13 年５月の平沼プランにおいて、平成 16 年度までに大学発ベンチャーを 1,000 社体制とすることが政策目標として明記された。これを受け、上記のうち「大学発事業創出実用化研究開発事業」、「大学発ベンチャー経営等支援事業」、「起業家育成プログラム導入促進事業」、「イノベーション人材育成事業」「技術者継続能力開発事業」については、大学発ベンチャー関連施策として位置付けられている。

平成 15 年３月末時点で 531 社の大学発ベンチャーが把握されており、追加的に支援策を講じ、さらに 470 社程の大学発ベンチャーを平成 16 年度までに創出する必要がある。

④ 産学連携推進小委員会

平成 13 年４月より、産業構造審議会産業技術分科会のもとに「産学連携推進小委員会」が設置され、今後の我が国の産学連携の在り方について検討がなされてきた。本小委員会は、これまで計７回にわたり毎回の検討項目に知見を有する外部有識者の参画を得て、集中的な審議を行い、平成 13 年７月に中間とりまとめとして「技術革新システムとしての産学連携の推進と大学発ベンチャー創出に向けて」を発表した。

＜「中間とりまとめ」の概要＞

(ｲ) 産学連携の意義と今後の施策の基本的考え方

我が国の技術革新システムは、欧米からの技術導入により改良研究中心のキャッチアップ時代から、新市場や新技術を自ら創出するイノベーションシステムを国内に構築する必要があるフロントランナー時代への移行が急務である。

21 世紀は、新たな知識の「創造と活用」が経済社会の活性化に繋がる、「知識社会」へ移行し、その知識の「創造と活用」を担う大学に対する役割や期待は、一層増大している。今後は、大学をイノベーションの中心として位置付け、これまで希薄であった「大学」と「産業界」、「大企業」と「ベンチャー企業」との連携強化が重要である。

(A)産学連携の意義

従来の我が国での産学連携は、産業界の大学への期待の薄さと大学における産学連携に必要なルールの未整備等が相俟った、特定の教員と特定の企業の間の個人的な関係に基づく非公式な連携が中心であった。企業側が求めていたのは、有望な技術シーズに関する情報収集の為のアンテナや平均的能力の高い学生等の確保である。

今後は、ナショナルイノベーションシステムの重要な要素として、「知」の「創造と活用」の拠点である大学と産業界との「連携」を位置付け、大学と産業界との間で透明なルールに基づき新たな創造的関係を構築することで、我が国の産業競争力の強化を図っていくことが重要である。

(B)今後の産学連携の加速に向けた基本的考え方

産学連携の加速には、大学と産業界が互いに独立性を確保し、責任と役割分担を明確化しながら、資金・人材面に加え、研究開発や人材育成の両面で、自由かつ相互に補完・影響し合えるよう制度的障害を撤廃することにより、競争的な環境を整備することが必要である。

(a)産学連携の加速に向けた大学への期待

大学の責務として、産学連携を明確に位置付け、透明なルールに則った産学連携が行われるとともに、市場によって大学の教育研究活動が多元的に評価され、大学の教育・研究の質的向上が図られる好循環サイクルの構築が必要である。

・第三者評価システムの構築による外部評価
・大学における産学連携のルールと窓口機能の統一等による体制整備
・国際的に通用する技術者の継続的能力開発
・私立大学と国立大学のイコールフッティング

(b)産学連携の加速に向けた産業界への期待

企業と大学との創造的関係の構築が、我が国の技術革新を促進し、国際競争力の強化につながるという観点が重要である。また、企業側は、大学から移転を受けた成果を事業化等によって社会還元を図っていく責務を有していることを改めて自覚し、責任ある企業行動が必要である。

(c)産学連携にあたっての基本指針

新たな産学連携時代の幕開けにあたって、各大学の産学連携に対する考え方を整理した基本指針を策定することにより、責務相反や利益相反に対処することが重要である。

(d)産学連携の加速に資する国の支援

政府は、大学が真の意味で「大学の自治」や「個性のある大学」を実現するため、経営や組織等に係る制約を撤廃し、大学や教員の産学連携に対する取組を妨げない革新的な組織・人事・会計システムを構築すべきである。あわせて、経済社会ニーズに柔軟に対応できる大学の教育研究活動のためには、大学の学科等の設置・改廃に係る国の事前認可制の速やかな事後届出制への移行が必要である。

(ﾛ) 大学発ベンチャーの創出とイノベーションを担う技術人材の育成

産学連携の加速的促進にあたっては、大学・産業界ともにその果たすべき役割は大きいが、特に大学の産学連携に対する取組強化こそが、今後の産学連携の行方を左右する最大のポイントである。今後は、大学が産学連携に主体的に取組める環境を整備し、産業界との交流拡大等による大学自身の活性化を可能とする大学改革を期待する。こうした改革には、国立大学の法人化を待たず、早急に産学連携の加速に向けた体制の整備構築に向け措置すべきことが多い。

(A)技術移転の加速、創業支援に向けて早急に講ずべき措置

次世代ＴＬＯの重点は、技術移転から大学発ベンチャーのスタートアップ支援（インキュベーション機能、ファンディング管理機能、リエゾン機能）等へと移行する。将来的には、これらの各機能を総合的にマネジメントする体制（ＴＭＯ：Technology Management Office）が構築されていくべきである。

また、民間資金と国の資金とのマッチング方式による実用化研究開発について、思い切った助成を行うべきである。あわせて、ベンチャー企業の創業等を担う経営面・技術面ともに精通した人材を育成するための、企業経営や技術経営（ＭＯＴ）等に係る講座やカリキュラムの整備も必要である。

(a)大学発シーズをもとにした起業支援

・技術シーズの実証研究からベンチャー企業の事業計画の策定、資金調達の支援等まで、技術面・経営面で創業支援を行うインキュベーション機能
・大学発ベンチャー企業の創業時の事業費等に対する資金面での支援を行うファンディング管理機能
・大学と民間企業等との共同研究相手の発掘等を行うリエゾン機能

(b)技術移転機能の拡充

試作品・試料（マテリアル）等の多様な研究成果に係る移転ルールの整備やＴＬＯ等における産学連携専門家の育成

(c)大学の知的所有権政策の確立

研究者や企業に対するインセンティブ確保のための各種規程の整備や知的財産教育の徹底等による知的財産権の機関管理に向けた学内の体制整備

(d)大学発ベンチャー育成を念頭に置いた新たなライセンス手法の構築　～エクイティによる利益還元手法の構築～

(e)産学連携の推進に向けた基本指針の策定

(f)大学発ベンチャーを担う人材の育成・流動化の促進

(B)技術人材育成に向け早急に講ずべき措置

大学発ベンチャーの担い手である起業家や将来のイノベーション創出を担う国際的に通用する技術人材の育成、技術者が専門分野や所属組織を越えて生涯に渡って能力開発を行える環境を社会全体の責務として整備していくことが必要である。

(a)次世代を担う若手人材の育成・活躍の場の提供

(b)継続的な能力開発支援

(c)教育サービスに対する第三者評価システムの構築

大学の工学教育の外部認定制度（アクレディテーション）や民間レベルによる各大学の教育・研究活動等に対する格付け（レイティング）等

(d)インターンシップ等を活用した実践的教育の普及・定着

(ハ) 中期的課題

大学の研究成果の産業界への技術移転や事業化の促進に最も大きな効果が期待できるのは、大学と産業界との間での自由な「人材の移動」の実現である。人材移動を抜本的に円滑化するためには、「学」と「産」が同様の就業環境となることが必要であり、大学について以下のような制度面に関する環境整備を行っていくことが必要である。

(A)定員に左右されない柔軟な組織編成による専門職を含めた有能な人材確保

(B)弾力的な給与システムの構築

(C)良好な教育・研究環境の確保

(D)柔軟な兼業・休職、任期制・公募制を可能とする新たな就業体系の構築

(E)年金のポータビリティの確保

こうした(A)～(E)の抜本的解決には、国立大学の法人化にあたり、「非公務員型」を基本としつつ、大学の特性等を踏まえ、それ以外の類型も用意し各大学法人の判断と選択に委ねるべきである。その結果、私立大学を含めた大学間の教育・研究面での競争が一層促進されることにより、知識社会における真の産学連携が実施されることが期待される。

⑤ 産学官連携サミット、産学官連携推進会議

平成13年11月に産学官の連携を強化・推進するため、産業界、大学、研究機関等のトップが一堂に会し、対話・交流する第1回「産学官連携サミット」が開催された。また、平成14年11月には第2回が開催された。なお、地域版の産学官連携サミットも経済産業局の協力の下に開催された。

さらに、産学官連携における実務上の課題等について議論する「産学官連携推進会議」が、平成14年6月に京都にて開催され、約4,000人が参加した。

⑥ 競争的資金制度の改革

(イ) 競争的資金の増額（平成13年度～）

研究者の研究費の選択の幅と自由度を拡大し、競争的な研究開発環境の形成に貢献する競争的資金を引き続き拡大する。その際、競争的資金を活用し世界の先頭に立っている米国を参考とし、第二期科学技術基本計画の期間中に競争的資金の倍増を目指す。（平成13年度に競争的資金として111.0億円を計上した。）

(ロ) オーバーヘッド制度の導入（平成13年度～）

競争的資金をより効果的・効率的に活用するとともに、研究者の属する研究機関にも競争資金の獲得意欲を持たせるよう、競争的資金を獲得した研究者の属する研究機関に対して、研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として研究費に対する一定比率の間接経費を配分する。（平成13年度にはオーバーヘッド対象予算として、42.5億円（うち30／130が間接経費）を計上）

(3) 産業技術政策を支える各種団体

① 産業技術総合研究所

(イ) 概要

通産省においては、平成８年に策定された科学技術基本計画等の下で、工業技術院研究所の研究環境の改善に積極的に取り組み、任期付任用制度の導入、ポスドク１万人計画の推進、競争的資金の拡充、兼業許可基準の明確化や、知的財産権帰属の弾力化等、様々な制度改革を実施してきた。

しかしながら、国立研究所については、平成９年12月の行政改革会議最終報告及びそれを受けた政府全体での諸検討の結果、その多くが独立行政法人化されることとなった。

これを受け、独立行政法人産業技術総合研究所（理事長：吉川弘之、以下、産総研と略）は、旧工業技術院傘下の15の研究機関および計量教習所を母体とし、これらを統合して平成13年４月１日に発足した。産総研は、つくばを中核に北海道から九州までの日本全国に広がる研究拠点、約3,200人（うち研究者は約2,500人）の人材を擁する我が国最大の公的研究機関として、我が国産業技術の高度化を目指して研究活動を展開していくことになった。

今回の独立行政法人化により、これまでの国の組織であったがゆえの定員管理面、組織管理面、会計・財産管理面などにおける制約が取り除かれるというメリットを十分に活用し、内外に開放的な環境を構築し、機動的かつ柔軟な研究組織体として運営していくこととしている。

(ﾛ) 産総研の役割と組織設計

(A)産総研のミッション

産総研は、我が国の産業技術基盤の醸成、強化等を通じて、我が国経済及び産業の発展、国民生活の向上に貢献していくため、経済産業省と緊密な連携関係の下で、電子・情報、バイオ、環境、材料、エネルギー、製造技術、計測計量、地球科学をはじめとした産業技術に関する幅広い研究を推進する。

(a)国際的な産業技術力強化や新産業の創出に向けて、幅広いスペクトルでの探索と分野融合によるイノベーションを推進すべき研究

(b)国自らが課題解決に取り組んでいくことが必要なエネルギー・環境技術の研究（長期的なエネルギー供給を考慮した新・省エネルギー技術や環境負荷低減技術等実用化までに長いリードタイムと高いリスクを要する課題）

(c)知的基盤の構築への取組（公的研究機関としての中立性、公正性、信頼性を背景とした各種知的基盤の整備・供給や関連基盤技術の研究）

(B)組織設計の基本原則

産業技術に関する研究活動を強力に推進していくためには、戦略的な研究テーマ設定・研究資源の配分、研究者間の緊密な協調・連携の下で研究開発を複線的・包括的に推進しうる組織力が必要である。このため、産総研では、次のような基本原則の下で、新たな組織を設計した。

(a)機動性・開放性

・理事長のトップマネージメント、研究ユニット長への権限の委譲などフラットな組織による迅速な意思決定、機動的な研究体制確立の実現

・産学官の研究ポテンシャルを最大限に活用するための有機的連携などを実現するための開放性を重視した研究所運営

(b)創造性・融合性

・分野や業種といった縦割りの構造を越え、異なる技術的バックグラウンドを有する研究者のダイナミックな協調・連携

・創造性豊かな発想に基づく分野融合的な研究を競争的に推進

(c)信頼性・継続性

・産業・社会の持続的成長や国民生活の維持・向上に資することを目指し、産業界や国民から普遍的に信頼されうる技術・情報を継続的に蓄積・供給

(d)研究成果の積極的な発信と普及

・新しい技術分野を開拓するパイオニアとして常に世界のトップクラスの成果を発信しつつ、積極的な成果普及や標準化に努めるとともに、国内外の産業・科学技術の動向を的確に把握・分析・発信し、国民、さらには全人類の知的財産の形成・知的空間の拡大に寄与

(e)研究開発拠点のネットワーク

・つくばに集約された研究拠点と、国内各地域ブロックに配置された特色ある研究拠点を通して、産学官の緊密な技術開発ネットワークを形成

・日本全国の研究ポテンシャル及び技術ポテンシャルを広く拾い上げるとともに、積極的な技術移転により、我が国の産業技術全般の水準の向上

・国際的な研究拠点・研究ネットワークの戦略的な構築により、世界的なプレステージを誇る研究機関としての地位の獲得

(f)国の政策立案への貢献

・経済産業省などの関係行政機関と連携し、産業技術政策の立案、科学的な裏付けを必要とする政策立案に対し、高い技術的知見と広汎なネットワークを活かして積極的に貢献

(ﾊ) 産総研の組織構成

産総研の組織は、研究開発の中核をなす研究実施部門と、産総研と外部機関とのインターフェース機能など、効果的・効率的な研究開発の実施を支援する研究支援部門から構成されている。

(A)研究実施部門

産総研では、研究分野の特性、研究テーマのミッション、研究フェーズの多様性などに的確に対応していくため、研究実施部門には、次のような特徴を有する研究組織を柔軟に配置していくこととしている。

(a)研究センター

研究資源（予算、人、スペース）を優先的に投入しつつ、先導的・集中的かつ時限的（３年～最長７

年）に研究を推進する組織であり、学界、産業界、社会に大きなインパクトを与えうるミッションが明瞭な戦略的課題を取り上げることとしている。産学からの研究者やポスドクなど外部からの研究員を加えて、センター運営の全権を担うセンター長のトップダウン型マネジメントにより運営していくこととしている。

(b)研究部門

研究者個人の発意に基づくボトムアップの研究テーマ設定を基本とし、中長期的に一定の継続性をもって技術的ポテンシャルを発展させるための研究組織である。幅広い分野について探索的な研究開発を重点的に進めることにより、新たな技術シーズの開拓、外部ニーズに応じた機動的な研究を進め新たな重点的推進課題を生み出す役割も担う。

(c)研究系

研究部門よりは小規模な研究組織であり、関西における既存の産業・研究集積とも連携しつつ、基礎から実用化までの多様なフェーズの研究を一体的かつ機動的に行うことを目的とした実験的組織である。

(d)研究ラボ

異分野融合性の高いテーマ、緊急性の高い行政ニーズ対応型のテーマ等に対応して設置する小規模で機動的な研究組織である。将来的には研究センター化や研究部門の新設などを目指して研究を進める。

(e)連携研究体

連携研究体は、特に地域における産学官連携、技術交流などのニーズに応えるため、必要に応じて随時設ける機動的・時限的な研究組織である。

(B)研究支援部門

産総研では、研究実施部門を支える組織として、次のような研究支援部門を配置し、内外からの要請に応えた効率的な研究の実施が可能となる自律的な組織体制を整備している。

(a)企画本部：中長期的な法人戦略の企画立案を行っていく

(b)産学官連携部門：産業界・学界等外部機関との研究交流を強力に推進していく

(c)技術情報部門：最先端の技術動向、研究開発動向等を分析し我が国の産業技術戦略を提案していく

(d)国際部門：海外機関との研究協力を強力に推し進めていく

(e)成果普及部門：成果発信・普及の中核的役割を果たす

また、併せて、「評価部」を設置し、研究の推進状況などについて外部専門家による厳正な評価を受け、組織運営にフィードバックしていくこととしている。

(ニ) 研究成果の発信と普及の推進

(A)研究成果の発信

産総研では、研究論文等の成果発表に加え、研究活動の諸成果（各種研究データ、地質図、標準物質、人材データなど）を知的基盤データなどとして整備し、積極的に発信していく。

また、その開放性を重視しつつ知的創造の場、産業界・学界等との連携の場、産学官の研究ポテンシャルの結集の場としていく。こうしたことにより、産総研が、新たな技術的ブレークスルーの実現、新技術分野の開拓など、産業技術のパイオニアとして常に世界のトップクラスの研究成果発信の場となることを目指す。

(B)研究成果の普及

産総研では、研究成果を外部に移転していくことを重要なミッションの一つと位置付け、積極的に研究成果の普及を図ることとしている。

このため、組織として研究成果に基づく知的財産の管理、実用化を支持する体制を整備することにより、特許の戦略的出願を進めるとともに、技術移転について外部の機関（ＴＬＯ：産総研イノベーションズ）を活用するなど、成果普及活動の抜本的な強化を図ることとしている。さらには、職員自らの研究成果のベンチャー化、起業化の試みも積極的に支援していく。

以上により、従来以上に企業等への研究成果移転・産業化の促進に努めることとしている。

(ホ) 平成 14 年度の研究ユニットの変遷

(A)特定の課題解決のための研究センター（30 センター）

７つのセンターを新設（うち、２つはラボのセンター化）し、１つのセンターを改組（１センターを１センター、１ラボとした）した。新設したセンターは以下のとおりである。

・爆発安全研究センター（平成 14 年４月新設）
・糖鎖工学研究センター（平成 14 年６月新設）
・年齢軸生命工学研究センター（平成 14 年７月改組）
・技術と社会研究センター（平成 14 年 10 月新設【初の社会科学系センター】）
・近接場光応用工学研究センター（平成 15 年４月ラボのセンター化）
・デジタルヒューマン研究センター（平成 15 年４月ラボのセンター化）
・ダイヤモンド研究センター（平成 15 年４月新設）

(B)中長期観点から研究を進める研究部門・系（21 部門・２系）

２部門を改組し１部門に統合した。具体的には、生物機能工学研究部門が平成14年９月に改組されて誕生した。

(C)研究センターへの展開を目指す研究ラボ（９ラボ）

７つのラボを新設し、２つのラボを廃止した。新設・廃止したラボは以下のとおりである。

・メンブレン化学研究ラボ（平成 14 年４月新設）
・マイクロ空間化学研究ラボ（平成 14 年４月新設）
・先端バイオエレクトロニクス研究ラボ（平成 14 年４月新設）
・極微プロファイル計測研究ラボ（平成 14 年４月新設）
・ジーンファンクション研究ラボ（平成 14 年７月改組）
・単一分子生体ナノ計測研究ラボ（平成 14 年 10 月新設）
・循環バイオマス研究ラボ（平成 15 年４月新設）
・微小重力環境利用材料研究ラボ（平成 15 年３月廃止 ）
・純度制御材料開発研究ラボ（平成 15 年３月廃止）

（平成 15 年４月１日現在）

(ﾍ) 実績

(A)産学官連携に関する新たな取組

(a)技術移転、成果の知的財産化を重視した研究所運営方針の確立

パテントポリシー、技術移転ポリシーの策定・公表を行った。それぞれの内容は以下のとおりである。

・パテントポリシー：特許出願を論文発表と同等の位置付けとするなど、研究成果の的確な知的財産化のための方針、対策を規定
・技術移転ポリシー：研究成果の技術移転を産総研の重要なミッションと位置付けるなど、技術移転促進のための方針、対策を規定

(b)産学官連携部門に知的財産部の設置等、組織の整備

知的財産部では、各分野の非常勤弁理士 18 名、顧問弁護士２名と契約・配置している。また、外部組織としてＴＬＯ（産総研イノベーションズ、職員数 15 名）を設置している。

(c)知的財産権の弾力的運用

知的財産権の機関帰属化による積極的な実施許諾、譲渡契約の締結を行う。共同研究における知的財産権の柔軟な運用を行う。

具体的には、発明に対する貢献度に基づく持分決定（産総研対共同研究相手の持分比率が０：100 も許容）、共同研究者への独占実施権の付与、共同研究者の同意を得ての第３者への実施許諾、などを行う。

(d)特許化、民間との共同研究等のためのインセンティブ

特許インセンティブとは、例えば、特許実施等収入の個人への還元の上限撤廃（工技院時代は 600 万円/年が上限）、100 万円までは 50%、それ以上は 25%を還元、などである。

	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
特許実施契約等件数等	149 件	187 件	296 件
特許実施料等	0.48 億円	1.44 億円	3.1 億円

表：産学官連携制度の工技院時代との比較

体制・制度	工業技術院時代	産　総　研
体制整備	・特許管理課	・産学官連携部門，知的財産部，知財担当副ユニット長などの設置
知財意識の高揚・共有	―	・パテントポリシー・技術移転ポリシーの制定
知的財産の運用	・国有財産に基づく運用	・法人の意志に基づく運用
研究者へのインセンティブ	・論文中心に評価 ・実施料の 5～30%， 上限　600 万円/年 (50 万円まで 30%，以後金額に応じ 20,10,5%に逓減)	・知財と論文を同等に評価（業績集計表では知財を先に記載） ・実施料の 25%，総額上限無し （100 万円までは 50%） ・実施料 5 倍インセンティブ（研究ユニットへ追加研究費配分）
	―	・プログラムなど著作権の実施補償
技術移転の促進	―	・ＴＬＯ（産総研イノベーションズ）の活用 ・特許実用化共同研究に対する研究費の配分
共同研究成果の活用拡大	・共同研究企業などのみによる実施	・共同研究企業の選択により第３者への実施機会の提供
受託研究の拡大	・受託研究が実質困難	・受託研究への柔軟かつ積極的対応

(B)特許実施料等の推移（参照：下図）

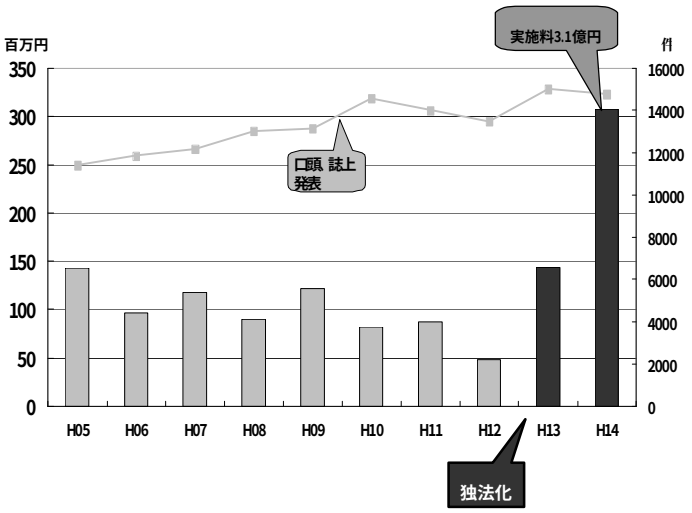

図：特許実施料等推移（年度）

(C)ベンチャー支援事業の実績

(a)組織整備

産学官関連部門に産学官連携コーディネータ、ベンチャー支援室を整備した。

(b)兼業・ベンチャー創出等に配慮した人事管理

コアタイムをなくした完全フレックスタイム制、シニア研究者を対象とした裁量労働制を導入（100 名強）した。その結果、平成 14 年度の兼業件数は 254 件（13 年度は 104 件）となった。

ベンチャー創業のための活動も産総研の職務と認定する「ベンチャーリーブ制」及びベンチャー創業のために退職した職員の復帰を認める「ベンチャー退職制度」の創設について検討中である。

(c)ベンチャー実績

・産総研ベンチャーは平成 14 年３月末で、13 社、平成 15 年３月末で 24 社であった。

・産総研が所有する特許を基に起業したベンチャーは平成 14 年３月末で、５社、平成 15 年３月末で 12 社であった(産総研職員計 11 名が代表取締役副社長、取締役等に参加)。

・産総研が保有するデータ、ノウハウ等を基に起業したベンチャーは平成 14 年３月末で、１社、平成

15 年３月末で５社であった(産総研職員計９名が取締役等に参加)。

・産総研職員の技術的助言や共同研究等の協力により起業したベンチャーは平成14年３月末で、７社、平成 15 年３月末で７社であった(産総研職員計５名が顧問等に参加)。

(D)民間企業との共同研究・受託研究実績

民間企業との共同研究・民間企業からの受託研究が増加

	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
共同研究	972 件	1,131 件	1,577 件
受託研究（民間企業）	5 件 約 0.2 億円	78 件 約 3.3 億円	131 件 約 9.2 億円

主な研究支援部門の役割は、以下のとおり。

・企画本部：産総研全体の経営戦略案や研究戦略案を立案する
・評価部：産総研の研究活動を厳正中立な立場で内部評価する
・環境安全管理部：労働環境整備、安全衛生の徹底および安全管理を行う
・技術情報部門：研究開発の中長期的ビジョン等の提言を行う
・産学官連携部門：外部機関との連携業務や知的財産の戦略的取得等を行う
・成果普及部門：研究成果の発信、知的基盤関連成果の普及等を行う
・国際部門：産総研の国際戦略の企画・立案および海外との技術交流を行う
・業務推進部門：庶務、福利厚生・健康管理等の業務を行う
・能力開発部門：人事・給与・労働条件・服務・研修等に関する業務を行う
・財務会計部門：法人の財務会計全般の業務を行う
・研究環境整備部門：施設・設備の建設・整備・配分、営繕・保全等を行う

図：独立行政法人　産業技術総合研究所組織概要（平成 13 年４月設立時）

② 新エネルギー・産業技術総合開発機構（ＮＥＤＯ）

(ｲ) 概要

新エネルギー・産業技術総合開発機構（ＮＥＤＯ）は、第２次石油ショック直後の昭和 55 年 10 月に石油代替エネルギーの総合開発を主業務とする「新エネルギー総合開発機構」として発足した。その後、昭和 63 年に、産業分野における技術開発を総合的に推進する業務を追加して「新エネルギー･産業技術総合開発機構」に改組し、平成５年には省エネルギーの技術開発に関する業務を追加した。現在では、産業技術及び新エネルギー・省エネルギー政策の中核的な実施機関として、民間の能力を活用した研究開発の委託、民間において行われる研究開発に対する助成、技術の利用を促進するための助成や情報提供など、幅広い業務を展開している。

これらの業務のほか、ＮＥＤＯは石炭及びアルコールに関する業務を実施している。

石炭関連の業務は、発足当初に石炭合理化事業団から承継した石炭鉱業の構造調整に係る業務のほか、平成８年 10 月に石炭鉱害事業団を統合して石炭公害の賠償にかかる業務を実施している。これら石炭関連の業務については、平成 13 年度末における石炭政策の終了に伴い、現在では経過的な業務のみを実施している。

アルコール関連の業務は、昭和 57 年 10 月に国から工業用アルコールの製造事業が移管され、平成 13 年４月からは、それまで国が実施していた特定アルコール及び一般アルコールの販売事業についても担うこととなったが、平成 18 年度を目途に、政府が全額出資して設立される特殊会社に製造事業が移管される予定である。

なお、平成 15 年４月からは、基盤技術研究促進センター（平成 15 年４月１日解散）から承継する株式の処分及び貸付債権の回収・管理業務を行う予定である。

(ﾛ) 独立行政法人としてのスタート

ＮＥＤＯを含む特殊法人については、運営責任の不明確性、非効率性、業務の自己増殖性に関する問題が指摘され、平成 13 年６月に内閣総理大臣を本部長とする特殊法人等改革推進本部が設立された。同本部は、特殊法人を原則として廃止し、業務の合理化を図った上で新たに独立行政法人等として位置付ける等の改革を行う「特殊法人等整理合理化計画」を決定した（平成 13 年 12 月）。同計画に基づき、ＮＥＤＯは業務等を見直した上で独立行政法人化されることとなった。

平成 14 年度には、臨時国会において独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成 14 年法律第 145 号）が成立し、平成 15 年９月末でＮＥＤＯを解散し、同 10 月１日に独立行政法人新エネルギー･産業技術総合開発機構（独法ＮＥＤＯ）を設立することが決まった。同法では研究基盤施設への出資業務、地熱資源・海外炭資源開発に係る債務保証業務及び海外炭探鉱に必要な資金の貸付業務を廃止する措置が講じられ、業務の合理化が図られた。

独法化に伴い、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）や独立行政法人会計基準といった共通ルールに基づいた法人運営が要請される。具体的には、法人設立までに経済産業大臣が中期目標を示し、独法ＮＥＤＯが中期計画及び年度計画を策定した上で、設立後はこれら計画に沿って業務を実施し、毎事業年度の終了後に業務運営の実績が評価されることとなった。こうした独法制度に基づく一連のプロセスを通じて業務運営の一層の改善が進むことが期待される。

③ 基盤技術研究促進センターの解散

(ｲ) 経緯

基盤技術研究促進センター（以下、センターと略）は、日米貿易摩擦等における「基盤技術ただ乗り論」を背景として、昭和 59 年の政府・与党合意を踏まえ、昭和 60 年に基盤技術研究円滑化法に基づいて設立され、民間との共同出資によって研究開発会社を設立する制度等により民間の基盤技術研究を促進し、鉱工業・電気通信技術分野における多数の民間の基盤技術研究プロジェクトの支援をしてきた。その結果、様々な研究成果を生み出すとともに、我が国科学技術政策の先駆的な取組としてその後の政策展開に多大な影響を与えてきたところである。一方で、基盤技術研究促進センター事業を通じて行われる現行制度が、一定の資金回収を前提としているものの、実態上は困難なことが明らかとなってきていること、昨今の企業会計基準を巡る方向性を踏まえた場合、共同出資形式による研究費支援が困難になってきたこと、研究開発終了後の処理や次段階へのステージアップのための仕組みにおいて

問題が指摘されていること等から、これまでの制度を総括した上で、近時の技術開発政策の変化も踏まえて見直しが必要となった。

このため、通商産業省の産業技術審議会総合部会及び郵政省の電気通信技術審議会総合政策部会が「民間の基盤技術研究の支援の在り方に関する専門委員会（平成12年８月29日発足）」を合同で開催し、平成12年12月13日に「民間の基盤技術研究の支援の在り方に関する報告書」を取りまとめた。

同報告書を踏まえ、民間活力を十分活用し、我が国の基礎・基盤技術研究の促進、新たな研究領域の創出、ひいては研究開発面における国際貢献を目指すべく、最適な研究開発制度が再構築されるよう、政府において具体的な方策の検討を行った。

(ﾛ) 基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律

その結果、平成13年通常国会において、基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律（平成13年法律第60号）が成立し、最終的に以下の措置を取ることとなった。

(A)基盤技術研究を促進するための制度は、通信放送機構及びＮＥＤＯが、委託方式により実施する。

(B)センターを平成15年４月１日に解散する。

(C)センターの一切の権利及び義務は、通信・放送機構又はＮＥＤＯが承継する。

(D)センター解散後、通信・放送機構及びＮＥＤＯはセンターから承継した株式の処分及び貸付債権の回収・管理等の業務を行う。

(4) 研究開発の評価

平成９年に工業技術院技術評価課が設置されて以来、技術評価については、ＮＥＤＯが関与する技術開発プロジェクトの評価を中心に、省内の技術開発プロジェクトの評価を学部評価者による評価（科学技術基本計画や「国の研究開発に関する大綱的指針」で求められる評価）の形で実施してきた。また、追跡評価、制度評価、分野別評価等の多面的な評価に着手してきた。

一方、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（政策評価法：平成13年６月成立、平成14年４月施行）の制定により、政策評価の必要性（政策機関が自ら行う評価）が生じた。省内においても、「プログラム」のように、個別の事業単位ではなく、一貫性をもった複数の研究開発事業等をまとめた単位で、政策的な議論が開始されるようになった。

このため、経済産業省においては、政策評価を個別の研究開発プロジェクトではなく、「施策（プログラムは、施策の概念に含まれる）」の単位で実施することとした。

政策評価は自己評価が原則とされることから、事前評価やモニタリングについては、各施策の所管課が評価書を作成する。技術評価調査課は政策評価広報課とともに、評価書の作成を指導・監督し、取りまとめている。

また、政策評価の事後評価においては、政策効果の把握に際し、「学識経験者の活用」が法律で要求されている事項であることから、原則的に委員会形式で実施している。

経済産業省が政策的な観点からの評価の重心を移していくことから、ＮＥＤＯの評価部の設置（平成13年10月）に伴い、ＮＥＤＯの関与する研究開発プロジェクトについては原則的にＮＥＤＯにて外部評価者による評価を実施していくこととした。

一方、個別の研究開発プロジェクトの評価に関しては、産技ユニット内の管理職を中心としたヒアリングを実施し、様々な評価結果を参考にしつつ個別プロジェクトに対する意見を提出するという、経済産業省内部でのプロジェクトの見直しを開始した。

表：業務実績

		平成 13 年度	平成 14 年度
施策評価	事前評価（政策評価課と連携し、政策評価書の取りまとめ）	52 施策 （省内131 施策）	52 施策 （省内 130 施策）
	モニタリング評価 （年度の技術案件のモニタリング（実績値の更新）を実施）		
プロジェクト評価	事前評価（事業実施前に実施）	予算要求時に多数実施	予算要求時に多数実施
	中間・事後評価（事業実施途中及び実施後に実施）	28 件	41 件
追跡調査（事業終了後５～15 年後に実施）		２件	２件
分野別評価（分野毎にプロジェクトの分布等を評価）		３分野	－
制度評価（研究開発制度の評価）		３制度	－
機関評価（国費による研究開発運営・実施機関の評価）		－	１機関
評価手法等の調査（各種評価手法等の改善・開発に関する調査等）		16 件	12 件

① 総合科学技術会議評価専門調査会関連作業

平成 13 年 11 月、第二期科学技術基本計画、自民党立国調査会研究評価小委員会提言を踏まえた「国の研究開発評価に関する大綱的指針」が内閣総理大臣決定された。

現在は、評価専門調査会自体が評価する案件を各省庁の研究開発課題（国費分の総額約 10 億円以上のもの。本会議で既決。）から選定作業を行っている。

② 産業構造審議会産業技術分科会評価小委員会

技術評価手法、技術評価内容に関し、専門家の意見を聴取・反映するための委員会である。

技術評価調査課で実施した技術評価結果に関しては、審議・了承を行ってきたが、原課で実施の研究開発プロジェクト評価についても審議・了承を行うこととした。また、政策評価（施策やプログラムを基本単位とする評価）については、自己評価の原則から、委員会委員から意見聴取を行うこととしている。

③ 国際会議の開催

平成 14 年４月 18 日、19 日、「技術評価に関する国際会議」を開催し、海外から７名の評価専門家を招聘した。海外の技術評価先進国評価者と連携を取ることは、評価の歴史が浅い我が国にとって評価方法の改善と評価人材育成の観点から重要な業務となっている。

④ 評価人材育成

外部評価者として十分な経験･知見を持つ人材が少ないことから、研修や国際会議等を通じ、評価人材データベースの作成も含め、評価人材育成を行う施策を検討した。

なお、省内的には平成 13 年度から技術評価研修を実施し、省内における技術評価への理解を促進している。

⑤ 事後評価（政策評価）対象施策・事業

(ｲ) 平成 13 年度の研究開発に関する事後評価（政策評価）対象施策・事業

(A)研究開発

・太陽光発電技術研究開発プロジェクト
・原子・分子極限操作技術の研究開発プロジェクト
・ヒューマンメディアの研究開発プロジェクト
・マイクロマシン技術プロジェクト
・地熱探査技術等検証調査／深部地熱資源調査プロジェクト
・石炭水素添加ガス化技術開発プロジェクト
・ケイ素高分子材料プロジェクト

(ﾛ) 平成 14 年度の研究開発に関する事後評価（政策評価）対象施策・事業

(A)研究開発

・新規環境産業創出型技術研究開発
・ＮＥＤＯの研究開発成果の普及・利用促進
・ファインセラミックス関連技術開発施策
・海洋深層水の多目的・多段階利用の推進

(B)平成 12 年度補正事業事後評価

・３Ｒ技術実用化補助金
・ネット家電の相互接続に必要な安全技術等の開発プロジェクト
・半導体デバイスプロセス技術

「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の概要

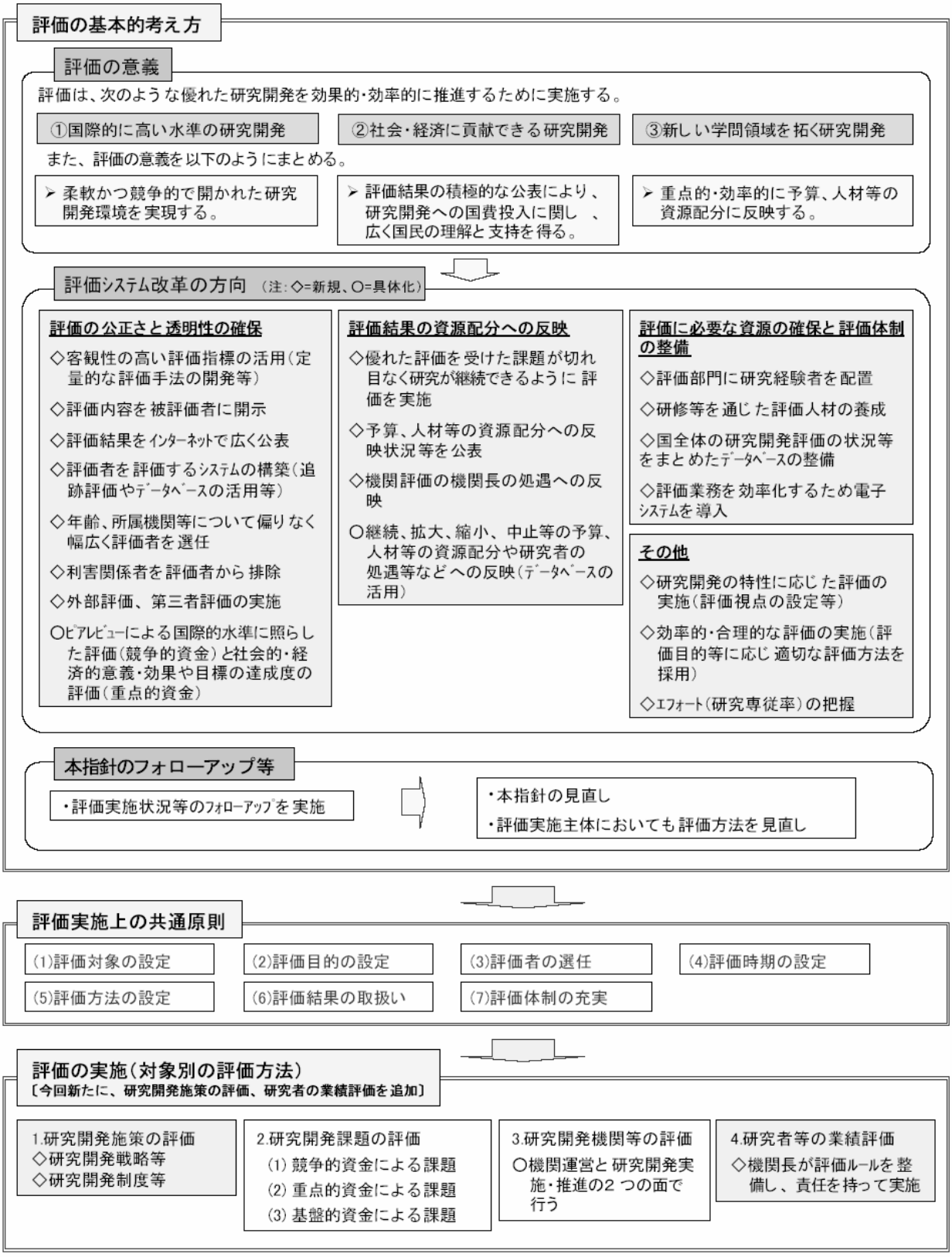

図：「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の概要

(5) その他の施策

① 科学技術協力に関する国際的な取組

(ｲ) 科学技術協力協定に基づく二国間協力

我が国では、科学技術協力をより一層推進させるため、二国間の科学技術協力協定を締結し、研究者等の国際的交流、国際的な共同研究開発、定期的な情報交換や共同シンポジウムの開催、人材交流等を行っている。締結状況は以下のとおりである。

締結国：37カ国（平成15年３月現在）

米国、フランス、ドイツ、英国、イタリア、オランダ、スウェーデン、フィンランド、カナダ、オーストラリア、韓国、中国、インド、イスラエル、ロシア、旧ソ連（10カ国）、ポーランド、旧ユーゴスラビア（４カ国）、ブラジル、インドネシア、ルーマニア、ブルガリア、チェコ、スロバキア、ハンガリー

(ﾛ) ＡＰＥＣ産業技術ワーキンググループ（ＩＳＴＷＧ）

エネルギー、人材育成等と並んでＡＰＥＣの10のワーキンググループの一つとして平成２年から活動を開始した。域内の持続的な発展というＡＰＥＣの目的に照らし、経済発展に関連の深い産業技術に焦点をしぼって活動を展開してきたが、最近は医療・伝染病、男女の機会均等等についても議論がなされている。開催状況は以下のとおりである。

第20回　平成13年４月（ベトナム、ハノイ）

第21回　平成13年10月（マレーシア、ペナン）

第22回　平成14年４月（シンガポール）

第23回　平成14年９月（チャイニーズ・タイペイ）

また、平成13年10月の会合では、第１回「政策対話（ポリシー・ダイアログ）」がワーキンググループの中の会合として開催され、各国が産業技術政策の現状、在り方等につき発表、議論を行った。

(ﾊ) 国際科学技術協力センター

旧ソ連地域の核兵器関連の科学者、技術者に対して平和目的のプロジェクトを提供することにより、その頭脳流出を防止するため、日米欧露の４極によって平成２年に設立を合意した。その後、ロシアの国内批准手続きの遅れから、平成６年３月、具体的な活動が開始された。日本からは、外務省、文部科学省、経済産業省の３省庁体制で対応している。当省からは、科学技術諮問委員会（ＳＡＣ）議長を産総研の研究者が務めている。

(ﾆ) ＯＥＣＤイノベーション・技術政策作業部会（ＴＩＰ）

ＯＥＣＤ科学技術政策委員会（ＣＳＴＰ）の下部組織として、平成５年に設立された。加盟国の技術・イノベーション政策に関する成功事例の抽出、情報・展望の交換が行われるとともに、最近では、技術分野別ナショナルイノベーションシステム、公的研究機関の知的財産権の取扱い、公的研究資金による民間研究開発の振舞いの変化等について議論がなされている。開催状況は以下のとおりである。

第17回会合：平成13年６月11-12日

第18回会合：平成13年12月９-10日

第19回会合：平成14年６月11-12日

第20回会合：平成14年12月９-10日

(ﾎ) ヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラム（ＨＦＳＰ）

昭和62年のベネチア・サミットにおいて、我が国の中曽根首相（当時）の提唱により創設された世界でも稀な国際共同研究助成プログラムであり、「生体の複雑な機能の解明」を中心とする基礎研究を国際的（特に大陸間的協力を重視）に共同して推進するものである。

事業内容は、国際共同研究に対する助成金（グラント）の交付、長期・短期の奨学金（フェローシップ）の授与、ワークショップの開催等であり、参加国（運営支援国）は、日本、米国、英国、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、スイス、ＥＵである。事務局長（平成12年４月～）は米国のトールステン・ヴィーゼル博士（ノーベル医学生理学賞受賞、米国ロックフェラー大学名誉教授）が務めている。

(ﾍ) 国際共同研究助成事業（ＮＥＤＯグラント）

産業技術分野、地球環境分野、エネルギー分野（有効利用・発電）、国際標準創成分野（予算は基準認証ユニット計上）における独創的かつ先導的な基礎研究を促進して我が国の産業技術を強化するとともに、最先端の国際共同研究チームの中で我が国の研究者が共同研究を実施することを通じて我が国研究者の資質の向上を図ることを目的とし、国際共同研究チームに対して、公募により助成申請のあった研究開発課題について選定し、ＮＥＤＯから研究助成を行う。通称ＮＥＤＯグラントと呼ばれている。１テーマについて１年間

約 3,000 万円、最長３年間を限度としている。平成 14 年度からは、一般会計の物質・材料分野と地球環境分野の基礎を統合し、産業技術分野と変更した。

② 産業技術に関する調査

旧工業技術院時は、企画調査課が調査機能を有し、特に海外調査のために国際技術調査室が置かれていたが、平成 13 年１月の省庁再編に当たり、調査機能の強化のため、技術調査室が独立したチームとして設置され、産業技術政策の基礎となる客観的データの収集及び一元管理、産業技術環境局内の各担当課が個別に行っている技術調査の総合管理及び調整、調査計画の策定、省内外への適切な情報発信を行っている。

(ｲ) 「我が国の産業技術に関する研究開発活動の動向－主要指標と調査データ－」

平成 13 年８月に第一版を、平成 14 年３月に第二版を出し、平成 14 年 11 月には第三版を出した。①産業技術に関する統計（科学技術関係の統計や経済関係の統計の一部）の分析、②産業技術に係る研究開発システムやイノベーションシステムの分析、③個別の技術の研究開発や実用化の動向の把握、④海外の産業技術に係る政策や研究開発の動向を調査の柱としているが、第三版では、主に①と②の成果を整理し、体系的に編集した。

(ﾛ) 技術調査レポート

情報発信機能として、委託調査の結果や内部の調査・分析結果などの情報を選び、技術調査レポートとして発行している。これまでに、技術動向編として、平成 14 年２月に「ディスプレイ市場の今後について」、平成 14 年５月には「酸化チタン光触媒に関する産業の現状と課題」、平成 15 年３月には「ＭＥＭＳに関する技術の現状と課題」を発行した。海外編としては、平成 14 年 10 月に「東アジアの技術力について」を発行した。また、統計・研究システム編として、平成 13 年６月に「平成 12 年科学技術調査報告について」、平成 13 年 12 月に「平成 13 年科学技術研究調査報告（速報版）」、平成 15 年１月に「平成 14 年科学技術研究調査報告（速報版）」をそれぞれ発行した。

基準認証政策

１． 工業標準化の意義と概要

工業標準化とは、「National Standards:国家規格」である日本工業規格（ＪＩＳ:Japanese Industrial Standards、以下「ＪＩＳ」という。）のような「規格」を制定する行為である。このような工業標準化の意義は、自由に放置すれば、多様化、複雑化、無秩序化してしまう「もの」や「事柄」について、経済・社会活動の利便性の確保（互換性の確保等）、生産の効率化（品種削減を通じての量産化等）、公正性を確保（消費者の利益の確保、取引の単純化等）、技術進歩の促進（新しい知識の創造や新技術の開発・普及の支援等）、安全や健康の保持、環境の保全等のそれぞれの観点から、技術文書として国レベルの「規格」を制定し、これを全国的に「統一」又は「単純化」することであると言える。

我が国の工業標準化制度は、主務大臣が、工業標準化法に規定された手続きに従って、国家行政組織法第８条による審議会である日本工業標準調査会による調査審議を経て制定されるＪＩＳ及び制定されたＪＩＳの中から適切なものを指定して、当該ＪＩＳへの適合性を評価して証明する制度である「ＪＩＳマーク表示制度」及び「試験事業者認定制度」の二本柱で構成されている。

２． 日本工業標準調査会の再編

2001 年１月の中央省庁の再編と期を一にした審議会等の体制見直しにより、我が国の工業標準化に関する調査審議機関として、約 50 年の歴史を持つ日本工業標準調査会（ＪＩＳＣ：Japanese Industrial Standards Committee、以下「調査会」という。）の体制も変革・再編成が不可避となった。調査会の再編成の第一歩として、2001 年１月 26 日、経済産業大臣により新しく委嘱された 27 名の委員で構成される調査会「総会」が開催され、規格全般の審議等を担当する「標準部会」、適合性分野の政策立案・品質マネジメントシステム等の管理システム規格の審議等を担当する「適合性評価部会」、標準化活動全般に消費者の視点を取り入れることを目指した「消費者政策特別委員会」及び計量標準等我が国の知的基盤整備を取りまとめる「知的基盤整備特別委員会」の設置を決定した。

調査会の組織の再編成は、原則として、「21 世紀における標準化課題検討特別委員会報告（2000 年５月 29 日）」

の具体的な提言内容に基づいて行われた。

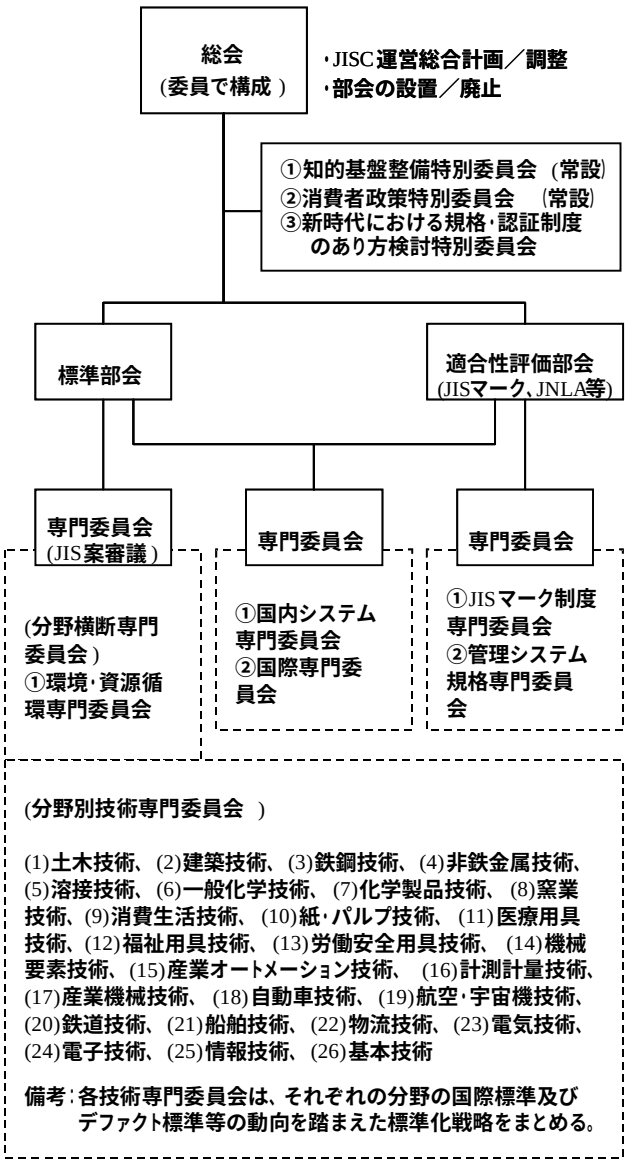

図１　調査会の組織図

(1) 総会

総会は、経済産業政策、技術政策、通商政策等を踏まえた標準化政策の在り方について広く議論し、総合的なビジョンを作成する調査会の最高議決機関と位置づけられている。具体的な調査会の審議手続等を決定する調査会運営規程の決定等を通じて、調査会全般の運営の効率化を実現することも総会の任務である。

なお、第１回総会(2001 年１月 26 日開催)で、総会の傘下に「標準部会」及び「適合性評価部会」を設置し、更に、「消費者政策特別委員会」及び「知的基盤整備特別委員会」の２つの常設特別委員会を、第３回総会(2002 年６月 24 日)で「新時代における規格・認証制度のあり方検討特別委員会」を設置した。

(2) 標準部会

標準部会は、デジュール標準（ＪＩＳ、ＩＳＯ規格等）及びデファクト標準（フォーラム標準、コンソーシアム標準等）の両面からの標準化動向を踏まえたＪＩＳ等の国家標準化及びＩＳＯ／ＩＥＣ等の国際標準化に係る基本的な指針及び計画を作成する。

第１回標準部会（2001 年２月 26 日開催）は、当該標準部会の下に、26 の技術分野ごとの「技術専門委員会」を設置し、併せて、分野横断的事項を扱う専門委員会として、ＩＳＯ／ＩＥＣ上層委員会対応を扱う「ＩＳＯ専門委員会」及び「ＩＥＣ専門委員会」、分野横断的な環境配慮・資源循環関連を扱う「環境・資源循環専門委員会」を設置した。26 の技術分野ごとの技術専門委員会は、デファクト標準・デジュール標準の国内・国際動向を的確に把握した上で、個別の工業標準原案（以下「ＪＩＳ原案」という。）を審議する役割を負うとともに、自らが担当する技術、分野別の標準化戦略を調査審議する。「環境・資源循環専門委員会」等横断的専門委員会は、各分野別技術専門委員会に対して、相互に連携を図りつつＪＩＳ等の規格作成に関する要請・勧告等を行う機能が付与される。

また、2001 年８月 31 日に開催された第３回標準部会において、標準化戦略（総論編）と 27 の技術分野別標準化戦略が策定された。「総論編」は、標準化戦略策定の背景及び目的を明らかにするとともに、標準化政策を巡る国際動向等を整理した上で、我が国の標準化戦略を簡潔に取りまとめたものである。

これまでに、７回の標準部会が開催され、2002 年４月 25 日に開催された第７回標準部会では、環境・資源循環専門委員会が取りまとめた「環境ＪＩＳの策定促進アクションプログラム※」の報告を受けて、各技術専門委員会に対し、同アクションプログラム実施の勧告が行われた。

※環境ＪＩＳの策定促進アクションプログラムは下記ＵＲＬのホームページで閲覧が可能である。

http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g20416hj.pdf

(3) 適合性評価部会

適合性評価部会は、ＪＩＳ適合性評価制度の運営・整備に関する検討並びに適合性評価及び管理システム規格に関する規格案の調査審議を行うとともに、これらの規格を普及する観点から、国内の認定・認証制度の運営・整備に関すること、また、適合性評価に係る国際・地域制度の在り方について検討する。第１回適合性評価部会(2001年４月27日開催）では、適合性評価制度に係る国際規格・ガイドに対する基準認証担当部局、任意の適合性評価制度運営者等の意見・提案や情報交換等を行う「国内システム専門委員会」及び今後のＪＩＳマーク表示制度の在り方についての検討等を行う「ＪＩＳマーク制度専門委員会」の設置を決定するとともに、適合性評価関係の規格制定等に関する審議を行った。

これまでに５回の適合性評価部会が開催され、2002年４月24日に開催された第４回適合性評価部会では、市場ニーズを反映した適切な管理システム規格を用いた認定・認証制度の在り方等について検討を行う「管理システム適合性評価専門委員会」の設置を決めた。

(4) 知的基盤整備特別委員会

知的基盤整備特別委員会は、計量標準、計測・評価方法、データベース整備、研究材料等の知的基盤の加速的・効率的整備に必要な計画の策定や実施状況の評価等を行う。当該特別委員会は、産業構造審議会産業技術分科会との合同委員会として設置されている。2001年４月10日に開催された第１回委員会以降、知的基盤整備特別委員会は、本格的な審議を重ねており、知的基盤整備に関する主な論点に関する議論を行い、2001年６月26日に開催された第４回知的基盤整備特別委員会において「中間とりまとめ」を行った。また、2002年度は、これまでの知的基盤整備施策に関する議論全般を見直すとともに、知的基盤整備目標の新たな設定を行った。

(5) 消費者政策特別委員会

消費者政策特別委員会は、ＪＩＳの規格開発プロセス等に消費者（年齢、性別に偏りの無い、また高齢者・障害者の視点にも配慮した消費者全般）の視点をより一層反映させることを目的として必要な調査審議を行うものであり、国際標準化機構（ＩＳＯ）に設置されている消費者政策委員会（ＣＯＰＯＬＣＯ）に対する国内検討委員会としての機能も担う。2001年４月11日に開催された第１回消費者政策特別委員会において、「標準化における消費者政策の在り方に関する提言書」の取りまとめに着手することを決定し、WGによる３回の検討を経て、2001年８月29日に開催された第２回消費者政策特別委員会で、提言書を取りまとめた。

2002年度は、一般消費者に対する標準化活動の普及啓発を進めると同時に、引き続きＣＯＰＯＬＣＯの活動に積極的に参加、貢献した。

３．ＪＩＳ制度の概要

３．１．ＪＩＳ制定のプロセス

ＪＩＳの制定プロセスは、工業標準化法に基づき、主務大臣がＪＩＳ原案を調査会に付議し、調査会による調査審議を経て主務大臣に答申されたＪＩＳ原案を、主務大臣が官報に公示してＪＩＳとして制定するものである。

ＪＩＳ原案の作成は、これまでは工業標準化法第11条による国主導のＪＩＳ原案の作成が主であったが、民間団体等利害関係者の積極的な関与を促すため、1997年に工業標準化法が改正され、工業標準化法第12条による利害関係者からのＪＩＳ原案の申出手続きが簡素化された。近年のＪＩＳ制定、改正、廃止等の状況について表１（次頁）に、年度別ＪＩＳ制定、改正・確認・廃止について表２（次々頁）に示す。

３．２．規格作成の迅速化・透明化

近年の技術革新の進展はめざましく、また、急速な技術進歩に対して、①ＪＩＳとして制定するには時期尚早なもの、また、現時点でコンセンサスの形成が困難であるが、将来のＪＩＳとして期待されるもの、②情報処理技術など技術革新の著しく早い分野への工業標準化等、日進月歩の標準化ニーズにタイムリーに対応する必要のあるもの、③ＪＩＳの制定のエビデンスとして、また、ＪＩＳの実施に対し有効なデータ類について、主務大臣が、調査会の意見を聴取した上で適切と判断した場合、「標準情報（ＴＲ：Technical Reports、以下「ＴＲ」という。）」として、技術情報を早期に公表できる「ＴＲ制度」を1996年度に整備し、2001年度末で142件のＴＲを公開した。2002年度中には、新たに39件のＴＲを公表した。

３．３． ＪＩＳ制定プロセス等の電子化

ＪＩＳに関する情報は、経済活動に関わる国内外の関係者に重要であり、かつ、ＪＩＳ作成の迅速性、ＪＩＳ作成プロセスの透明性・公平性の確保も求められている。こうした中、インターネットが広く普及している状況も踏まえ、ＪＩＳ制定・改正に関し、原案の作成から、調査会での審議、制定・改正等されたＪＩＳ等の公表までの一連のプロセスを 2002 年に電子化した。これによって、①テンプレート使用による原案作成作業が効率化、②インターネットによる原案の申出、③調査会における審議の迅速化・透明化、④制定・改正されたＪＩＳ等のホームページ上での検索・閲覧が可能となった。

電子化は、ＪＩＳ／ＴＲ作成・閲覧ネットワーク、ＪＩＳマーク・ＪＩＳ工場管理、ＩＳＯ／ＩＥＣの電子投票支援の各システムについて整備を行い、ＪＩＳの作成･閲覧、ＩＳＯ／ＩＥＣの電子投票支援の各システムについては 2002 年４月から運用を開始し、ＴＲの作成・閲覧、ＪＩＳマーク・ＪＩＳ工場管理の両システムについては 10 月から運用を開始した。

ＪＩＳ関連の情報については、下記ＵＲＬのホームページで閲覧可能である。http://www.jisc.go.jp/

４． ＪＩＳマーク表示制度

(1) 制度の趣旨

国又は指定認定機関等が認定した工場が、ＪＩＳに適合するように生産等されている鉱工業品にＪＩＳマークを表示することによって、商品の取引・流通・使用・消費等に多大の利益をもたらすことを目的としている。

(2) 品目の指定

ＪＩＳマーク表示制度の対象となる具体的な品目の指定に係る考え方は、それぞれの時代の経済的・社会的要請に応じて決めている。現在は、商品の購入に際して規格に適合しているかどうかの判定が行いがたいもので、かつ、規格の不適合があった場合に使用･消費者又は公共に対して与える影響が大きいものという視点に重点を置いている。

2003 年３月末時点で経済産業大臣が指定している品目・種目の数は 593 件で、部門別にみると、鉄鋼・非鉄金属・化学などの基礎資材関係、機械・電気などの機械部品関係、日用品などの消費財関係が多くなっている（次頁表３）。

(3) 国内・国外の表示認定件数

国内のＪＩＳマーク表示認定工場は、国内で 12,666 工場（2003 年３月末）となっており、その地域分布は、関東、近畿地区が多くなっている（次頁表４）。また、国外ではＪＩＳマーク表示認定工場は 433 工場（2003 年３月末）あり、国及び地域別では、韓国、台湾地域が 67%を占め、部門別では鉄鋼 156 件を筆頭に、電子機器及び電気機械、一般機械、土木及び建築となっている（次々頁表５）。

表１　年度部門別ＪＩＳ制定・改定・廃止規格数

ＪＩＳ部門	制　定		改　正		廃　止		規格総数		備考１		備考２	
	2001	2002	2001	2002	2001	2002	2001	2002	2001	2002	2001	2002
A （土木及び建築）	31	16	25	29	5	0	458	474	107	111	12	13
B （一般機械）	49	68	40	61	23	14	1,367	1,421	0	0	20	28
C （電子機器・電気機械）	53	10	9	15	2	20	1,167	1,157	0	0	11	11
D （自動車）	18	2	12	1	7	2	344	344	0	0	0	0
E （鉄道）	6	0	11	4	37	1	151	150	106	106	7	7
F （船舶）	0	8	0	21	0	4	480	484	476	480	0	0
G （鉄鋼）	4	3	9	12	0	0	371	374	0	0	0	0
H （非鉄金属）	3	8	20	4	9	1	366	373	0	0	0	0
K （化学）	22	33	68	40	63	38	1,745	1,740	0	0	0	0
L （繊維）	1	0	13	1	0	0	210	210	1	1	0	0
M （鉱山）	2	0	1	4	20	1	170	169	0	0	0	0
P （パルプ及び紙）	1	0	3	0	0	0	62	62	0	0	0	0
Q （管理システム）	2	5	3	1	0	0	38	43	0	0	3	3
R （窯業）	17	2	10	19	7	0	286	288	0	0	0	0
S （日用品）	4	1	7	11	9	0	168	169	0	0	1	1
T （医療安全用具）	19	4	8	8	78	0	305	309	165	165	84	88
W （航空）	6	1	2	0	4	0	96	97	2	2	14	14
X （情報）	26	45	9	24	1	3	477	519	0	0	2	2
Z その他（基本、包装、溶接、原子力）を含む	25	18	34	19	4	7	691	702	1	1	31	31
合　計	289	224	284	274	269	91	8,952	9,085	858	866	185	198

備考　１．主務大臣が経済産業大臣以外であるＪＩＳを示し、内数である。
　　２．主務大臣が経済産業大臣と、それ以外の大臣との共同管轄であるＪＩＳを示し、内数である。

表２　年度別ＪＩＳ制定、改定・確認・廃止

西暦	年度	制定	改正	確認	廃止	規格数累計
1949	昭和24年	187	1	0	0	187
50	25	867	11	0	2	1,052
51	26	698	42	0	4	1,746
52	27	778	71	117	15	2,509
53	28	690	476	365	51	3,148
54	29	450	418	351	34	3,564
55	30	416	547	567	32	3,948
56	31	406	763	833	86	4,268
57	32	352	624	656	59	4,561
58	33	375	634	890	111	4,825
59	34	337	680	1,140	88	5,074
60	35	321	1,015	621	140	5,255
61	36	406	367	1,242	110	5,551
62	37	350	350	1,114	70	5,831
63	38	317	504	1,147	74	6,074
64	39	277	285	2,336	100	6,251
65	40	221	382	1,009	50	6,422
66	41	230	341	1,744	18	6,634
67	42	164	201	1,946	117	6,681
68	43	226	691	1,670	84	6,823
69	44	179	370	1,689	89	6,913
70	45	234	441	2,353	151	6,996
71	46	209	429	1,756	77	7,128
72	47	179	457	1,347	58	7,249
73	48	154	306	2,515	26	7,377
74	49	220	623	1,953	46	7,551
75	50	230	1,213	2,000	103	7,678
76	51	143	1,159	792	122	7,699
77	52	113	754	1,430	125	7,687
78	53	188	909	2,479	131	7,744
79	54	134	616	1,983	232	7,646
80	55	132	398	440	107	7,671
81	56	137	404	53	55	7,753
82	57	156	399	767	57	7,852
83	58	130	394	2,022	87	7,895
84	59	160	370	1,387	124	7,931
85	60	124	349	1,020	77	7,978
86	61	193	344	766	61	8,110
87	62	197	481	1,018	84	8,223
88	63	196	491	1,401	131	8,288
89	平成元年	180	434	1,002	54	8,414
90	2	174	402	606	211	8,377
91	3	147	446	932	165	8,359
92	4	187	762	580	139	8,407
93	5	189	783	718	412	8,184
94	6	146	1,065	1,049	222	8,108
95	7	169	756	447	178	8,099
96	8	128	399	460	66	8,161
97	9	340	424	563	136	8,365
98	10	543	616	612	479	8,430
99	11	614	478	805	302	8,742
2000	12	453	321	1,113	262	8,933
1	13	289	284	772	269	8,953
2	14	224	274	1,379	91	9,086
合　計		15,257	26,754	57,957	6,174	—

注：制定欄において、昭和24～29年(1949～1954年)にはJESからの切り替え分1,268件をふくむ。

表３　部門別ＪＩＳ指定品目(種目)数(経済産業省所管分)

ＪＩＳ部門	ＪＩＳ指定品目（種目）数					
	(2001年度)			(2002年度)		
	指定	取消し	年度末数	指定	取消し	年度末数
A　(土木及び建築)	0	1	79	0	0	79
B　(一般機械)	0	2	105	0	2	103
C　(電子機器・電気機械)	0	6	81	0	0	81
D　(自動車)	0	1	32	0	0	32
E　(鉄道)	0	0	9	0	0	9
F　(船舶)	0	0	0	0	0	0
G　(鉄鋼)	0	0	41	0	0	41
H　(非鉄金属)	0	2	25	0	0	25
K　(化学)	0	13	93	0	0	93
L　(繊維)	0	0	8	0	0	8
M　(鉱山)	0	3	4	0	0	4
P　(パルプ及び紙)	0	0	5	0	0	5
R　(窯業)	0	3	31	0	0	31
S　(日用品)	0	2	52	0	0	52
T　(医療安全用具)	0	1	7	0	0	7
W　(航空)	0	0	0	0	0	0
X　(情報)	0	0	0	0	0	0
Z　(その他)	0	5	23	0	0	23
合　計	0	39	595	0	2	593

表４　経済産業局別ＪＩＳマーク表示認定件数

経済産業局	2001年度末現在数	2002年度末現在数
北海道	708	690
東北	1001	999
関東	3814	3676
中部	1610	1592
近畿	2690	2648
中国	990	950
四国	534	528
九州	1462	1426
沖縄	152	157
合　計	12961	12666

表５　海外のＪＩＳマーク表示認定状況（経済産業省所管分）

ＪＩＳ部門	認定件数		地域別認定件数		
	2001	2002	国名	2001	2002
A（土木及び建築）	40	47	ｵｰｽﾄﾗﾘｱ	1	1
			中国	3	3
			ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ	3	3
			韓国	30	35
			タイ	1	1
			台湾	2	2
			ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ	0	1
			ﾏﾚｰｼｱ	0	1
B（一般機械）	41	50	中国	8	9
			ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ	3	3
			韓国	13	21
			ﾏﾚｰｼｱ	1	1
			フィリピン	1	1
			ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ	2	2
			タイ	6	6
			台湾	6	6
			ベトナム	1	1
C（電子機器及び電気機械）	56	57	中国	9	11
			ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ	5	5
			韓国	19	18
			ﾏﾚｰｼｱ	4	2
			タイ	10	10
			台湾	7	9
			米国	2	2
D（自動車）	11	11	韓国	5	5
			台湾	6	6
E（鉄道）	1	1	ｵｰｽﾄﾘｱ	1	1
G（鉄鋼）	142	156	ブラジル	1	1
			中国	5	5
			ドイツ	2	2
			イギリス	2	2
			ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ	7	7
			韓国	91	102

ＪＩＳ部門	認定件数		地域別認定件数		
	2001	2002	国名	2001	2002
G（鉄鋼）			カタール	1	1
			ｽｳｪｰﾃﾞﾝ	2	2
			ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ	1	1
			タイ	6	6
			台湾	17	17
			米国	7	7
			ベトナム	0	3
H（非鉄金属）	11	12	ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ	2	2
			韓国	5	6
			タイ	2	2
			米国	1	1
			中国	1	1
K（化学）	32	32	中国	1	1
			ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ	3	3
			韓国	14	14
			ﾏﾚｲｼｱ	1	1
			ﾌｨﾘﾋﾟﾝ	1	1
			ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ	1	1
			タイ	1	1
			台湾	10	10
R(窯業)	14	17	中国	1	2
			ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ	3	3
			メキシコ	1	1
			ﾏﾚｰｼｱ	2	2
			タイ	1	1
			台湾	3	3
			米国	3	3
			韓国	0	2
S(日用品)	13	14	中国	2	3
			韓国	7	7
			タイ	3	3
			台湾	1	1

ＪＩＳ部門	認定件数		地域別認定件数		
	2001	2002	国名	2001	2002
T(医療安全用具)	4	5	ドイツ	2	2
			韓国	2	2
			米国	0	1
Z(その他)	30	31	中国	1	2
			イタリア	1	1
			韓国	14	15
			ﾏﾚｰｼｱ	1	1
			タイ	2	2
			台湾	10	9
			米国	1	1
合　計	395	433	ｵｰｽﾄﾗﾘｱ	1	1
			ｵｰｽﾄﾘｱ	1	1
			ブラジル	1	1
			中国	31	37
			ドイツ	4	4
			イギリス	2	2
			ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ	26	26
			イタリア	1	1
			韓国	200	227
			メキシコ	1	1
			ﾏﾚｰｼｱ	9	8
			フィリピン	2	2
			カタール	1	1
			ｽｳｪｰﾃﾞﾝ	2	2
			ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ	4	4
			タイ	32	32
			台湾	62	63
			米国	14	15
			ベトナム	1	4
			ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ	0	1

５．　ＪＮＬＡ制度について

指定品目以外の鉱工業品のＪＩＳ（ＪＩＳマーク表示制度の対象とならない製品規格をいう。以下「非指定品目のＪＩＳ」という。）では、約 3,000 規格を制定している。非指定品目のＪＩＳについては、製造業者等の責任においてＪＩＳへの適合表示を行うことができる。

我が国では、知名度の低い中小企業や外国業者等が、非指定品目のＪＩＳへの適合表示を行う際に、その信頼性を高め、支援するための試験を行う事業者を認定する制度の活用を1997年から行っている（ＪＩＳ法第57条関係等）。

本制度では、試験事業者は非指定品目のＪＩＳに適合することを明らかにするのに必要な試験実施能力を有すると認められた場合、主務大臣（主務大臣が経済産業大臣の場合、独立行政法人製品評価技術基盤機構（ＮＩＴＥ））の認定を受けることができる。認定された試験事業者は、認定された試験方法の範囲内において、特別な標章（ロゴ）付きの試験成績表（証明書）を発行することができる。本制度では、試験事業者の認定基準として、国際基準であるＩＳＯ／ＩＥＣ17025 を基礎に用いて認定業務を実施している。2003 年３月末時点でのＪＮＬＡ制度に基づく認定試験所数は 78 件である。

６．　最近の標準化に係る活動について

６．１．　産業競争力強化及び国際標準化活動の強化

(1) ライフサイエンス

遺伝子組み換え体に対する検出方法の標準化について、我が国で改良・考案されたプラスミド定量リアルシステムＰＣＲ法を国際標準案として提案するための調査研究に着手した。

(2) 情報通信

物品トレーサビリティ確保の観点から、国際複合一貫輸送の国際標準化について、我が国における関連業種・分野の現状について調査を実施した。

テロ対策のみならず、安全性や利便性の高い本人認証のためのインフラとして期待される生体情報を用いた個人識別技術（バイオメトリクス）に関する国際標準化を推進する。

ＩＴＳについては、車載システムのインターネットＩＴＳ、ブローブ情報システムにおける個人情報保護等に関する国際標準提案のための調査研究を実施した。

(3) ナノテク・材料

信頼性の高いデバイスの開発及び製造の一層の加速の観点から、マイクロ・ナノ材料の性能評価方法の国際標準提案のための調査研究に着手した。

(4) その他

製品化を目指した技術開発が活発化している携帯機器用(携帯パソコン、携帯電話等)超小型燃料電池の国際標準提案のための調査研究に着手した。

圧力容器に関して、日米共同によるグローバルな市場に適合する性能規定化された新たな国際規格案を作成・提案した。

６．２． 社会ニーズへの適確な対応

(1) 消費者製品・消費者保護

企業の社会的責任（ＣＳＲ：Corporate Social Responsibility）については、ＩＳＯ／TMB（技術管理評議会）の指示の下でＩＳＯ中央事務局が 2004 年４月末までにＴＲを作成することとなっており、我が国としても、日本企業の国際市場での円滑な活動を支援する観点等から、産業界等で積極的な対応体制を整備した。

消費者保護を目的に、ＩＳＯ/ＴＣ176(品質管理及び品質保証)で苦情処理・紛争処理に関する国際規格として、苦情処理マネジメントシステム(ＩＳＯ10002)、裁判外紛争処理(ＩＳＯ10003)等の規格を作成中である。

アジア太平洋地域のＩＳＯ／ＣＯＰＯＬＣＯ活動を強化するため、我が国が事務局となっているＡＰ－ＣＯＰＯＬＣＯを適切に運営し、2003 年 10 月に東京でセミナーを開催した。

(2) 環境関係

ホルムアルデヒドの低減化機材の吸着・分解性能測定方法の標準化調査研究に新たに着手した。

光触媒に関して、セルフクリーニング性能、空気浄化性能、水質浄化性能、抗菌・防かび性能等の評価方法の標準化調査研究に新たに着手した。

リサイクル骨材の利用促進のため、再生骨材及びコンクリート用溶融スラグ骨材の標準化調査研究を推進した。

ライフサイクル全体を考慮した電気・電子機器の環境配慮設計の国際標準化の必要性が高まっているため、国内の経験を活かしつつ、ＩＥＣにおける環境配慮設計ガイド作りに積極的に参画した。

廃棄物溶融スラグの規格化に必要な再生材料・製品中の化学物質試験方法の調査研究を推進した。

(3) 高齢者・障害者等対応

高齢者・障害者分野の今後の標準化の進め方について、消費者政策特別委員会で、2003 年６月に「高齢者・障害者ビジョン」を策定した。

情報バリアフリーを一層促進するため、ＩＳＯ／ＩＥＣガイド 71 を基礎として、情報機器分野共通の技術指針及び各製品個別規格を作成し、国際標準提案を実施する予定である。

(4) その他

電子政府等高度ＩＴ社会を構築するための社会基盤として、コンピュータによる人名、地名の漢字利用を推進するため、2002 年度より「汎用電子情報交換環境整備プログラム」を実施している。本事業においては文字情報データベースの構築を行っており、2003 年度は当該データベースの試験的運用を予定している。

６．３． 強制法規へのＪＩＳ引用等の促進

任意分野における適合性評価システムと強制法規担当部局の連携を図るために 2001 年４月に設置された国内システム専門委員会は、第５回（2002 年４月）を終了したところで、審議内容の一層の充実を図る観点から、基準認証制度上の技術基準に係るＩＳＯ／ＩＥＣ規格やＪＩＳ

についても、適合性評価制度との関連性に鑑み、本委員会の委任事項を改正した。対象に強制法規の技術基準担当部局との情報交換、意見交換を追加し、標準部会・適合性評価部会の両部会傘下の専門委員会として審議を継続した。

なお、任意の適合性評価制度の強制法規への活用促進をより一層図るため、工業標準化法に基づく適合性評価制度の改革も視野に入れ、①任意規格及びそれを用いた適合性評価制度の活用、②国際規格・ガイドの活用、③強制法規当局から見た任意規格及びそれを用いた適合性評価制度、国際規格・ガイドの活用に当たっての課題等について審議を継続し、2003 度中に５回程度の審議を行った。

(1) 建築基準法(シックハウス対策)

ホルムアルデヒドの放散可能性のある建材使用を制限する旨の建築基準法改正に合わせ、関係する建材ＪＩＳにおいて、ホルムアルデヒドの放散基準による等級、表示方法等を規定するための改正を行った。

(2) 薬事法

2002 年度の薬事法改正による第三者認証制度の導入の際、審査基準としてＪＩＳが引用されることとなり、それに迅速に対応するため、2003 年度は、超音波画像診断装置、家庭用マッサージ器等のＪＩＳの制定を行った。

(3) 製品安全４法

製品安全４法の技術基準の性能規定化を推進するため、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（12 件）、ガス事業法（４件）、消費生活用製品安全法（６件）の分野において、例示規格としてのＪＩＳの制定を予定している。

また、電気用品安全法の分野においては、ＩＥＣ準拠ＪＩＳ（現在約 260 件）について、最新のＩＥＣ規格に整合させるための原案作成を 2003 年度から３年計画で実施する。

(4) 水道法

2004 年度施行の水道法改正による水質基準省令とＪＩＳとを整合化させるため、2003 年度、水道器具関連ＪＩＳ43 件の改正を実施した。

６．４． 環境整備（標準の重要性・有用性に関する認識の向上等）

「標準」に関する広報活動を強化するため、「日本工業標準調査会ホームページ」の拡充等を行い、標準化の意義・内容や策定の方法、ＪＩＳの活用策に関する応用例、あるいは強制法規等におけるＪＩＳの活用の実態等について広く情報を提供している。また、産業界、消費者及び学識経験者等標準化に参画する人材を育成するため、研修制度（標準化政策研修）等の拡充を行った。

７． 新たな時代のニーズに対応したＪＩＳ制度の構築（日本工業標準調査会　新時代における規格・認証制度のあり方検討特別委員会における検討結果概要）

(1) 経緯

ＪＩＳ制度（いわゆるＪＩＳ、ＪＩＳマーク表示制度等）については、過去に数次にわたり、中長期的な基本方針や重点分野を記した工業標準化推進長期計画の策定や工業標準化法の実質的な改正を行い、内外の環境変化に柔軟に対応してきた。また近年においても、ＪＩＳC21 世紀に向けた標準化課題検討特別委員会報告書（2000 年５月）に盛り込まれた提言を踏まえ、制度改善を図ってきたところである。

しかしながら、以下のような環境変化がある中、ＪＩＳ制度においても、更なる見直しが必要となっていた。第１は、産業競争力強化のツールとしての標準の役割の増大である。経済のグローバル化の進展に伴い、各企業等のマーケット戦略における標準、とりわけ国際標準の重要性が増大しており、分野によっては国際標準獲得に向けた諸外国との熾烈な競争が展開していた。また、プロパテント時代に突入した近年では、標準化活動も知的財産戦略と密接に関連し、また、企業等により形成されたフォーラムによる規格開発が増加する等、その活動は一層多様化、複雑化していた。

第２に、消費者ニーズが多様化する中で、情報伝達ツールとしての規格への期待が一層増大していた。具体的には、地球環境保全や安全志向、高齢者・障害者対応ニーズの高まり等消費者の価値観が多様化する中で、標準及びそれへの適合性の認証が、従来以上に、消費者の価値観に応じた情報を提供する機能を果たしつつある中、ＪＩＳ制度が、こうした期待に一層効果的に対応できるものとなるよう、

所要の見直しを行っていくことが重要となっていた。

第３に、昨今の行政改革の検討の一環として、国から公益法人が委託等を受けて行っている検査・検定制度等について、2002 年３月の閣議決定「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」において、事業者の自己確認・自主保安へ移行することを基本原則としつつ、消費者保護等から必要がある場合には、これまでの指定・認定制度から、事業者の自己責任をベースに、行政の裁量なしに政府に登録された第三者機関（登録機関）による実施へ移行することとされていた。ＪＩＳ制度についても、ＪＩＳマーク表示制度及び試験所認定制度（ＪＮＬＡ制度）を 2005 年度までに登録機関による実施へ移行することとされており、その具体化に向けた検討を行うことが必要となっていた。

以上のような状況を踏まえ、新たな時代における規格・認証制度の課題を整理するとともに、政策の方向性を示すことを目的として、2002 年６月に調査会の下に「新時代における規格・認証制度のあり方検討特別委員会」（以下「新時代特別委員会」という。）が設置された。

(2) 検討経緯

ＪＩＳ制度自体が、「ＪＩＳ」、「ＪＩＳマーク表示制度及び試験所認定制度（ＪＮＬＡ）」の二本柱で構成されていることから、それぞれの具体的な制度設計等については、新時代特別委員会の下に規格ワーキンググループ及び認証制度ワーキンググループを設置し、両ワーキンググループが個別論点について検討を行った。その審議状況を、新時代特別委員会へ報告するという形で審議が進められた。

2002 年７月 16 日に第１回新時代特別委員会を開催して以降、２回の新時代特別委員会、５回の規格ワーキンググループ及び４回の認証制度ワーキンググループにおける検討を経て報告書案が取りまとめられ、2003 年６月 17 日の日本工業標準調査会総会において当該報告書案が承認された。

(3) 検討結果（報告書のポイント）

① 規格関係

規格関係については、特に国際標準化の必要性と産業への影響という観点から現状分析を行い、競争力強化に資する標準化の推進、標準化と知的財産の関係整理といった規格に係るニーズ、課題を整理した。

その上で、ＪＩＳＣ体制の改善と制度の見直しについて、(ｲ)国際規格化のための対応体制を整備する（国際提案の迅速化に向けたＪＩＳＣ体制の整備、フォーラム規格を活用した国際規格提案及び国際提案をサポートする国内外における活動の強化）、(ﾛ)規格作成の迅速化・効率化を図るために、標準仕様書（ＴＳ）制度及び特定標準化団体（ＣＳＢ）制度を導入し、これら制度を活用した規格作成のための新たな体制により規格作成の迅速化・効率化を図る、(ﾊ)強制法規への引用促進に向けた改善策として、強制法規当局と標準化機関との連携強化、技術基準等に引用されやすい規格体系の整備等を図る、といった対応策を具体的に提示した。

また、フォーラムとの連携、標準技術に含まれる知的財産の安定化については今後の課題として整理した。

② 認証制度関係

ＪＩＳマーク表示制度における政府認証から第三者認証への移行の要請、自己適合宣言・表示の要請、国際ガイド整合性の要請、ＪＮＬＡ制度における対象範囲拡大の要請等、両制度が抱えている課題、ニーズを整理した。

その上で、新制度の骨格として、ＪＩＳマーク表示制度については、(ｲ)第三者機関（登録機関）による認証（登録基準はＩＳＯ／ＩＥＣガイド 65 を基本に）、(ﾛ)「認証」、「定期検査」及び「事後措置」を登録機関が一元的に実施、(ﾊ)新ＪＩＳマークには登録機関名・ロゴ表示、また特定の側面や等級・グレードも表示可能に、(ﾆ)「指定商品制度」を廃止し、全ての製品ＪＩＳに対してＪＩＳマークの貼付を認めると同時にＪＩＳマーク以外の方法による規格適合宣言・表示を可能とする、また、ＪＮＬＡ制度については、(ｲ)登録制度へ移行（登録基準はＩＳＯ／ＩＥＣ 17025 を基本に）、(ﾛ)対象を全ての製品ＪＩＳ・試験方法ＪＩＳに拡張（ただし官民の適切な役割分担を確保）、等の点を示した。

(4) 今後の取組

本報告書の理解促進を図るため、全国各地での説明会の開催などの普及広報に努める予定である。

また、関係者等との調整を本格化させつつ、工業標準化法改正について検討を進める。なお、法改正を要しない事項（ＴＳ制度、ＣＳＢ制度等）については随時実施してい

く予定である。

８． 国際標準化活動の現状

８．１． 国際標準化活動への積極的参加

(1) ＩＳＯ／ＩＥＣ総会、理事会等の上層委員会への積極的対応

ＩＳＯにおける総会・理事会・ＴＭＢ、ＩＥＣにおける総会・評議会・標準管理評議会（ＳＭＢ）等の上層委員会に対しては、日本工業標準調査会ＩＳＯ専門委員会、ＩＥＣ専門委員会の審議等を通じて、我が国関係者のコンセンサスを形成した上で対応した。特に、途上国支援問題、ＣＳＲ（企業の社会的責任）の規格化についての議論、規格の市場適合性に関する検討等に対して、調査会意見の反映に努めてきている。

上層活動への人的貢献及び関与としては、高柳（株）東芝技術顧問がＩＥＣ会長に 2002 年１月から就任（任期は 2004 年 12 月まで）しており、３年間の任期期間中である。また、引き続き、ＩＳＯ理事会、ＴＭＢ、ＩＥＣ評議会、ＳＭＢに理事及び委員を派遣している。

2002 年度の主要会議実績は以下のとおりである。

＜ＩＳＯ＞

・総会：山本ＪＩＳＣ会長、佐藤審議官ほかが出席した。（2002 年９月、ストックホルム）
・理事会：田中ＩＳＯ理事が出席した。（2002 年４月、９月、11 月）
・理事会：武田ＩＳＯ理事が出席した。（2003 年３月）
・ＴＭＢ（技術管理評議会）：若井ＴＭＢ委員が出席した。（2002 年４月、９月、2003 年２月）
・ＤＣＴＦ（途上国対策タスクフォース）：武田ＩＳＯ理事が出席した。（2003 年１月）
・ＩＴＳＩＧ（情報技術の実施戦略に関する会合）：長田ＪＩＳＣ委員ほかが出席した。（2002 年 11 月）

＜ＩＥＣ＞

・総会：山本ＪＩＳＣ会長、佐藤審議官ほかが出席した。また高柳ＩＥＣ会長が会長として初めて議長を務めた総会であった。（2002 年 10 月、北京）
・評議会：油本ＣＢ（評議会）委員が出席した。（2002 年４月、10 月）
・ＳＭＢ（標準管理評議会）：森ＳＭＢ委員ほかが出席した。（2002 年６月、10 月、2003 年２月）

(2) ＩＳＯ／ＩＥＣにおけるＴＣ／ＳＣ／ＷＧの幹事国引受業務及び国内審議体制の整備

我が国が技術的に優位にある分野におけるＴＣ／ＳＣ幹事国の獲得を引き続き推進し、以下の幹事を新たに獲得した。

・ＪＴＣ１／ＳＣ28（情報通信／オフィス機器）
・ＩＳＯ／ＴＣ24／ＳＣ４（ふるい、ふるい分け及びふるい分け法以外の粒子径測定方法／ふるい分け法以外の粒子径測定法）
・ＩＳＯ／ＴＣ79／ＳＣ11（軽金属及び同合金／チタン）
・ＩＳＯ／ＴＣ202／ＳＣ４（マイクロビーム分析／走査型電子顕微鏡法）
・ＩＥＣ／ＴＣ100／ＴＡ８（マルチメディアホームサーバシステム）

この結果、幹事国引受数は、ＩＳＯでは 40（うち、ＪＴＣ１の４件を含む）、ＩＥＣでは 15（うち、ＴＣ100 テクニカルエリア（ＴＡ）４件含む）となった（表６、７、８）。

ＩＳＯ／ＩＥＣのＴＣ、ＳＣ、ＷＧにおける国際幹事国業務を行っている団体、及びこれから行う予定の標準化団体に対して、（財）日本規格協会に設置した「国際幹事コーディネーション制度」を通じ、事務作業やドラフトのテンプレート化などの電子的な編集作業の補助、助言、情報提供を行うとともに、国際会議の運営支援を行った。

(3) ＩＳＯ／ＩＥＣへの積極的な国際規格提案

新規提案については、我が国の貢献及び国内のニーズを国際標準化活動へ反映すべく、ＩＳＯ及びＩＥＣに対して、下記の例のような規格提案を行った。

（我が国からの新規提案の例）

・ＩＳＯ／ＴＣ114＜時計＞：ウォッチ用二次電池
・ＩＳＯ／ＴＣ39 ＜工作機械＞：コンピュータグラフィックス標準画像
・ＩＳＯ／ＴＣ127＜土工機械＞：情報化機械土工（システムアーキテクチャ、データ辞書、用語）
・ＩＥＣ／ＴＣ40＜電子機器用コンデンサ及び抵抗器＞：電気二重層コンデンサ
・ＩＥＣ／ＴＣ49＜周波数制御・選択デバイス＞：誘電体共振器の材料
・ＩＥＣ／ＴＣ100／ＴＡ１＜放送用エンドユーザ機器＞：衛星地上波デジタル放送受信機規格

(4) 国際標準化の専門家の養成

国際標準化活動への積極的な参加を担う人材育成の観点から、国内審議団体を含む国際標準化関係者等に対して、英語研修及びＩＳＯ／ＩＥＣの基本的な活動等の理解を促進するための国際標準化研修を実施した。また、国際会議での会議主導のための研修やＩＳＯ規格原案用図表作成研修を実施した。

表6　ＩＳＯ／ＴＣ・ＳＣ別幹事国業務等

（1）ＴＣ

ＴＣ番号	名　　称
ＴＣ８	船舶及び海洋技術
ＴＣ１７	鋼
ＴＣ４７	化学
ＴＣ１０２	鉄鉱石
ＴＣ１３５	非破壊試験
ＴＣ１３８	流体輸送用プラスチック管、継手及びバルブ類
ＴＣ１６４	金属の機械試験
ＴＣ２０１	表面化学分析
ＴＣ２０６	ファインセラミックス

（2）ＳＣ

ＴＣ／ＳＣ番号	名　　称
ＴＣ８／ＳＣ６	船舶及び海洋技術／航海
ＴＣ８／ＳＣ９	船舶及び海洋技術／一般要件
ＴＣ１７／ＳＣ１	鋼／化学成分の定量方法
ＴＣ２２／ＳＣ２２	自動車／モーターサイクル
ＴＣ２５／ＳＣ１	可鍛鋳鉄
ＴＣ２８／ＳＣ５	石油製品及び潤滑油／軽質炭化水素流体の測定
ＴＣ５９／ＳＣ６	ビルディング・コンストラクション／構造、外装、内部区分
ＴＣ６１／ＳＣ１１	プラスチック／製品
ＴＣ６７／ＳＣ５	石油及び天然ガス工業用材料及び装置／油井管
ＴＣ６９／ＳＣ６	統計的方法の適用／測定方法とその結果
ＴＣ７１／ＳＣ６	コンクリート、鉄筋コンクリート及びプレストレストコンクリート／コンクリート構造物の新補強材料
ＴＣ７９／ＳＣ４	軽金属及び同合金／アルミニウム地金
ＴＣ９８／ＳＣ３	構造物の設計の基本／荷重・力・作用
ＴＣ１０２／ＳＣ１	鉄鉱石／サンプリング方法
ＴＣ１０６／ＳＣ７	歯科用材料・器械／口腔衛生用品
ＴＣ１１４／ＳＣ１１	時計／時計の精度表示
ＴＣ１１４／ＳＣ１２	時計／耐磁
ＴＣ１２７／ＳＣ３	土工機械／運転と保守
ＴＣ１３１／ＳＣ７	油圧・空気圧システム及び機器／密封装置
ＴＣ１３５／ＳＣ６	非破壊試験方法／漏れ試験方法
ＴＣ１５９／ＳＣ３	人間工学／人体計測と人体力学
ＴＣ２０１／ＳＣ４	表面化学分析／深さ方向の分析
ＴＣ２０１／ＳＣ６	表面化学分析／二次イオン質量分析法
ＴＣ２０１／ＳＣ８	表面化学分析／グロー放電分光法

（出典：2002 memento）

表7　ＩＳＯ／ＩＥＣ／ＪＴＣ１／ＳＣ幹事国業務

ＳＣ番号	名　　称
ＪＴＣ１／ＳＣ２	情報技術／符号化文字集合
ＪＴＣ１／ＳＣ２３	情報技術／光ディスク
ＪＴＣ１／ＳＣ２９	情報技術／音声、画像、マルチメディア及びハイパーメディア情報の符号化

（出典：2002 memento）

表8　ＩＥＣ／ＴＣ・ＳＣ別幹事国業務

（1）ＴＣ

ＴＣ番号	名　　称
ＴＣ３５	一次電池
ＴＣ５１	磁性部品及びフェライト材料
ＴＣ９０	超電導
ＴＣ９１	電子実装技術

（2）ＳＣ

ＴＣ／ＳＣ番号	名　　称
ＴＣ　３／ＳＣ　３Ｃ	ドキュメンテーション及び図記号／装置用図記号
ＴＣ３６／ＳＣ３６Ｃ	がいし／変電所用がいし
ＴＣ４７／ＳＣ４７Ａ	半導体デバイス／集積回路
ＴＣ４７／ＳＣ４７Ｃ	半導体デバイス／フラットパネルディスプレイ
ＴＣ５９／ＳＣ５９Ｅ	家庭用電気機器の性能／アイロン・プレス器具
ＣＩＳＰＲ／ＳＣ　Ｂ	国際無線障害特別委員会／工業用、科学用及び医療用高周波装置並びに電力線、高電圧機器及び電気鉄道に関する妨害
ＣＩＳＰＲ／ＳＣ　Ｉ	国際無線障害特別委員会／マルチメディア機器等に関する妨害及びイミュニティ

８．２．　多国間標準化協力

(1) ＷＴＯ／ＴＢＴ（貿易の技術的障害に関する協定）委員会

ＴＢＴ協定に関する様々な議論、意見交換を行う場として、年に３回程度開催されており、３年毎にＴＢＴ協定の実施及び運用に関する見直しを行っており、2003 年 11 月に第３回３年見直し報告が取りまとめられている。主要な議題として、「協定の実施と運用」、「良き規制のあり方（ＧＲＰ（Good Regulatory Practice：基準認証分野における良き規制慣行））」、「透明性手続き」、「適合性評価」、「途上国への技術支援」、「その他（ラベリング制度）」等が挙げられ、これまでの取組、現状の課題及び今後の議論の方向性が整理された。

我が国として、標準化を含む、基準認証分野における政府間での国際的な枠組みを議論し規定する、ＷＴＯ／ＴＢＴ委員会への積極的な関与を継続する。

ＷＴＯ全体及びＷＴＯ／ＴＢＴ委員会における途上国支援に関する議論を踏まえて、ＡＰＥＣ／ＷＴＯ協定実施キャパシティ・ビルディング計画に対し、ＪＩＣＡスキームを活用したセミナー実施等により、我が国として積極的に関与した。

また、ＷＴＯ／ＴＢＴ協定附属書３（任意規格の立案、制定及び適用のための適正実施基準）の実施の推進を継続した。

(2) ＡＰＥＣ／ＳＣＳＣ及びＡＳＥＭ基準適合性専門家会合

アジア太平洋及びアジア欧州地域における政府間会合の場である、ＡＰＥＣ（アジア太平洋経済協力会議）／ＳＣＳＣ（基準適合性専門家会合）及びＡＳＥＭ（アジア欧州会議）基準適合性専門家会合について、ＷＴＯ／ＴＢＴ委員会等における国際的な枠組み作りの議論に影響を及ぼしうる場として、戦略的に関与した。

① ＡＰＥＣ／ＳＣＳＣ

アジア太平洋地域の経済発展、貿易円滑化を目的としたＡＰＥＣの基準適合性専門家会合の活動への積極的な関与を継続した。2003 年度は、従来から実施していた域内各エコノミーの規格の国際整合化、ＧＲＰ、相互承認（ＭＲＡ）、国際標準化活動へのアジア太平洋地域からの参加の促進に関する議論に引き続き積極的に寄与した。

2003 年の会合は、タイがホスト国として、２月にチェンライ、５月にコンケーン、８月にプーケットで開催された。また、2004 年はチリがホスト国として、２月にサンティアゴで開催された。

② ＡＳＥＭ基準適合性専門家会合

ＡＳＥＭ／ＴＦＡＰ（貿易円滑化行動計画）の優先分野に基準認証分野が特定され、1998 年９月から、同分野の会合（ＡＳＥＭ／ＴＦＡＰ基準認証会合）が開催されている。同会合においては、国際整合化の推進、途上国支援、適切な基準認証制度の構築（ＢＲＰ：ＡＰＥＣにおけるＧＲＰと同様の議論）等が検討されている。

(3) ＰＡＳＣ（太平洋地域標準会議）

太平洋地域の標準化機関間の、ＩＳＯ／ＩＥＣ活動での連携強化を目的としたＰＡＳＣ活動に対して、同地域の主要国として継続して積極的な関与を行った。具体的には、標準化活動における我が国の取組の紹介、ウィーン協定改定に係る議論等において積極的な役割を果たした。また、2001 年のＩＳＯ／TMB選挙では、我が国の立候補に対するＰＡＳＣ諸国の支持を得ることができた。

2001 年にはソウル、2002 年にはフィジーにて総会が開催された。

(4) ＩＥＣ／ＡＰＳＧ及びＡＰＲＣ（アジア太平洋地域センター）への協力

アジア太平洋地域におけるＩＥＣ活動の普及等を目的とした、ＩＥＣ／ＡＰＳＧの活動及びＡＰＲＣ（アジア太平洋地域センター）の活動への積極的な関与を継続した。2002 年 12 月にシンガポールで行われたＩＥＣ／ＪＩＳＣ／ＡＰＳＧ人材育成セミナーには我が国から講師を派遣した。

なお、ＡＰＳＧは、2002 年度は、2002 年 10 月の第 66 回ＩＥＣ北京大会と同時に開催し、ＩＥＣへの途上国参加を支援する Affiliate Countries Program 及びＰＡＳＣとの協力について議論された。

(5) アセアン基準認証協力プログラム

2001 年９月ハノイにおいて行われた日アセアン経済大臣会合において当省から「アセアン基準認証協力プログラム」を提案したことを受け、途上国への協力の在り方を検討するために、「途上国基準認証協力ワーキンググループ」を設置した。同ワーキンググループにおいて、アセアン諸国における基準認証関係の実態調査等を踏まえ、2002 年 12 月、各国テーラーメードの基準認証協力プログラムを国際標準化分野について最終案をまとめたほか、計量標準分野と適合性評価分野に関するプログラムの作成にも着手した。

2002 年アセアン諸国と議論を開始した、「アジア標準化センター」構想について、累次にわたるＡＣＣＳＱ－ＭＥＴＩ会合（後述）での議論の結果、最終的にその名称を「日アセアン基準認証Ｅセンター」とし、Ｗｅｂ上でのアセアン標準化機関との情報交換等を行うこととした。

(6) ＡＣＣＳＱ（アセアン標準化・品質諮問協議会）－ＭＥＴＩにおける政策対話の実施

我が国とアセアン諸国との基準認証政策当局間の定期会合であるＡＣＣＳＱ－ＭＥＴＩを活用して、2002 年度においては、国際標準化に関する政策対話を８月にラオス、９月にストックホルム（非公式）、３月にブルネイで開催し、アセアン基準認証協力プログラムの進捗状況、アセアン諸国の具体的ニーズについて、意見交換を行った。

(7) ＡＰＥＣ／ＷＴＯ協定実施キャパシティ・ビルディングの推進

2000 年にＡＰＥＣ首脳によって合意された、ＡＰＥＣ／ＷＴＯ協定実施キャパシティ・ビルディングの一環として、我が国がＪＩＣＡスキームにて行うＴＢＴ協定の実施に係る二国間協力について、実施を推進した。2002 年度には、タイ、インドネシア、マレーシアでワークショップを開催した。また、ＡＰＥＣ地域及び中国を対象とした受入れ研修を１月にそれぞれ実施した。

(8) ＷＴＯ／ＴＢＴ委員会、ＩＳＯ等における途上国支援に係る議論への対応・協力

経済のグローバル化、及びそれに伴う国際標準化活動の重要性の増大を受けて、ＷＴＯ／ＴＢＴ委員会、ＩＳＯ等において行われている途上国支援に係る議論を踏まえて、ＪＩＣＡ、ＡＯＴＳ等の二国間協力スキーム等を活用した、標準分野における途上国支援を実施した。

(9) アジア太平洋地域標準化体制整備の実施

継続事業として域内標準関連の人材育成、域内での情報交換促進等を通じて、アジア太平洋諸国とのネットワークの構築を推進した。アセアン諸国等の途上国における産業基盤向上のための品質管理、国際標準化、国際的な適合性評価等への理解促進の観点から、2001、2002 年度においては、ＪＩＣＡによる専門家派遣、ＪＩＣＡ及びＡＯＴＳによる研修生受入れを実施した。また、ＩＳＯ／ＩＥＣの特定技術分野のＴＣ等における国際標準化活動についてアジア地域と我が国との連携を強化するための研修を実施した。

(10) 二国間対話による連携

① 日米標準化対話

1997 年の日米経済閣僚会議における日米間の標準分野の協力についての合意を受け、経済産業省と米国商務省国家標準技術局（ＮＩＳＴ）との間で定例協議を実施してきた。2002 年度は７月に定例会合を開催し、新しい取組として、従来の相手方であるＮＩＳＴ及び全米標準協会（ＡＮＳＩ）に加え、米国の個別標準作成団体（ＳＤＯｓ）、我が国からも従来出席していた政府代表団に加え、産業界の参加を得て議論を行った。本会合では、日米双方の基準認証政策に関する意見交換、ＩＳＯ／ＩＥＣを通じた協力についての議論、ＭＲＡを含む適合性評価制度に関する情報交換、及び個別標準作成団体との将来にあり得る協力等に関する議論を行った。また、ＡＮＳＩとの間では両国標準化政策、適合性評価、ＣＳＲ等に関する意見交換、情報交換を様々な機会を通じて行った。

② 韓国との対話

韓国標準技術院（ＫＡＴＳ）との間で、日韓協力を推進することを目的に、1979 年より定期協議を実施してきた。同協議では、日韓の標準化活動、標準化政策、認定制度に関する情報交換、ＩＳＯ／ＩＥＣにおける日韓協力に関する議論等行った。2001 年 12 月に東京、2002 年 12 月にはソウルにて開催した。

③ 中国との対話

2002 年 10 月に、中国質量監督検験検疫総局（ＡＱＳＩＱ）、中国国家標準管理局（ＳＡＣ）との対話を実施し、中国の組織改編の概要、中国のＷＴＯ加盟を踏まえた新しい制度、ＩＳＯ／ＩＥＣ等における日中協力の今後の在り方などについて議論した。また、今後の日中標準化機関同士のチャネルを活性化させるため、新しい日中標準化会合の在り方について議論を行った。また、2003 年２月には、ＳＡＣとの間で、ニーズベースの情報交換を随時行うことの重要性について意見交換を行った。

④ 欧州との対話

電子・電気分野の欧州標準化機関である欧州電気標準化機構（ＣＥＮＥＬＥＣ）との間で、1996 年より定期協議を実施してきた。2001 年には東京、2002 年にはブラッセル（ベルギー）にて開催し、環境分野における標準化、ＥＭＣ個別分野の議論、ＣＥＮＥＬＥＣマスタープランの紹介等、産業界を交え具体的な議論を行った。

また、ＥＵ委員会との間では、経済産業省とＥＵ企業総局との間で開催している産業政策・産業協力ダイアログの下に、標準・品質管理等に関するワーキンググループを 1995 年に設置し、以降定期的に協議を実施してきた。2001 年 12 月に東京で、2003 年２月にはブラッセルにて開催し、標準、適合性評価、規制政策等についての意見交換を行った。

９． 諸外国との相互承認

９．１． 相互承認協定（ＭＲＡ:Mutual Recognition Agreement）

相互承認協定とは、安全確保等を目的として製品等に対して設定される技術基準や適合性評価手続が、国の間で異なる場合であっても、輸出国側の政府が認定した第三者機関（適合性評価機関）（ＣＡＢ: Conformity Assessment Body）が輸入国側の基準及び適合性評価手続に基づいて評価を行った場合、その評価結果を、輸入国内で実施した適合性評価と同等の保証が得られるものとして、相互に受入れ、輸入国における適合性評価は実施しないこととする協定である。経済のグローバル化が進展しつつある現在においては、国境を越える事業活動を円滑化するための環境整備を行うことが重要になってきており、MRAについてもこれを促進するためのツールとしての側面を持つものといえる。

ＭＲＡの実施のためには多くのコストと時間を要することから、ＭＲＡの締結に係る協議に際しては、これらの点と政策効果及びＭＲＡの実施可能性とを勘案しつつ対応していくことが必要である。

平成15年3月31日現在、我が国は欧州共同体及びシンガポール共和国との間で相互認証に係る協定が締結されている。

９．２． 日欧相互承認協定

(1) 経緯

日ＥＵ間では、1994年11月の日ＥＵ閣僚会議で交渉開始に合意後、順次関係会合を開催した。途中、電気製品、通信端末機器、化学品ＧＬＰ※及び医薬品ＧＭＰ※の４分野に絞り込んで交渉を進め、2000年７月には事務レベルでの合意に達し、さらに国内的調整を経て、2001年４月にブラッセル（ベルギー）において署名が行われた。

その後、協定担保法（特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律）の制定・公布（2001年６月）、関係政省令の制定・公布（2001年11月）等の法令準備作業を完了し、2001年11月に公文を交換した。2002年１月１日付けで協定が発効し、同時に担保法も施行された。

※ＧＬＰ,ＧＭＰ：Good Laboratory(Manufacturing) Practice　優良試験所(製造所)基準：化学品の試験施設（又は医薬品の製造施設）が適切な設備と人員を備え、適切に運営され、もって化学品（又は医薬品）が品質基準を満たした形で試験（又は製造）されることを確保するための基準のこと

(2) 日欧ＭＲＡの概要

日・欧州共同体相互承認協定は、総則規定及び分野別附属書で構成されている。総則規定では、相互承認のための一般的な原則、手続き等を規定し、分野別附属書においては分野毎の対象製品、適合性評価機関の要件、適用される技術基準・適合性評価手続、指定当局等を記載している。対象分野の拡大にあたっては、附属書を追加すれば対応が可能なアンブレラ方式を採用した。

(3) 日欧ＭＲＡ法（特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律）

日欧ＭＲＡの実施を担保するため、欧州向けの適合性評価事業を行う適合性評価機関を主務大臣が認定すること、認定の際の実地の調査を行うために主務大臣が指定する者（指定調査機関）又は独立行政法人（ＮＩＴＥ）を活用すること、欧州で行われた適合性評価の結果を受け入れるために電気用品安全法等の特例を設けること、等を規定している。なお、本法は商務省との共管法である。

(4) 日欧ＭＲＡの実施状況

2002年３月に第１回合同委員会会合が開催され、合同委員会手続規則、適合性評価機関の登録手続・フォーマット等、協定実施のために重要な事項について合意が得られた。2002年10月にはブラッセル（ベルギー）で第２回会合が開催され、協定の運用全般についての議論が行われた。

また、国内においては、指定調査機関として2002年までに２機関を指定済みである。適合性評価機関については１機関を認定し、協定に基づく登録の実施等を着実に実施している。

９．３． 日・シンガポール相互承認

シンガポールとの相互承認は、「日本・シンガポール新時代経済連携協定（ＪＳＥＰＡ）」の第６章を構成するものとして、両国間で合意に至ったものである。ＪＳＥＰＡは、両国の産学官から成る共同検討会合によって2000年

９月に取りまとめられた報告書を受けた形で、2001 年１月に交渉を開始し、延べ 11 回にわたる相互承認専門家会合を含む精力的な作業の結果、2001 年内に実質合意に至り、2002 年１月 13 日に両国首相により署名が行われた。ＪＳＥＰＡの相互承認に係る協定文は、日欧ＭＲＡを基礎として策定されており、日欧ＭＲＡとほぼ同一の内容となっている。ただし、対象分野は、日欧の４分野に対して通信機器及び電気製品の２分野となっている。

ＪＳＥＰＡ（協定）及び日・シンガポール相互承認実施のための法律（日欧ＭＲＡ法の改正法：正式名「特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互認証に関する法律」となった。）とともに、2002 年 11 月 30 日に協定発効し、また法律施行が完了し、実施に至り、2003 年３月には、第１回合同委員会が開催された。

１０． マネジメントシステム規格関係について

(1) 管理システム規格適合性評価専門委員会

市場ニーズを反映した適切な管理システム規格を用いた認定・認証制度の健全な普及、発展を図るために必要な施策を検討し、取りまとめることを目的に、2002 年４月、適合性評価部会の下に、管理システム規格適合性評価専門委員会を設置した。本委員会において、審査機関の認定審査の内容・審査員の質の向上策、審査・登録機関による認証取得における審査の内容・審査員の質の向上策、管理システム規格の認定・認証制度に関する普及啓発策、セクター別品質管理システム規格審査登録制度における重複審査の回避策、新たな管理システム規格の開発及び同規格を用いた審査登録制度に関する我が国としての方針の検討等について、2003 年５月まで６回の審議を行い、報告書を取りまとめた。

我が国では、ＩＳＯ9000 認証取得は３万件を超え世界第６位、また、ＩＳＯ14001 認証取得は約１万１千件で世界一の認証取得数になるなど、管理システム規格の普及が進んでいる。

また、将来のＩＳＯ9004:2000 の改正を視野に、「持続可能な成長を実現するためのＱＭＳ」モデルを基にした、我が国独自のＱＭＳ開発を推進し、ＪＩＳ Q9023（マネジメントシステムのパフォーマンス改善－方針によるマネジメントの指針）、ＪＩＳ Q9024（マネジメントシステムのパフォーマンス改善－継続的改善の手順及び技法の指針）、ＪＩＳ Q9025（マネジメントシステムのパフォーマンス改善－品質機能展開の指針）の３件のＪＩＳを制定するとともに、ＴＲ Q0005（クォリティマネジメントシステム－持続可能な成長の指針）、ＴＲ Q0006（クォリティマネジメントシステム－自己評価の指針）の２件のＴＲを公表した。

(2) 品質マネジメントシステム規格

① ＩＳＯ9000 ファミリー（ＩＳＯ9000（基本及び用語）、9001（要求事項）及び 9004（パフォーマンス改善の指針））がＩＳＯにおいて 2000 年 12 月 15 日に改正された。これに伴い、ＩＳＯの翻訳版であるＪＩＳ Q9000 ファミリー（ＪＩＳ Q9000、9001 及び 9004）を同年 12 月 20 日で制定し、ＩＳＯ9000 ファミリーの 1994 年版に相当するＪＩＳ Z9900 ファミリー（ＪＩＳ Z9900（選択及び使用の指針）、ＪＩＳ Z9901～3（品質保証モデル）及びＪＩＳ Z9904（指針））は、2000 年版への移行期間を考慮し、３年間併存することとした。

② 監査の規格であるＩＳＯ10011-1（監査）、ＩＳＯ10011-2（品質システム監査員の資格基準）及びＩＳＯ10011-3（監査プログラムの管理）は、環境マネジメントシステムの監査の規格であるＩＳＯ14010（一般原則）、ＩＳＯ14011（環境マネジメントシステムの監査手順）及びＩＳＯ14012（環境監査員のための資格基準）と合併する作業を行い、2002 年 10 月１日にＩＳＯ19011（品質及び環境監査の指針）に一本化された。この規格は、ＪＩＳ Q19011 として 2003 年２月 20 日に制定された。

③ 品質マネジメントシステムのセクター規格として、ＩＳＯにおいては、医療用具で 1996 年にＩＳＯ13485 とＩＳＯ13488 が制定され、2003 年にＩＳＯ9001:2000 を取り入れてＩＳＯ13485 の改正版が発行された。自動車ではＩＳＯ／ＴＳ16949 が出版されている。また、ＩＳＯ以外の世界共通の業界規格として、航空分野では、米国でＡＳ9100、欧州でｐｒＥＮ9100 が発行され、我が国でＪＩＳ Q9100 を 2000 年８月に制定したほか、電気通信分野でも欧米の通信業界を中心にＴＬ9000 が発行されている。

(3) 環境マネジメントシステム規格

1996 年に制定されたＩＳＯ14001、ＩＳＯ14004 の改正作業は、ＩＳＯ9001 の 2000 年版との両立性向上、規格要求事項の明確化の基本方針のもとで、ＤＩＳ段階まで来ており、2004 年末には国際規格発行の予定である。

製品の設計・開発プロセスへの環境側面の統合、いわゆる環境適合設計に関する概念とその実施についての技術情報をまとめたＩＳＯ／ＴＲ14062 が、2002 年 11 月１日付けで公表され、その翻訳規格をＴＲ Q0007 として 2003 年７月 20 日付けで公表した。

そのほかの国際規格案の審議では、環境コミュニケーションはＣＤ段階、タイプⅢ環境ラベルはＩＳＯ化に向けて審議を開始し、WD段階に、気候変動へのＩＳＯの取組として、温室効果ガスの測定、検証のためのガイドラインの規格化が始まっており、WD段階となっている。

(4) その他マネジメントシステム規格についての取組

① リスクマネジメントシステム

我が国では、1995 年１月の阪神淡路大震災を契機として、企業等の組織が、自然災害や爆発事故等の危機への対応を経営管理の中に位置づけて組織全体として取り組むための「危機管理システム」の標準化について、調査研究を開始した。1996 年８月には、それまでの成果をまとめて標準情報ＴＲ Z0001（危機管理システム）を公表し、1998 年９月には改正版のＴＲ Q0001（危機管理システム）を公表した。これをベースとして 1999 年度末に、リスクマネジメントシステム構築に関する指針のＪＩＳ原案を作成し、2001 年３月 20 日付けでＪＩＳ Q2001（リスクマネジメントシステム構築のための指針）を制定した。

一方、ＩＳＯの場では、我が国が幹事国となってＴＭＢの下にリスクマネジメント用語作業グループを設置、リスクマネジメント用語のガイド案を作成し、ＴＭＢへ提出し、2002 年３月、ＩＳＯ／ＩＥＣガイド 73 として発行された。

② 個人情報保護

近年の情報処理技術の急速な発達により中小企業を含め個人情報を取り扱うことが可能となった結果、個人情報の不正な利用、改ざん、加工等が行われる事例も報告されており、今後、電子商取引等の関連産業の健全な発展のためには、個人情報の保護を図ることが必要である。このような背景から、1999 年３月 20 日にＪＩＳ Q15001（個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項）を制定した。

また、（財）日本情報処理開発協会（ＪＩＰＤＥＣ）が運営する「プライバシーマーク(Ｐマーク)」制度の基準にＪＩＳ Q15001 が採用されている。

③ 苦情対応マネジメントシステム

ＩＳＯ／ＣＯＰＯＬＣＯでは、「苦情処理」を国際規格として取り上げることを 1999 年に勧告し、現在ＤＩＳ（照会原案）となっている。

一方、我が国においても、苦情処理に関する標準化調査研究を実施し、苦情対応マネジメントシステムの指針のＪＩＳ原案の作成を行い、2000 年 10 月 20 日付けでＪＩＳ Z9920 を制定した。

１１． 知的基盤整備の推進について

１１．１． 知的基盤の整備状況

知的基盤とは、研究開発をはじめとする知的創造活動により創出された成果が体系化、組織化され、更なる研究開発、経済活動等の促進のベースとして活用されるもの（研究用材料、計量標準、計測・分析・試験評価に係る方法及びそれらに係る先端的機器、並びにこれらに関連するデータベース等）である。2001、2002 年度には、主に以下のような措置を講じた。

(1) 計量標準分野：キログラム原器(質量)、Ｈｅ－Ｎｅレーザ装置(長さ)、標準物質、計測分析方法等

研究開発の基盤となる計量標準について、2010 年までに世界のトップレベルの規模及び質を目指すべく、物理標準 250 種類程度（2005 年までに 180 種類程度）、標準物質 250 種類程度（2005 年までに 180 種類程度）の整備を目指す。

その際には、質的な内容も重視することとし、特に①我が国の基幹産業でありながら計量標準分野が脆弱な電気関連標準整備の加速、②バイオ・医療、情報通信、環境、ナノテクノロジーなどの次世代産業のための基盤整備、③国際相互承認に必要な基本となる標準の整備、④内分泌かく乱作用が疑われる物質、揮発性有機物質などの環境・安全への対応の基盤となる標準物質の整備、を重点的に推進する。

2003 年度までに、物理標準累計 179 種類、標準物質累

計 184 種類について整備した。

(2) 地質情報分野：地質図、海洋地質図、活断層図、火山図等

2010 年までに全国をカバーする地質図幅及び海洋地質図を整備するとともに、火山地質図や活構造図などの以下の整備を行う。2002 年度は、20 万分の１地質図幅：２図幅（累計 103 図幅）、５万分の１地質図幅：８図幅（累計 913 図幅）、20 万分の１海洋地質図：１区画２図幅（累計 33 区画・50 図）の整備を行った。また、火山地質図全 15 図と火山科学図５図の整備のため、電子化の試作版として三宅火山地質図のＣＤを試作した。

50 万分の１活構造図全 14 図の改訂のため、新潟、秋田及び金沢図幅地域における最近の活断層調査データの収集とデータベース化を進めた。

(3) 化学物質安全管理分野：化学物質リスク評価法、ハザードデータベース等

現在国内で流通する数万種類の化学物質を視野に入れつつ、まず、国内で年間 100 トン以上生産・輸入される化学物質や化学物質管理促進法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律：ＰＲＴＲ法）の対象物質を対象として、有害性情報や暴露情報の収集・整備を進めるとともに、そのリスク評価手法の開発や内分泌かく乱作用の確認試験・評価方法の確立を図る。

2001 年度までに、2,000 物質あまりのデータベースの整備を行った。さらに、2002 年度は、化学物質ハザードデータについて、新たに約 600 件のデータを入力し、随時データの更新を行った。また、対象とすべき化学物質として具体的に約 4,000 物質を抽出するとともに、それらの物質について収集すべき情報項目を整理してこれらをリスト化した。上記の考え方を基に抽出された約 4,000 物質につき、そのハザードデータベースを 2005 年までに整備することとしている。

(4) 人間生活・福祉分野：人間特性評価法・データベース、福祉用具評価方法、製品安全

人間の特性を踏まえた製品作りに資する人間特性データベースを整備するとともに、これと一体的に人間特性の計測・評価手法の開発を行っている。また、製品事故を再発・未然防止することで安全・安心な生活を実現するための製品事故情報データベースを整備するとともに、製品安全上重要な分野において安全性評価方法の開発を進めるとともに、福祉用具の安全性や品質を評価するための手法・基準の整備を行う。

2002 年度は、人体の基本動態特性及び身体寸法について約 400 名の計測を実施し、また、マスデータ整備の効率化に向け、寸法自動計測に係るシステム開発を開始した。製品事故情報データについては、約 2,000 件の事故情報の収集を行い、床ずれ予防マットの評価手法も開発した。

(5) 生物遺伝資源情報分野：産業用有用微生物菌株、ＤＮＡ解析データベース、解析方法等

バイオテクノロジーの基盤を成すものとして生物遺伝資源機関を整備し、微生物を中心とした生物遺伝資源を 2005 年までに５万、2010 年までに 10 万程度の提供を可能とする体制を確立する。2002 年度には、ＮＢＲＣにおいて微生物約１万６千株、微生物由来のＤＮＡクローン約１万株等を追加整備（合計約 28,400）した。

システマチックに生物機能を解析し、産業応用が可能な生命機能の探索やその産業応用を行うための前提となるゲノム解析を推進し、2005 年までに 85Ｍｂｐ以上の微生物に係るゲノム解析を目指す。2002 年度はブドウ球菌１種（約 2.8Ｍｂｐ）のゲノム解析を（合計約 24Ｍｂｐの微生物に係るゲノム解析）を完了した。

ヒトゲノム解析につき、これまでに解析したｃＤＮＡ（相補的ＤＮＡ）を元にした遺伝子、タンパク質の機能解析を行う。ゲノム解析やタンパク質解析で得られた情報に関する国内外の 20 以上の主要データベースを統合的に活用できるネットワークシステムを構築する。2002 年度には、ヒト完全長ｃＤＮＡクローンを用いてタンパク質の機能解析、発現・相互作用解析等を行い、機能情報を取得した。また、国内外の 33 のデータベース、３つの独自受発注システム、７つの独自データベースを統合化し、統合バイオデータシステムを一般公開した。

遺伝子組換え体等に係るリスク評価・管理に係る科学的議論（論文）の成果をまとめたデータベース整備を行う。2002 年度は、遺伝子組換え体等に係る過去の議論の収集を開始するとともにデータベースのシステムの検討を開始した。

(6) 材料分野：材料物性評価法、材料物性データベース等

材料全体を対象としたこれまでの整備目標を見直し、政策ニーズを的確に反映するために個別材料ごとの整備目標を設定した。例えば、ガラスについては、2010 年までにガラス組成数で 30 万件程度のデータベースを整備する。

2002 年度は、ガラス組成数で約２万件（データ数約５万件）のデータを収集し、データベースに追加し、総計ガラス組成数で約 22 万件（データ数約 55 万件）のデータを整備した。また、データベースのデータ及びシステム両面からの信頼性向上に向け、データ評価技術、データ信頼度に応じたデータベース利用システム開発を開始した。

１１．２． 国際的対応

上記の各分野における国際対応の強化を図るため、2003 年度には以下について取組を行った。

(1) 計量標準分野における国際対応の強化

計量標準の国際比較については 47 件実施した。

タイ国立計量標準機関（ＮＩＭＴ：National Institute of Metrology（Thailand））への計量標準 10 分野におよぶ技術協力（フェイズ１）を継続し、長期専門家４名、短期専門家 10 名を派遣して技術協力を推進している。

(2) 地質情報分野における国際対応の強化

モンゴル及び中国との包括的覚書をそれぞれ 2002 年７月、2003 年３月に締結した。

第２回東・東南アジア沿岸・沿岸地球科学計画調整委員会（ＣＣＯＰメタデータワークショップ）を韓国にて開催し、我が国が中心となり各国地質メタデータ作成のアクションプランを策定した。

(3) 化学物質安全管理分野における国際対応の強化

ＯＥＣＤテストガイドラインへの積極的提案に向けた内分泌かく乱物質の試験法開発を実施し、アロマターゼ系阻害作用または誘導作用を有する化学物質をスクリーニングする方法を確立するとともに、ＴＲ結合性等を調べる試験系、ＡｈＲアゴニスト作用を検出する試験系も開発にも着手した。

(4) 生物遺伝資源情報分野における国際対応の強化

生物遺伝資源へのアクセスと利益配分（ＡＢＳ）については、国際的な枠組みについての第１回目の国際会合に出席する等、ＡＢＳに関するルールメイキングを積極的に推進した。

インドネシアとのＭＯＵに基づいて実施する具体的なプロジェクトについて、インドネシア科学研究所との協議を推進した。

(5) 人間生活・福祉分野、材料分野における国際対応の強化

我が国が原案作成段階から主導的立場で進めていたＩＳＯ15535(人体測定データベース構築のための一般要求事項)を、ＩＳＯ、欧州標準化委員会（ＣＥＮ）で規格化した。

福祉関係では、ＩＳＯ/ＴＣ173 においてエルボークラッチの規格修正案を提示し、規格の改正に反映された。また、我が国からのエルボークラッチ用つえ先ゴムの評価試験規格案が評価され、我が国はＩＳＯから適用範囲を更に広げた規格案の作成を依頼された。

材料関係では、ガラス融体の熱伝導率、熱膨張係数に関する試験方法について国際ガラス委員会（ＩＣＧ）に提案するとともに、ラウンドロビン試験等に積極的に参加し、また、我が国提案のセラミック複合材料の圧縮強さ評価測定法に関するラウンドロビン試験等がＶＡＭＡＳにおいて承認されるとともに、電子セラミックスにおける圧電ひずみ試験評価方法について国際ラウンドロビン試験を提案した。

１１．３． 今後の知的基盤の整備

2001 年３月に閣議決定された科学技術基本計画において、2010 年までに知的基盤を世界最高の整備水準とするべきとされている。産業構造審議会産業技術分科会・日本工業標準調査会合同会議である知的基盤整備特別委員会において、今後の知的基盤整備及び普及の観点に立って、関係省庁との分担・連携の強化、知的基盤の供給料金及び知的所有権の考え方、各種重点分野毎のプライオリティの考え方等について検討を行い、2001 年６月に中間取りまとめを行った。

また、この科学技術基本計画においては、知的基盤整備の実施状況についても毎年フォローアップすることとさ

れていることを踏まえ、2002 年５月より知的基盤整備特別委員会にて審議を行い、これまでの知的基盤整備施策に関する議論全体を見直すとともに、知的基盤整備目標の新たな設定を行った。経済産業省としては、科学技術基本計画における重要施策である知的基盤整備の具体的な指針としてこの整備目標を位置付け、これに基づき体系的に施策を展開していく。また、基本的には毎年、当委員会において整備目標の見直しやフォローアップ行っていく予定である。

１２． 計量行政に関する取組

経済活動、産業活動、国民生活にとって、正確な計量が行われることは不可欠な要素であり、計量制度は、その信頼性を確保するための技術的な社会基盤であるとともに、技術的な観点からの適合性を評価するという基準認証制度の一つである。このため、適切な法令の解釈・運用や関係諸機関との連携の強化等を通して、的確かつ効率的に制度の実施を図ることが重要であるとともに、技術レベルや時代の経済･社会適用性に常に答えるような制度とするべく、制度や基準等の見直しを推進することが不可欠である。

適正な計量の実施を確保するための制度として、計量法により、型式承認、検定、指定製造事業者制度、定期検査、基準器検査、商品量目制度、計量証明事業者登録制度などの諸制度、さらには自主的計量管理を推進するために計量士制度や適正計量管理事業者制度などが規定されている。

１２．１． 計量制度の的確な運用

計量制度の的確な運用を行うため、2002 年度には以下の措置を講じた。

(1) 特定計量証明事業認定制度の的確な運用

2002 年 4 月より特定計量証明事業認定制度が施行となり、１年間の経過措置期間中に 116 事業所を認定した。

(2) 計量標準供給制度の推進

計量標準供給制度について、2002 年度には新たに 25 事業者の認定（累計 145 事業所）を行うとともに、階層制度については 2002 年度中に 33 事業所の認定を行い、制度の充実・拡充を図った。

(3) 計量士国家試験、計量士の登録、指定製造事業者の認定等の着実な実施

第 53 回計量士国家試験を 2002 年３月２日に実施（12,272 名が出願）した。

また、特定標準器として新たに「高周波雑音測定装置」の指定を行うとともに、湿度や温度等の校正範囲の拡大を行った。

(4) 適切な法令の解釈・運用、地方自治体、独立行政法人等との連携の強化等

経済産業省、独立行政法人、地方公共団体などの計量行政関係機関からなる全国計量行政会議を 2003 年２月４日に開催した。また、2002 年度中に、同会議の下部組織となる法令解釈委員会、ガイド解釈等分科会、技術委員会、適正計量委員会、運用解釈権等特別委員会、計量教習特別委員会を開催し、関係諸機関と緊密な連携の下で計量法の的確な解釈・運用を推進した。特に 2002 年度には過去の運用の解釈の総見直しを行うため、運用解釈特別委員会を新たに立ち上げ、過去の 860 に及ぶ運用解釈の見直しに着手した。

１２．２． 経済・社会のニーズの変化に対応した弾力的な制度の見直し・構築

行政サービスの向上に向けた行政手続きのオンライン化（電子政府）への対応を含め、その他、経済社会のニーズの変化に対応した制度の見直し・構築を推進する。2002 年度には、以下の措置を講じた。

① 申請・届出等を電子申請できるよう、計量法において直接国が処理する手続を中心に 244 件の手続をオンライン化した。

② 2002 年３月に閣議決定された公益法人改革に則り、計量法のＪＣＳＳ制度を認定から登録に変更する改正案をまとめた。これを含む公益法人改革の一括法が、第 156 回国会において成立した。

③ 我が国の現行計量法の国際的整合性や諸外国の優れた制度を把握するために海外調査を実施するとともに、現行制度の問題点等について実務有識者からヒアリングを実施した。また、計量士の登録手続に際して提出を求める書類を削減し、手続の簡素化を図った。

１２．３． 国際的対応

経済活動のグローバル化により、貿易、投資、調達等が国際規模で行われる現在、製品規格、試験評価、ＩＳＯ9000などのシステム規格、試験所認定など、相互に共通の基盤を作ることが強く求められている。さらに、二国間、多国間による基準認証の相互承認も進んでいる。その大前提となるのが、基盤としての計量標準、標準物質の開発及びトレーサビリティ体系の確立である。このため、国家（国際）計量標準は、国際・地域的な枠組みの下で国際比較や相互承認への取組等が行われている。

(1) 質量計、ガソリンメーターなど特定計量器の技術基準の国際整合化

ＪＩＳ化に向けた検討を推し進め、非自動はかり、水道メーター、ガスメーター、燃料油メーター、タクシーメーター、体温計、血圧計についてＪＩＳ原案を作成した。

(2) 国際法定計量機構（ＯＩＭＬ）への対応

ＯＩＭＬからの国際勧告、国際文書に係る検討を進めるために、国内に国際法定計量調査検討委員会を組織し検討を推進した。また、2002 年 10 月に開催されたＣＩＭＬ（ＯＩＭＬの年次会合）において、2003 年 11 月に第 38 回ＣＩＭＬを京都で行うことを正式決定した。

(3) アジア太平洋法定計量フォーラム（ＡＰＬＭＦ）への対応

日本が議長国、事務局国となって初めてのＡＰＬＭＦ総会を 2002 年 11 月にベトナムで開催し、2003 年 11 月には京都においてＡＰＬＭＦ総会を開催した。

(4) 国家計量標準相互承認協定（グローバルＭＲＡ）

1995 年の第 20 回国際度量衡総会において、国家計量標準研究所間における計量標準の世界的な同等性、トレーサビリティを立証する必要性が強く認識された。これを受けて、1998 年２月、パリにおいて「国家計量標準及び国家計量機関による校正証明書の相互承認（グローバルＭＲＡ）」の仮署名、1999 年 10 月、第 21 回国際度量衡総会の席上で本署名が行われ、グローバルＭＲＡが正式に発効した。現在、グローバルＭＲＡの署名国は 57 計量機関と２国際機関にのぼっている。

(5) 国際度量衡総会

第 22 回国際度量衡総会（ＣＧＰＭ）が、2003 年 10 月パリ国会議場（ＣＣＩ）で開催され、2005 年から 2008 年末までの４年間の基本方針と、財政的な負担について結論を得た。また、少数の表記記号（ピリオドまたはカンマのどちらを用いてもよいこと）及び３桁の区切りについても決議を行った。

さらに、2001 年度にバイオ分野のワーキンググループが発足し、バイオ全般の計量標準の整備に向けた活動が開始され、2002 年度に国際度量衡委員会が臨床検査の国際機関である国際臨床科学連合（ＩＦＣＣ）等と連携して臨床検査に係る計量標準等の整備に向け活動を開始した。

(6) アジア太平洋計量計画（ＡＰＭＰ）

第 19 回アジア太平洋計量計画総会が、2003 年 12 月、シンガポールにおいて開催され、グローバルＭＲＡの発効を受けて、アジア太平洋地域における計量標準体系の確立に向けて活発な議論が行われた。

この総会において、1999 年からＡＰＭＰの議長を引き受けていた日本の今井議長（（独）産業技術総合研究所）から、Mr.LAM Kong（Director Singapore Accreditation Council）に引き継がれた。なお、幹事国は引き続き日本（（独）産業技術総合研究所計量標準総合センター）が引き受けている。

また、2002 年１月から、法定計量分野の地域組織であるアジア太平洋法定計量フォーラム（ＡＰＬＭＦ）の議長、幹事国（（独）産業技術総合研究所計量標準総合センター）も引き受けている。

(7) 日米計量標準協議

日・米の計量標準分野での関係強化を図るため、1998 年８月、旧工業技術院と米国標準技術研究所（ＮＩＳＴ）との間で、計測技術及び計量標準分野の協力に係る覚書の締結合意を受けて、1999 年 11 月、東京においてＮＩＳＴと旧工業技術院（旧工業技術院計量研究所、電子技術総合研究所及び物質工学工業技術研究所の３標準研究所）との間で署名が行われた。現在、工業技術院の改編に伴い、ＮＩＳＴと（独）産業技術総合研究所との覚書に変更になった。

(8) 日韓計量標準定例協議等

1976 年から日・韓の国立研究所の間で、年１回の計量標準交流が始まり、2003 年 11 月、第 26 回日韓計量標準協力委員会がつくばで開催された。

また、日・韓の計量標準分野での関係強化を図るため、1998 年 12 月、旧工業技術院計量研究所と韓国標準科学研究所（ＫＲＩＳＳ）との間で、計測技術及び計量標準分野の協力に係る覚書を締結している。

(9) 日中計量標準会議

2001 年３月、北京で日中計量標準ワークショップが開催され、日中計量標準協力を促進するために二国間での覚書締結を合意し、2001 年９月、北京において両国間で覚書の署名が行われた。

(10) ＪＩＣＡ技術協力

1999 年から円借款及びＪＩＣＡ支援を受け、2002 年(2002 年)の完成を目指してタイ国立計量研究所（ＮＩＭＴ）の建設協力が始まった。なお、2002 年 10 月から２年間の技術協力としてフェイズ１が開始されている。

また、2000 年６月、パラグアイへの３年間のＪＩＣＡプロジェクト技術協力（法定計量）を開始した。

(11) 国際計量研究連絡委員会

1977 年、メートル条約及び国際法定計量機関（ＯＩＭＬ）を設立する条約に基づく国際組織と国内対応委員会の情報交換及び調整を行う委員会として国際計量研究連絡委員会が設置された。2003 年５月及び 12 月に第 26 回及び 27 回国際計量研究連絡委員会が開催され、国際度量衡総会の対応と報告、国際法定計量委員会等の報告、グローバルＭＲＡに対応する国内体制の現状等が議論された。

(12) 計量標準フォーラム

2000 年 12 月、産業界を中心に計測標準の成果、普及、啓発を目的に計測標準フォーラムが発足し、2002 年４月、同フォーラムのホームページ（http://www.keisoku.org）が開設された。また、2003 年 11 月にＮＭＩＪ及び日本ＮＣＬＳＬＩ第１回合同講演会を開催し、約 300 名の聴衆者の出席を得た。2004 年度は、６つのセッションに合同講演会を拡大して実施する予定である。

１３． 独立行政法人製品評価技術基盤機構（ＮＩＴＥ）

ＮＩＴＥは、経済産業行政に密接不可分な技術評価、分析などを実施し、産業界、国民一般を含め、技術情報の提供を実施する知的基盤を提供する機関として、技術的な基盤の整備を図り、暮らしの安心・安全を支え、経済及び産業の発展に貢献することを目指し、2001 年４月１日に発足した。

機構は、バイオテクノロジー分野、化学物質管理分野、適合性評価分野、人間生活・福祉分野の４つの分野を中核として、社会・行政ニーズの変化にマッチした事業を展開している。事業の実施に当たっては、我が国が策定した中期目標（2001 年度から 2005 年度の５年間）に基づき、中期計画を定め、事業を進めている。

＜中期目標の要旨＞

① バイオテクノロジー分野

バイオテクノロジー及びその産業化のための技術基盤となる生物遺伝資源とその情報を整備し、産官学の研究者に幅広く提供するため、技術の進展や諸外国の動向等に適切に対処するとともに、微生物を中心とした我が国の中核的な機関としての活動体制を整備し、独自性が高くかつ魅力ある生物遺伝資源に係る情報等を整備する。

② 化学物質分野

国際的に調和のとれた総合的な化学物質のリスク管理に資するため、化学物質の安全性に係る内外の情報を収集、評価、整理及び提供するとともに、化学物質の審査、規制、管理に係る法施行業務の支援を行う。

③ 適合性評価分野

安全の確保や経済取引の適正化・円滑化に資するため、計測結果等の信頼性確保と相互受入れの促進を目指して、試験事業者、校正事業者、分析事業者等の能力の認定を国際規格・指針に基づいて行うとともに、計量標準物質の維持・管理を行う。また、経済産業省に係る法令に基づく審査、検査、検定を行う。

④ 人間生活福祉分野

人間及び生活環境の特性に合致した製品作りを推進し、くらしの安全・安心と快適な生活を実現するため、人間特性データ、製品事故・安全データ等に係る情報の収集、評価、整理及び提供を行うとともに、関連する評価・解析手法の開発・確立を行う。また、法令に基づく立入検査を行う。

環境政策

１． 地球温暖化対策

１．１． 地球温暖化問題を巡る現状

ＩＰＣＣ（気候変動に関する政府間パネル）の第３次評価報告書（平成 13 年）において、世界全体の経済成長等についての一定の前提条件の下で、現状が放置された場合 21 世紀末には地球全体で約 0.09～0.88m の海面上昇、約 1.4～5.8℃の平均気温の上昇が生じる可能性が指摘されており、また、こうした事態が現実のものとなった場合には、生態系、食料生産等への影響が指摘されている。

温室効果ガスの排出状況をみると、その主たるものはエネルギー起源のCO_2であり、我が国において排出されている温室効果ガスの９割以上を占めている。また、我が国のエネルギー起源のCO_2排出量は、全世界における排出量の約５％を占めている。

＜主要国におけるエネルギー起源のCO_2排出量（平成 11 年（1999 年））＞

米　国：約 24%　　中　国：約 14%

ロシア：約　６%　　日　本：約　５%

出典：IEA STATISTICS

地球温暖化の主要な原因物質であるCO_2は、日常生活や経済活動と密接不可分であるエネルギー消費に伴い不可避的に発生するものであることから、地球温暖化問題は、環境問題であると同時に、経済・エネルギー問題である。このため、地球温暖化対策は、経済政策、エネルギー政策と環境政策の三位一体で推進していくことが必要である。また、地球温暖化問題は、地球規模の問題であり、各国の協調・連携による国際的取組が不可欠である。こうした点で、地球温暖化問題は、従来からの公害問題とは異なる性格を有すると考えられている。

１．２． 平成 13 年度の温室効果ガス排出量

(1) 温室効果ガスの総排出量

平成 13 年度（2001 年度）の温室効果ガスの総排出量（各温室効果ガスの排出量に地球温暖化係数［GWP］を乗じ、それらを合算したもの）は、12 億 9,900 万トン（二酸化炭素換算）であり、京都議定書の規定による基準年（平成２年（1990 年）である。ただし、ＨＦＣｓ、ＰＦＣｓ 及びＳＦ６については平成７年（1995 年））の総排出量（12 億 3,500 万トン）と比べ、5.2%の増加となっている。また、前年度と比べると 2.5%の減少となっている。

京都議定書が発効すると、基準年の排出量を平成 19 年（2007 年）１月１日までに報告する必要がある。本報告の排出量の数値は暫定的なものであり、今後算定方法の見直しに伴って変更される可能性がある。

[百万ｔ CO_2換算]

	GWP	京都議定書の基準年	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
二酸化炭素（CO_2）排出	1	1,122.1	1,122.1	1,131.2	1,148.7	1,140.4	1,200.2	1,210.9	1,231.2	1,226.8	1,195.0	1,228.2	1,238.7	1,213.7
メタン（CH_4）	21	24.7	24.7	24.6	24.5	24.4	24.0	23.3	22.9	22.1	21.5	21.3	20.9	20.3
一酸化二窒素（N_2O）	310	40.2	40.2	39.7	39.9	39.7	40.6	40.8	41.7	42.2	40.8	35.1	37.8	35.4
ハイドロフロオロカーボン類（HFCs）	HFC-134a：1,300など	20.0						20.0	19.6	19.6	19.0	19.5	18.3	15.6
パーフルオロカーボン類（PFCs）	PFC-14：6,500など	11.5						11.5	11.3	14.0	12.4	11.1	11.5	9.9
六ふっ化硫黄（SF_6）	23,900	16.7						16.7	17.2	14.4	12.8	8.4	5.7	4.5
計		1,235.3	1,187.0	1,195.5	1,213.2	1,204.5	1,264.8	1,323.3	1,343.9	1,339.1	1,301.6	1,323.6	1,332.9	1,299.4

表：各温室効果ガス排出量の推移

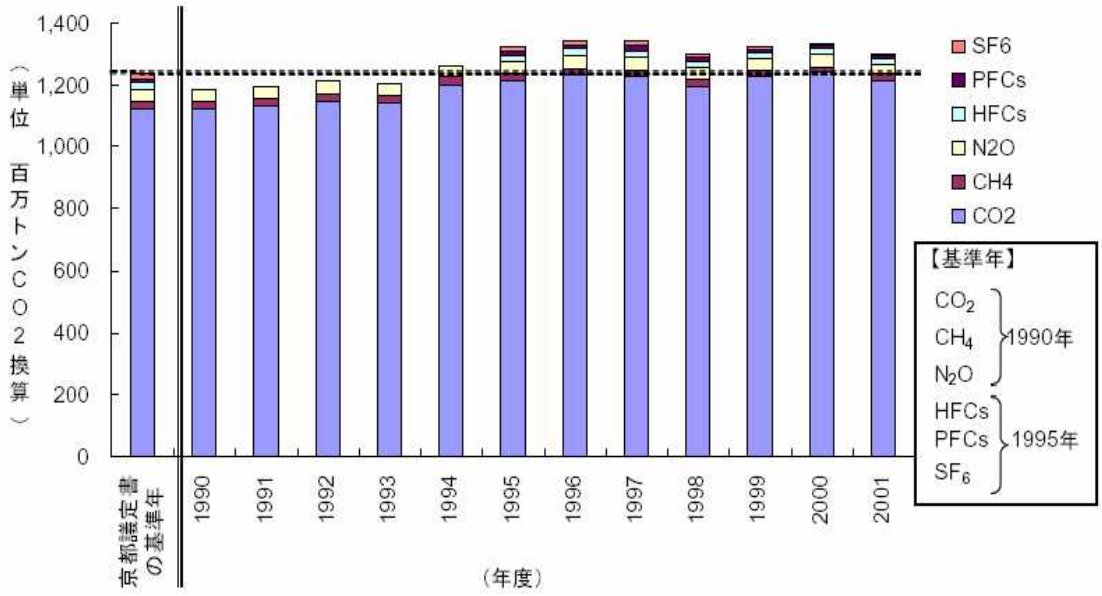

図：温室効果ガス総排出量の推移

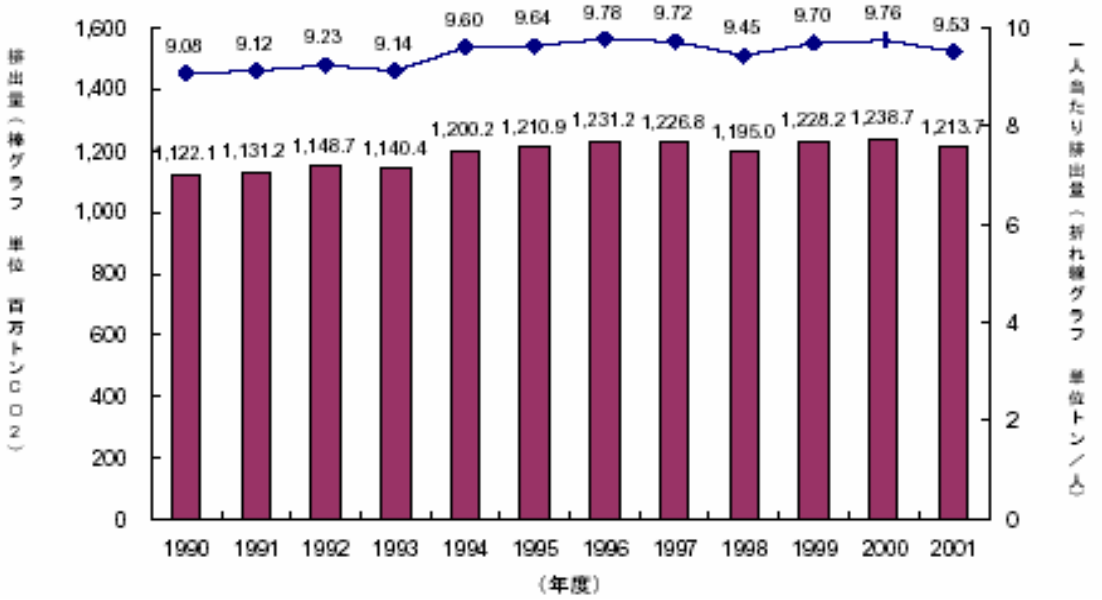

図：二酸化炭素排出量の推移

(2) 二酸化炭素（CO_2）の排出状況

平成 13 年度（2001 年度）の二酸化炭素排出量は、12 億 1,400 万トン、１人あたり排出量は、9.53 トン／人である。

これは、平成２年度（1990 年度）と比べ排出量で 8.2%、１人あたり排出量で 5.0%の増加である。また、前年度と比べると、排出量で 2.0%の減少、１人あたり排出量で 2.3%の減少となっている。

部門別にみると、二酸化炭素排出量の約４割を占める産業部門（工業プロセスを除く）からの排出は、平成 13 年度（2001 年度）において平成 2 年度（1990 年度）比で 5.1%減少しており、前年度と比べると 3.8%の減少となっている。なお、本部門は、製造業（工場）、農林水産業、鉱業及び建設業におけるエネルギー消費に伴う排出量を表し、第三次産業における排出量は含まれていない。また、統計の制約上、中小製造業（工場）の一部は業務その他部門に

計上されている。

運輸部門からの排出は、平成 13 年度（2001 年度）において平成２年度（1990 年度）比で 22.8%の増加となり、前年度と比べると 0.8%の増加となっている。

家庭部門からの排出は、平成 13 年度（2001 年度）において平成２年度（1990 年度）比で 19.4%増加しており、前年度比 2.5%の減少となっている。

業務その他部門からの排出は、平成 13 年度（2001 年度）において平成２年度（1990 年度）比で 30.9%増加しており、前年度比 1.3%の増加となっている。なお、本部門には、事務所、商業施設等、通常の概念でいう業務に加え、中小製造業（工場）の一部や、一部の移動発生源が含まれる。

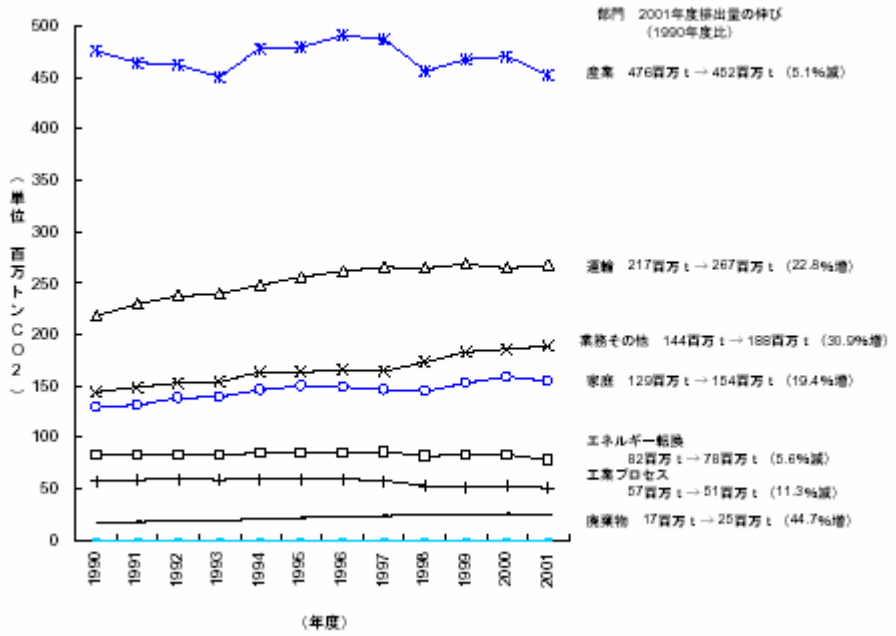

（注）発電及び熱発生に伴う二酸化炭素排出量を各最終消費部門に配分した排出量をもとに作成

図：二酸化炭素の部門別排出量の推移

１．３． 地球温暖化の防止に向けた国際的な取組

長期的・継続的な排出削減の第一歩として、先進国の温室効果ガスの削減を法的拘束力を持つものとして約束する京都議定書が、平成 9 年 12 月に京都で開催された気候変動枠組条約第３回締約国会議（The Conference of the Parties:ＣＯＰ３）において採択された（我が国の削減目標は、平成２年(1990 年)比　－６%）。

京都議定書の運用の細則についての国際合意はその後の国際交渉に委ねられ、平成 13 年 10 月から 11 月にかけてマラケッシュで開催されたＣＯＰ７において、京都議定書の運用細則を定める文書（マラケッシュ合意）が決定されたことを受け、目標達成に向けた国内制度の整備・構築が進められ、平成 14 年 3 月 19 日に地球温暖化対策推進本部において「地球温暖化対策推進大綱」の決定がなされ、平成 14 年６月４日に京都議定書を締結した。また、平成 14 年 10 月から 11 月にかけては、インドのデリーにおいてＣＯＰ８が開催された。

（参考）京都議定書の概要

●対象ガスの種類及び基準年
- ・二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素（平成２年（1990 年）を基準年）
- ・ＨＦＣ、ＰＦＣ、ＳＦ６（平成７年(1995 年)を基準年）

●約束期間
- ・第１期は、平成 20 年(2008 年)～平成 24 年(2012 年)の５年間

●先進国及び市場経済移行国(合わせて「附属書国Ｉ」と呼ぶ)全体の目標
- ・少なくとも５%削減

●主要各国の削減率（全体を足し合わせると 5.2%の削減）

・日本：－６％　米国：－７％　ＥＵ：－８％
カナダ：－６％　ロシア：０％　豪州：＋８％
ＮＺ：　０％　ノルウェー：＋１％

●次期約束期間への繰り越し（バンキング）

・認める

●共同達成

・欧州共同体などのように複数の国が共同して数量目的を達成することを認める

(1) 気候変動非公式閣僚会合

平成 13 年４月 21 日、ニューヨークにおいてプロンクＣＯＰ６議長の主催により気候変動に関する非公式閣僚会合が開催された。概要は以下のとおりである（我が国政府代表団：川口環境大臣、朝海外務省地球環境問題等担当大使、今野経済産業審議官、浜中環境省地球環境局長他）。

① 全体概要

(ｲ) 今次会合は、平成 12 年 11 月のハーグ（蘭）におけるＣＯＰ６中断後に開催される初めての閣僚レベル会合であり、米新政権による京都議定書不支持表明等の最近の動きを踏まえた上で、現状認識及び今後の対応につき議論が行われた。今次会合には、我が国を含め 40 数ヶ国が参加した。

(ﾛ) 米国新政権の京都議定書不支持の表明に関しては、ほぼ全ての国から懸念が表明され、また、米国に対し、現在行われている気候変動に関する閣僚レベルの政策見直しの結果を早期に明らかにするよう要請があった。

(ﾊ) ほぼ全ての参加国から、７月のボンにおけるＣＯＰ６再開会合において成功を収めるため全力で努力する旨の表明があったが、一部の参加国からは、努力してもどこまで達成可能かにつき慎重な見方も示された。

② 我が国発言

今次会合において、我が国より以下の諸点を発言した。

(ｲ) 京都議定書は、10 年来の国際社会の努力により合意された、現在実現可能な唯一の国際的枠組みであり、我が国としては、京都議定書の平成 14 年までの発効を目指してＣＯＰ６において合意を模索するとの方針に何ら変更はない。ＣＯＰ６再開会合において、我が国を含む関係国の合意が得られるよう、引き続き国際交渉に積極的に取り組むとともに、京都議定書の実施を可能にする国内制度に全力を尽くす所存である。

(ﾛ) 平成 13 年３月の米国の京都議定書不支持表明については、今後の気候変動交渉に及ぼす影響を強く懸念する。世界最大の温室効果ガス排出国である米国が京都議定書に参加することが環境十全性を確保する上で極めて重要である。米国の参加なくして利益を得る国は一ヶ国もない。米国が京都議定書の枠内で、具体的な提案を早急にまとめ、京都議定書の発効に向けた交渉に前向きに参加して我々と議論を行い、ＣＯＰ６再開会合における合意を模索するよう求めたい。

(ﾊ) 温暖化対策は先進諸国が率先して取り組むとともに、途上国においてそれぞれ能力に従って取り組むことが重要である。我が国としては、人材育成、技術移転、資金協力などにより、脆弱な国における適応措置や途上国の自主的な排出削減努力を引き続き支援していく。途上国の自主的努力を評価する。

(ﾆ) プロンク議長ペーパーの改訂版については、議長の評価を多とするが、不十分な点が多い。これまでの議論の進展が反映されておらず、米国が交渉に戻れる環境を作る観点からも、より良い協議のベースがありうるのではないか。特に、京都議定書に含まれている市場メカニズム等の柔軟性措置に種々の制約が課されていることが問題であり、市場メカニズムを活用したより実効的な対策を可能とすべきである。この問題を解決することが米国参加のインセンティブにもなる。また、市場メカニズムを活用した対策を進めることは環境十全性にも資する。

(ﾎ) プロンク議長が、これまでの交渉経緯を踏まえ、全ての国の参加を確保するようリーダーシップを発揮することを期待する。

③ 評価

(ｲ) 今次会合は何らかの結論を出すことではなく、率直な意見交換を行うことが主眼であったところ、各国より、今後の対応につき様々な知恵が出されたとの意味

では、一定の成果があった。

(ﾛ) 我が国の主張した京都議定書の平成 14 年までの発効、我が国を含む関係国として合意可能なかつ実施可能なルール作り、米の京都議定書への参加を目指すべきとの認識については、参加国の間で広く共感が得られた。

(2) 気候変動枠組条約第７回締約国会合（ＣＯＰ７）

平成 13 年 10 月 29 日～11 月９日（このうち閣僚級会合は 11 月７日～９日)、モロッコ・マラケッシュにおいて、ＣＯＰ７が開催された。結果概要は以下のとおりである。

① 結果概要

ＣＯＰ６再開会合において採択されたボン合意を基として、京都議定書の実施に関わる法的文書が採択された。

今回会合の主なポイントは、次のとおりである。

・京都メカニズム・遵守等に関し、柔軟なアプローチが認められるべきとの、我が国・カナダ・オーストラリア・ロシアの主張が広く取り入れられた。
・ボン合意の趣旨が維持された。
・途上国参加問題については、協議未了となり、ＣＯＰ８以降の議論に委ねられた。
・ＣＤＭ(クリーン開発メカニズム)理事会副議長として、岡松経済産業研究所理事長が選出された。

なお、米国は、会議には参加したものの、具体的議論に対する実質的関与は見られなかった。

② 論点となった主な項目とその結果

(ｲ) 京都メカニズムの利用の制約をどれだけ少ないものとするか

京都メカニズムの参加資格として、遵守制度を受け入れること、森林等吸収源に関する目録に関する内容審査を受けること、を含めるかどうかが論点となった。

この点については、厳格な運用を目指すＥＵ・途上国と、京都メカニズムの活用を目標達成に不可欠な手段として位置付け、柔軟で不確実性のない形での運用を目指す我が国等との間で、ＣＯＰの最終段階まで争点として残った。特に遵守制度との関連では、これを京都メカニズム参加資格と結び付けることによって、法的拘束力を有する遵守制度の受け入れが事実上強制される結果となる可能性も懸念された。

10 日未明までかかった交渉の結果、これらのいずれについても資格に含めることに反対する我が国・カナダ・オーストラリア・ロシアの主張が受け入れられた。

(ﾛ) 遵守制度の法的性格について

不遵守に対する措置に法的拘束力を持たせるかどうかについてはボン合意で、京都議定書発効後の結論に先送りするとされていたところ、途上国の間には、ＣＯＰ７において法的拘束力を伴う制度の構築に向けた議論を行うべきとして、ボン合意を蒸し返そうとの動きもあった。

しかしながら、不遵守に対する措置の法的性格は、京都議定書発効後の第１回締約国会合で決定されることとなり、ボン合意の趣旨が維持された。

(ﾊ) 途上国参加問題について

今会期では、我が国等先進国が、途上国の参加に向けた道筋をつけることを目指したものの、途上国の強い反対により、協議未了となり、ＣＯＰ８以降の議論に委ねられることとなった。

(ﾆ) ロシアの森林吸収量

ロシアが、ボン合意で認められた同国の吸収枠(17.6 百万トン)について、33 百万トンまでの増加を要求し、最終日の全体会合でこれが認められた。

(ﾎ) ＣＤＭ理事会

今次会合において、ＣＤＭ理事会（10 名）が、京都議定書に関わる他の組織に先駆けて設立された。理事の中に、岡松経済産業研究所理事長が選出され、ＣＯＰ７直後（11 月 10 日）に開催された第１回会合において、同氏が副議長に指名された。

(3) 持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ・サミット：ＷＳＳＤ）

① 概観

(ｲ) 平成14年８月26日～９月４日､ヨハネスブルグ(南アフリカ)で持続可能な開発に関する世界首脳会議が開催された（首脳級会合は９月２～４日)。世界各国の首脳、関係閣僚、国際機関の長が参加した。

(ﾛ) 我が国よりは､小泉総理が出席し(９月２～３日)、演説、ラウンドテーブルへの参加を通じて、持続可能な開発にとって人づくり、教育の重要性を強調、「小泉構想」開発･環境面での人材育成等の具体的支援策）の実施を通じた我が国の貢献の決意を示した。また、川口外務大臣、大木環境大臣を始めとして関係省庁の副大臣・政務官が出席した他、超党派の国会議員団と多数のＮＧＯ等が参加した。

(ﾊ) 成果：４日未明「実施計画（持続可能な開発を進めるための各国の指針となる包括的文書） については、主要委員会で採択の後、同日午後４時半すぎ、首脳級全体会合で採択した。また、持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言（首脳の持続可能な開発に向けた政治的意志を示す文書）については、首脳級全体会合で午後８時頃に採択した。今後は、「実施計画」の着実な実施が重要である。

② 「実施計画」

(ｲ) 経緯:バリでの準備会合では､途上国の開発問題(ＯＤＡの対ＧＮＰ比0.7%問題、債務救済、途上国産品の先進国市場へのアクセス改善等）をめぐり先進国と途上国が対立した。今次交渉においては、資金問題は比較的早期に合意が成立した。他方、リオ原則、数値目標（衛生（sanitation)、再生可能エネルギー）等については議論が首脳級会合開始後も交渉が継続した。

(ﾛ) 我が国の取組：「実施計画」交渉については、我が国は合意達成のため、議長国南アに積極的に協力しつつ、米国を始めとする各国と緊密に協議した。特に、京都議定書に関しては､議長からの要請を受け案文を作成、交渉の取りまとめ役を果たした。また、我が国が主張してきたＴＩＣＡＤ（アフリカ開発国際会議）や北九州イニシアティブの文言も外交努力の末、文書の中で言及した。

(ﾊ) 各論：(「実施計画」における注目点)

(A)京都議定書：我が国は、京都議定書の早期発効への取組が言及されるべく努め、「京都議定書の発効に向けてそのタイムリーな締結を強く求める」旨の案をまとめた。

(B)資金･貿易：ドーハ閣僚宣言やモンテレイ合意（開発資金国際会議合意）等の既存の合意の実施をむしろ重視すべきとの我が国の立場が反映された。

(C)衛生（sanitation)：我が国が支持する「改善された衛生へのアクセスできない人の割合を 2015 年までに半減させる」目標が入った形で合意を達成した。

(D)再生可能エネルギー：我が国の主張のとおり、一律の数値目標を設けるのではなく、各国の実情に応じながら、世界のシェアを十分に増大させることとされた。

(E)なお、バリ準備会合までに我が国が提案した「持続可能な開発のための教育の10年」が合意された。

③ 持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言

(A)経緯：当初は８月 27 日に議長案が提示される予定であったが、結局、９月２日朝に配布された。閣僚レベルの協議を経て４日の全体会合の閉会を約２時間延長して採択された。我が国もサミット終了までにペーパーをまとめ上げるべく関係国とともに南アに積極的に働きかけた。

(B)内容：各国が直面する環境、貧困等の課題を述べた上で、清浄な水、衛生、エネルギー、食料安全保障等へのアクセス改善、国際的に合意されたレベルのＯＤＡ達成に向けた努力、ガバナンスの強化などのコミットメントを記述した。

④ 我が国の対応

(ｲ) 「タイプ２」(パートナーシップ)

持続可能な開発のため各国政府、国際機関とともに行う具体的プロジェクトである。我が国はＯＤＡも積極的に活用して、水、森林、エネルギー、教育、科学技術、保健、生物多様性等の分野での 30 のプロジェクトを用意（国連事務局に登録)、サミットの際にも我が国の取組を発表した。

(ﾛ) サイドイベント

政府、国会議員、地方自治体、関係諸団体、ＮＧＯ等が共同で「日本パビリオン」を設置した。展示の他に、我が国の公害克服経験、アフリカ支援（ＴＩＣＡＤ、ネリカ米）、水、森林問題への取組（東アジア開発イニシアティブ）等につき連日セミナーを実施した。期間中延べ1.5万人の来訪者を記録した。

⑤ 広報・ＮＧＯ

(ｲ) 広報：「小泉構想」など我が国の取組を内外プレスに積極的に広報した。議員代表団もＮＧＯや各国議員団と積極的に意見交換し、広報に積極的に貢献した。「オールジャパン」としての我が国の環境・開発への取組は国際社会に広く示された。

(ﾛ) ＮＧＯ：日々のＮＧＯとの意見交換のほか、政府顧問団に加わったＮＧＯ・地方自治体等とも緊密な意見交換を行い、交渉の状況等を詳細に説明し、ＮＧＯ側より種々の助言を得た。

(4) 気候変動枠組条約締約国会議第８回会合（ＣＯＰ８）

平成14年10月23日から11月１日にかけて、ＣＯＰ８がインド、デリーで開催された。10月30日から11月１日にかけては、閣僚級会合が開催された。概要は以下のとおりである。

① ＣＯＰ８（議長：バールー印環境森林大臣）は、11月１日夜「デリー宣言」及び関連文書を採択して閉会した。我が国より、鈴木環境大臣、土屋外務大臣政務官、西村地球環境問題等大使他が出席した。

② 鈴木環境大臣、土屋政務官他は、気候変動に対する取組の現状と将来等について各国代表レベルで議論を行う閣僚級ラウンドテーブル会合に参加し、(i)京都議定書の早期発効に向けた国際的モメンタムを維持すべき、(ii)グローバルな課題である気候変動への対処の際にはグローバルな参加が必要、(iii)気候変動枠組条約の究極目標の達成に向けた平成25年以降の更なる行動について新しい道を拓くことを主張するとともに、京都議定書発効に向けて議定書の早期締結を訴えた。

③ 10月31日から11月１日にかけての徹夜交渉の結果「デリー宣言」においては、以下の文言が盛り込まれた。(i)京都議定書のタイムリーな締結を強く求めるとの文言

(ii)先進国・途上国ともに排出削減を進めており、排出削減は適応とともに高い優先性を有すること

(iii)（途上国を含む）各国は排出削減のための行動に関する非公式な情報交換を促進すべき

これらはいずれも我が国が特に強く主張したものである(iii)については、これまで途上国が自らの排出削減活動につき話し合うことさえ拒否してきた経緯に鑑みればその意義は評価できる。交渉の過程で、我が国はできるだけ意味のある内容を盛りこむべく、案文の提案、各国との調整等に先導的役割を果たした。

④ また、今次会合では、平成13年のＣＯＰ７マラケッシュ合意で積み残された京都議定書実施のための細則につき、京都議定書に基づく報告・審査ガイドラインが策定され、ＣＤＭの手続きについて整備されるなど、京都議定書の実施に向けて進展があった。

⑤ 上記のほか、鈴木環境大臣及び土屋外務大臣政務官は米国、英国、オーストラリア、インド、ニュージーランドの政府代表と会談し、京都議定書の未締結国に対して締結を促したほか、デリー宣言について意見交換した。

１．４． 地球温暖化の防止に向けた国内対策

(1) 地球温暖化対策推進本部

地球温暖化対策推進本部は、ＣＯＰ３において採択された京都議定書の着実な実施に向け、地球温暖化防止に係る具体的かつ実効ある対策を総合的に推進するため、平成９年12月19日、内閣に設置された。本部の構成員は、本部長を内閣総理大臣とし、副本部長は内閣官房長官、経済産業大臣、環境大臣、本部員は他のすべての国務大臣で構成されている。

① 地球温暖化対策推進大綱の進捗状況及び今後の取組の重点の概要

「地球温暖化対策推進大綱」（平成10年６月19日、地球温暖化対策推進本部決定）では、その実施状況について毎年点検を行うこととされている。平成11、12年のフォローアップに続き、第３回目のフォローアップとして、主な対策の進捗状況及び今後の取組の重点が平成13年７月10日に取りまとめられた。

（概要）

我が国では、関係国による議定書締結を可能なものとするため、ＣＯＰ６再開会合の成功に向けた交渉に鋭意臨んでいるところである。その際には、地球規模での温室効果ガス削減の実効性を確保するため、最大の二酸化炭素排出国である米国の京都議定書締結が極めて重要との考えの下、京都議定書発効に向けた交渉に米国が建設的に参加するよう、引き続き働きかけていくことが必要である。同時に、国民の理解と協力を得て、締結に必要な国内制度に総力で取り組む必要がある。

政府の地球温暖化対策としては、地球温暖化対策推進大綱が決定された後、平成 11 年４月には改正「エネルギーの使用の合理化に関する法律」及び「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行されており、これらの制度に基づく各種の具体的な対策を引き続き着実に実施していくことが重要である。

② 地球環境保全に関する関係閣僚会議及び地球温暖化対策推進本部申合せ

ＣＯＰ６再開会合の開催を控え、地球環境保全に関する関係閣僚会議及び地球温暖化対策推進本部は、我が国の国内における地球温暖化対策に関して、下記のとおり申し合わせた（「地球温暖化対策の強力な推進について」）。

1999 年度（平成 11 年度）の我が国における温室効果ガスの排出量は、13 億 700 万トン（二酸化炭素換算）である。これは、京都議定書の基準年 1990 年(ただし、ＨＦＣ等は 1995 年）の排出量に比べ約 6.8%の増加となっており、京都議定書の目標の達成のためには、一層の取組が必要である。

このため、「地球温暖化対策推進大綱」及び「地球温暖化対策推進大綱の進捗状況及び今後の取組の重点」に盛り込まれた諸対策の強力な推進を通じて、京都議定書の目標を達成するための各般の施策の強力な推進を図っていくこととする。

③ 京都議定書の締結に向けての今後の取組について

平成 13 年 11 月 12 日、総理大臣官邸で、地球温暖化対策推進本部が開催された。会議では、平成 13 年 11 月 10 日、モロッコのマラケッシュで開催されたＣＯＰ７において、京都議定書の中核的要素に関する基本的合意（ボン合意）を法文化する文書が採択され、京都議定書の実施に係るルールが決定されたことを受けて、今後の取組について検討が行われた。その結果、京都議定書の締結に向けた準備の開始等を盛り込んだ「京都議定書の締結に向けての今後の取組について」が本部決定された。

④ 京都議定書の締結に向けた今後の方針

平成 14 年２月 13 日に地球温暖化対策推進本部は、地球温暖化対策推進本部決定として、「京都議定書の締結に向けた今後の方針」について、次のとおり決定した。

(ｲ) 締結に向けたスケジュール

平成 14 年８月末から９月にかけて、持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ・サミット）が開催されることを踏まえ、通常国会における京都議定書締結の承認とこれに必要な国内担保法の成立に万全を期す。また、これに先立ち、「地球温暖化対策推進大綱」（平成 10 年６月地球温暖化対策推進本部決定）を見直し、新たな大綱（以下「新大綱」という）を策定する。

(ﾛ) 国内対策の基本的方針

(A)京都議定書の目標達成のため、以下を国内対策の基本的考え方とする。

(a)地球温暖化対策の推進に当たっては、経済界の創意工夫を活かし、我が国の経済活性化にもつながる環境と経済の両立に資するような仕組みを目指す。

(b)国、地方公共団体、事業者及び国民一般が総力を挙げて実施していく。

(c)平成 14 年から平成 24 年までの間を三つに区分し、節目節目に対策の進捗状況・排出状況等を評価し、その結果を踏まえ必要な見直しを行い、段階的に必要な対策を講じていく。

(B)「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（仮称）」の成立に万全を期する。

(a)法案に盛り込むことを検討する主な事項

・地球温暖化対策推進本部（仮称）を設置し、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官、環境大臣及び経済産業大臣を副本部長、他のすべての国務大臣を本部員とする。

・京都議定書目標達成計画（仮称、以下「計画」と

いう）の策定、見直しについて規定する。上記本部において、計画の案を作成し、閣議決定することとする。

・国民の取組を強化するための措置を拡充する。

(b)計画の内容

・計画は、新大綱を基礎として作成することとし、京都議定書の６％削減目標の達成に向けた具体的裏付けのある対策の全体像を示すこととする。このため、温室効果ガス別に目標並びに対策及びその実施スケジュールを記述することとし、併せて個々の対策についての我が国全体における導入目標量、排出削減見込み量及び対策を推進するための施策を盛り込む。

・また、京都メカニズムの活用、森林整備等の吸収源対策について規定するとともに、技術革新を図るための支援も示す。併せて、途上国の森林回復や排出削減へのＯＤＡ等の活用も明記する。

・計画は、節目節目に評価の上、見直すこととし、計画の中で定量的評価・見直しの方法の概略を定めることとする。

・計画は、国、地方公共団体、事業者及び国民一般が総力を挙げて実施する。

(C)「エネルギー使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案（仮称）」及び「電気事業者による新エネルギー等の利用の促進に関する法律案（仮称）」の成立に万全を期する。

(D)地球温暖化防止に向けて、国民一人ひとりの生活を見直していく取組の一環として、環境大臣は関係大臣の協力を得て、２月中旬から「環の国くらし会議」を開催する。

(ﾊ) 地球温暖化対策の国際的連携

全ての国が一つのルールの下で行動することを目標に、米国の建設的な対応を引き続き求めるとともに、途上国を含めた国際的ルールの構築に最大限努力する。

⑤ 地球温暖化対策推進大綱

平成 14 年３月 19 日には、「地球温暖化対策推進大綱」（平成 10 年策定）の見直しを行い、６％削減約束の達成に向けた具体的裏付けのある対策の全体像を明示した「地球温暖化対策推進大綱の概要」（新大綱）が発表された。概要は以下のとおりである。

(ｲ) 基本的考え方

・温暖化対策への取組が、経済活性化や雇用創出などにもつながるよう、技術革新や経済界の創意工夫を活かし、環境と経済の両立に資するような仕組みの整備・構築を図る。（「環境と経済の両立」）

・節目節目（平成 16 年、19 年）に対策の進捗状況について評価・見直しを行い、段階的に必要な対策を講じていく。（「ステップ・バイ・ステップのアプローチ」）

・京都議定書の目標達成は決して容易ではなく、国、地方公共団体、事業者、国民といったすべての主体がそれぞれの役割に応じて総力を挙げて取り組むことが不可欠である。かかる観点から、引き続き事業者の自主的取組の推進を図るとともに、特に、民生・運輸部門の対策を強力に進める。（各界各層が一体となった取組の推進）

・米国や開発途上国を含む全ての国が参加する共通のルールが構築されるよう、引き続き最大限の努力を傾けていく。（「地球温暖化対策の国際的連携の確保」）

(ﾛ) 新大綱のポイント

・我が国における京都議定書の約束（平成２年（1990 年）比▲６％削減）を履行するための具体的裏付けのある対策の全体像を明らかにする。政府を挙げて 100 種類を超える個々の対策・施策のパッケージを取りまとめたもの。地球温暖化対策推進法改正案（今国会提出予定）に規定する京都議定書目標達成計画は、新大綱を基礎として策定することとしている。

・▲６％削減約束については、当面、下記の１～５の目標により達成していく。その際、１～５の目標のうち、第１約束期間において、目標の達成が十分に見込まれる場合については、こうした見込みに甘んじることなく、引き続き着実に対策を推進するとともに、今後一層の排出削減を進めるものとする。なお、国としての京都議定書上の約束達成義務及び京都メカニズムが国内対策に対して補足的であるとする原則を踏まえ、国際的動向を考慮しつつ、京都メカニズムの活用について検討する。

・地球温暖化対策推進本部は、平成 16 年、19 年に本大

綱の内容の評価・見直しを行う。この際、本大綱の前提とした各種経済フレーム等についても必要に応じて総合的に評価・見直しを行った上で、柔軟に対策・施策の見直しを行う。

・本大綱については、これまでの関係審議会等におけるパブリックコメントや審議の結果等を踏まえつつ、「関係審議会合同会議」での意見聴取を踏まえ、その策定作業を行ったところであるが、京都議定書目標達成計画の策定に当たっては、本大綱を基礎としつつ、さらに国民各界各層の意見を幅広く聴くものとする。

(ﾊ) 温室効果ガスその他区分ごとの対策（例）

(A)エネルギー起源二酸化炭素（±0.0%）

※1990 年度と同水準に抑制することを目標

	産業部門	民生部門	運輸部門
省エネ 22 百万ｔ-CO_2の追加対策	・自主行動計画の着実な実施とフォローアップ（経団連自主行動計画は±０%以下に抑制を目標） ・高性能ボイラーや高性能レーザーなどの技術開発及び普及 ・高性能工業炉の導入促進	・省エネ法の改正により、大規模オフィスビル等についても、大規模工場に準ずるエネルギー管理の仕組みを導入 ・従来対象となっていなかったガス機器等をトップランナー適用機器として拡大追加 ・高効率給湯器の普及促進 ・家庭・業務用エネルギーマネジメントシステムの普及促進	・トップランナー基準適合車の加速的導入、クリーンエネルギー自動車を含む低公害車の開発・普及の加速等 ・高度道路交通システム（ＩＴＳ）の推進等の交通流対策 ・海運へのモーダルシフト等物流の効率化 ・公共交通機関の利用促進
新エネ 34 百万ｔ-CO_2の追加対策	・バイオマス、雪氷の新エネ法への位置づけ ・電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法制定の提案 ・太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、廃棄物発電、バイオマスエネルギー等の導入補助の推進 ・燃料電池、太陽光発電、バイオマスエネルギー等の技術開発・実証試験等の強化		
燃料転換等 18 百万ｔ-CO_2の追加対策	・老朽石炭火力発電の天然ガスへの転換支援 ・産業用ボイラー等の燃料転換支援 ・天然ガスパイプラインにかかる安全基準の整備		
原子力の推進	安全性の確保を大前提とした原子力の推進 核燃料サイクル施設等の立地に係る電源立地地域振興策の推進		
（注）	約 462 百万ｔ-CO_2（▲7%）	約 260 百万ｔ-CO_2（▲2%）	約 250 百万ｔ-CO_2（+17%）

（注）（ ）内は、1990 年度の各部門別の排出量からの削減割合。

※部門毎の排出削減目標量については、様々な条件や前提の下に達成することができると試算される目安として設定するもの。

※対策の評価は、エネルギー需給構造全体の観点に立って一定の幅をもって行うべきもの。

※事業者等による京都メカニズムの活用も認められており、自らの削減をより費用効果的に達成するために活用されることが期待される。

(B)非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素（▲0.5%）

※0.5%分の削減を達成することを目標

非エネルギー起源 二酸化炭素	廃棄物処理法、リサイクル関連法による廃棄物の減量化、木材・木質材料の利用拡大、農地における緑肥栽培、たい肥還元等の促進
メタン	食品リサイクル法等による廃棄物の直接埋立の半減 ほ場の管理の改善 農業部門からの排出削減技術開発
一酸化二窒素	下水道施設計画などによる下水汚泥の燃焼の高度化

(C)革新的技術開発及び国民各界各層の更なる地球温暖化防止活動の推進（▲2.0%）

※2.0%分の削減を達成することを目標

革新的技術開発	省エネ型新製鉄プロセス、省エネ型新規化学プロセス、自動車軽量化用材料開発、低消費電力型電子機器、低電力損失送配電システム等の研究開発を実施
国民各界各層の更なる地球温暖化防止活動の推進	白熱灯の電球形蛍光灯への取り換え、夜間屋外照明の上方光束のカット、冷蔵庫の効率的使用、節水シャワーヘッドの導入、事務所の一旦消灯、無駄なコピーの縮減等

(D)代替フロン等３ガス（ＨＦＣ、ＰＦＣ、ＳＦ６）（＋2.0%）

※自然体でプラス５%をプラス２%程度の影響に止めることを目標

産業界の行動計画のフォローアップ 新規代替物質の開発 低コストかつコンパクトなフロン再利用・分解技術の開発 家電リサイクル法、フロン回収破壊法の適切な運用

(E)吸収量の確保（▲3.9%）

※COP7 で合意された▲3.9%程度の吸収量の確保を目標

植栽、下刈、間伐等の健全な森林の整備、木材・木質バイオマス利用の促進、都市緑化等の推進

(2) 地球温暖化対策推進本部

① 京都メカニズム活用のための体制整備について

(ｲ) 政府における取組

「地球温暖化対策推進大綱」（平成 14 年３月 19 日決定）を踏まえ、平成 14 年７月 19 日、京都メカニズム活用のための体制整備について、次のとおり地球温暖化対策推進本部決定を行った。

・京都議定書に基づく共同実施（ＪＩ）及びクリーン開発メカニズム（ＣＤＭ）に係る締約国としての事業の承認（以下「事業承認」という。）及び事業承認に係る手続その他必要な事項の決定については、「地球温暖化対策推進本部幹事会」（以下「幹事会」という）の下に「京都メカニズム活用連絡会」（以下「連絡会」という）を設置して、連絡会がこれを行う。

・ＪＩ及びＣＤＭの事業実施を促進するため、連絡会は事業に関連の深い省庁における担当課室長レベルにおいて構成し、その構成省庁は別に幹事会にて定める。ただし、必要に応じて、連絡会の構成省庁を追加等す

ることができる。また、連絡会の庶務は、環境省と経済産業省の協力を得て、内閣官房にてこれを行う。

・事業承認に係る地球温暖化対策推進本部への報告その他の連絡会の運営等に関し必要な事項については、幹事会が別に定める。

・国別登録簿の整備については、経済産業省及び環境省が共同で進めるとともに、国別登録簿管理者として共同で運営管理を行う。また、両省は、国別登録簿の内容について連絡会に報告する。

平成14年10月16日には京都メカニズム活用連絡会において「共同実施及びクリーン開発メカニズムに係る事業の承認に関する指針」を決定し、平成15年3月までにＣＤＭ1件、ＪＩ1件の政府承認を行った。

(ﾛ) 経済産業省における取組

(A)京都メカニズムヘルプデスク設置

平成13年10～11月に開催されたＣＯＰ7における京都メカニズム実施のための具体的ルールについての合意を受け、平成13年11月19日には経済産業省内に、ＣＤＭ等の京都メカニズムに関するヘルプデスクを設置し、ＣＤＭ／ＪＩプロジェクトの具体的手続、具体的プロジェクト（平成15年3月末現在：約70件）について相談を実施した。

(B)京都メカニズムガイド（Version1.0）発表

平成14年1月17日に、京都メカニズムの具体的ルールを解説した京都メカニズムガイド（Version1.0）を発表、国際交渉の結果を踏まえ、改訂を行った。（平成15年3月末現在：Version3.2）

(C)ＣＤＭ／共同実施調査事業等の実施

ＣＤＭ／共同実施につながる事業についての調査や途上国等におけるエネルギー有効利用技術の導入を主眼とした事業等を実施した。これらは、将来のＣＤＭ／共同実施の活用に向けた各種知見の集積に貢献する。

・共同実施等推進基礎調査（ＣＤＭ／共同実施の事業可能性調査）＜ＮＥＤＯ＞

・地球環境・プラント活性化事業等調査＜ＪＥＴＲＯ＞

・エネルギー有効利用モデル事業＜ＮＥＤＯ＞

(3) 産業界（経団連）の環境自主行動計画

産業界（経団連）の環境自主行動計画は、平成９年に「平成22年度（2010年度）に産業部門およびエネルギー転換部門からのCO_2排出量を平成２年度（1990年度）レベル以下に抑制するよう努力する」という目標を掲げ、温室効果ガスの排出削減対策として策定された。参画する工業会・企業は、製造工程の改善、運転管理の高度化、生産設備の効率化や廃熱回収、新技術の導入等の省エネルギー対策のほか、原子力発電の推進、燃料転換、廃棄物利用等の二酸化炭素排出削減対策等により、二酸化炭素等温室効果ガスの排出削減への取組を実施している。

こうした産業界の自主的取組は、迅速で柔軟な対応が可能であり、業界の特性に応じた最適な手段を産業界自身が選択できる等のメリットがある。

これら産業界の自主的取組は、平成14年3月に改定された「地球温暖化対策推進大綱」においても、我が国の地球温暖化対策の中核の一つを成すものとして位置付けられている。

環境自主行動計画の進捗状況については、経団連が平成13年、14年にフォローアップを実施し、結果を公表するとともに、経済産業省においては関係審議会（産業構造審議会・総合資源エネルギー調査会環境自主行動計画フォローアップ合同小委員会）等がその所管業種の進捗状況をフォローアップすることで、実効性の確保を図っている。

（参考）経団連・自主行動計画のフォローアップの体系図

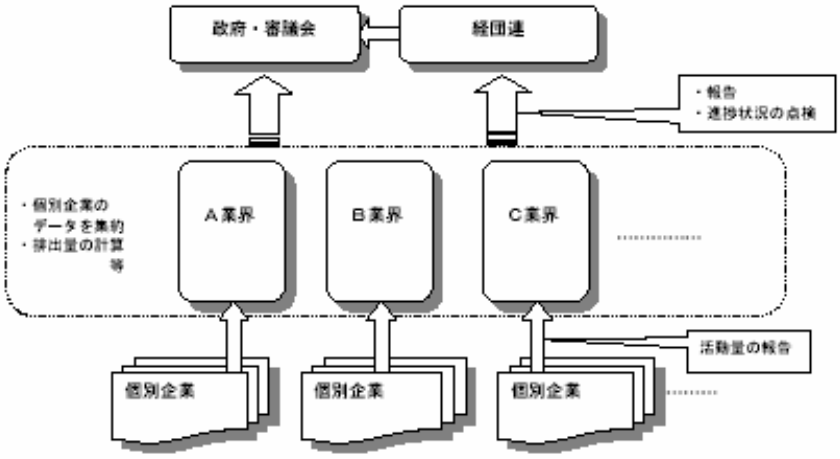

２． 産業構造審議会地球部会地球環境小委員会

(1) 経緯

国際交渉の進展（ＣＯＰ７での合意）を踏まえ、平成 12 年 10 月から平成 13 年 12 月までに計８回地球環境小委員会を開催し、京都議定書の目標を達成するための今後の国内対策の基本的考え方及び当面の取組につき議論を行い、平成 13 年 12 月 28 日に「中間取りまとめ」として公表した。本取りまとめをもとに、地球温暖化防止大綱の見直し作業、国会に提出する国内対策等の検討作業に取り組む。

(2) 概要

① 国内対策の基本的考え方

経済への過度な負担を回避し、各部門間の負担の公平性を確保するとともに、削減技術のイノベーション促進による最小の負担で最大の効果を得られるような柔軟性のある対策を講じる。

② 国内対策の基本骨格

○『段階的アプローチ』：今後の取組を、平成 14～16 年、平成 17～19 年、平成 20～24 年（第一約束期間）の各段階に分け、それまでの施策の効果、排出動向に関するレビューを踏まえ、必要とされる対策を順次導入する。

○既往施策と新たに講じる施策とのベストミックス：既往施策を最大限に活用し、円滑かつ確実性の高い削減取組を軌道に乗せる。

○京都メカニズム活用のための基盤を整備する。

③ 当面の取組について

○当面は既往施策を充実・強化することとし、エネルギー施策と技術開発を中心に取り組んでいく。エネルギー施策については、７月に取りまとめられた総合エネルギー調査会の答申で示された措置を中心に実施する。

○事業者による対策については、各主体の創意工夫を引き出す観点から、自主行動計画を通じた取組を基軸とする。

○その際、経団連自主行動計画の透明性・信頼性の向上を通じ、自主的取組のメリットを活かしつつ、引き続きその実効性を更に高めていく。

＜省エネルギー対策＞

・経団連自主行動計画について、第三者機関による認証・登録制度（経団連において導入を検討中）
・省エネ法を通じた経団連自主行動計画の実施状況フォローアップ
・業務用ビル（一定規模以上のもの）に、エネルギー自主管理の仕組みの導入（省エネ法の改正）
・トップランナー機器の拡充等、省エネルギー機器・システムの普及促進
・高効率給湯器、家庭・業務用エネルギーマネージメントシステムの普及促進
・クリーンエネルギー自動車の普及促進
・新たな省エネルギー型技術の開発・普及

＜新エネルギー対策＞

・太陽光発電、太陽熱利用、クリーンエネルギー自動

車等の導入補助や先進性の高いモデル的な事業等の推進

・燃料電池、太陽光発電、バイオマスエネルギー等新エネルギーに関する技術開発・実証試験等の強化

・新エネルギーの導入基準制度（ＲＰＳ）等の検討（実施する場合には、法律制定が必要）

＜燃料転換・原子力発電の推進＞

・火力発電所や産業用ボイラ等におけるよりCO_2排出量の少ない燃料（例えば石炭から天然ガス）への転換促進

・原子力発電の推進（2010 年（平成 22 年）度において原子力による発電電力量を 1999 年（平成 11 年）度実績に比べ約３割増加）

＜技術開発の推進＞

＜代替フロン等いわゆる「３ガス」に関する取組＞

＜京都メカニズム活用のための基盤整備＞

・京都メカニズムに関する相手国政府への働きかけ及び相手国の能力育成

・国際ルールメーキングへの積極的貢献

・京都メカニズムの民間事務局による取組を促進するためのファイナンス・スキームの検討

(3) 関係審議会における検討状況

本委員会における検討と並行して、以下のとおり、関係審議会における審議が行われてきた。

① 総合資源エネルギー調査会における検討状況

(ｲ) 平成 12 年４月以降、今後のエネルギー政策のあり方について総合的な検討が開始され、平成 13 年７月に答申された。

・発電用の燃料を中心として、平成 10 年６月策定の長期エネルギー需給見通しにおける対策ケースで想定したとおりには原子力等の非化石エネルギーの導入が進まず、むしろ安価な石炭が大幅に増加することが見込まれ、現在の政策枠組みを維持した場合、平成 22 年度（2010 年度）のエネルギー起源の二酸化炭素は平成２年度（1990 年度）に比べ約 2,000 万ｔ-C 増加

・「環境保全や効率化の要請に対応しつつ、エネルギーの安定供給を実現する」という基本目標実現のため、従来からの対策に加え、更なる省エネルギー対策（約 600 万ｔ-C）、新エネルギー対策（約 900 万ｔ-C）、燃料転換等の対策（約 500 万ｔ-C）、原子力政策の着実な推進を中心に技術開発を含めた追加措置を実施することを提言

(ﾛ) これらの対策を前提とした平成 22 年度（2010 年度）におけるエネルギー需給全体を見通した結果、エネルギー起源の二酸化炭素について、目標である平成２年度（1990 年度）水準（287 百万ｔ-C）までの削減を達成できるとした。

② 産構審産業技術分科会における検討状況

(ｲ) 本分科会では、平成 12 年 10 月から開始した技術開発による温室効果ガス削減の見通し等について検討を進め、平成 13 年７月に中間報告を取りまとめたところである。

(ﾛ) 国内において進められている技術開発について調査を行い、地球温暖化防止に資する技術であり、なおかつ革新的であると考えられる技術開発テーマを選定した。さらに選定したテーマについて「平成 12 年時点で効果が期待できるテーマ」及び「平成 22 年以降に効果が期待できるテーマ」に整理した。

(ﾊ) これをもとに、技術同士の競合関係や補完関係に留意し、部門毎に平成 22 年（2010 年）時点での温室効果ガスの削減量を試算した。

③ 産構審化学・バイオ部会における検討状況

(ｲ) 「産業界によるＨＦＣ 等の排出抑制対策に係る指針」（平成 10 年２月告示）に基づき、本部会において、毎年産業界の自主行動計画のフォローアップを行い、対策の進捗状況や目標設定状況の確認を行っている。平成 13 年５月に第３回フォローアップを実施した。

(ﾛ) 平成 13 年３月より、今後のＨＦＣ等に関する排出抑制対策のあり方について検討を進め、平成 13 年６月には、これまで順調な成果を上げている産業界の自主行動計画を施策の基本的な柱と位置付けるとともに、排出抑制対策の一層の充実・強化を図る中間整理骨子（案）を作成した。

３． 環境税を巡る議論

「環境税」導入のための検討を巡り、以下のとおり諸々の議論があり、様々な場で総合的に検討を行った。

(1) 地球温暖化対策推進大綱（平成 14 年３月 19 日）

効果的かつ効率的な温室効果ガスの排出削減のためには、自主的手法、規制的手法、経済的手法等、あらゆる政策手法の特長を活かして、有機的に組み合わせるというポリシーミックスの考え方がある。（中略）税、課徴金等の経済的手法については、他の手法との比較を行いながら、環境保全上の効果、マクロ経済・産業競争力等国民経済に与える影響、諸外国における取組の現状等の議論について、地球環境保全上の効果が適切に確保されるよう国際的な連携に配慮しつつ、様々な場で引き続き総合的に検討する。

(2) 地球温暖化対策推進法改正に係る附帯決議（平成 14 年５月）

（衆・参とも）温室効果ガス排出削減目標の達成状況を勘案しつつ、排出削減の実効性を高めるうえで考慮されるべき選択肢の一つとしての環境税等の経済的手法、及びそれらの導入のあり方等について国民各層の幅広い議論を行い、税制改革全体の中で検討を進めること。

(3) 政府税制調査会（基本方針：平成 14 年６月 14 日）

（大綱を引用しつつ）環境問題に対する税制面での対応については、国民に広く負担を求めることになる問題だけに、国民の理解と協力を得て、今後、積極的に検討を進めていくことが望ましい。この際、国、地方の環境施策全体の中での税制の具体的な位置付けを踏まえ、汚染者負担の原則に立って幅広い観点から検討していく必要がある。また、既存のエネルギー関係諸税等との関係についても検討すべきであろう。

(4) 経済財政諮問会議（基本方針：平成 14 年６月 21 日）

（長期にわたる安心の確保のために）（中略）地球環境に配慮した税制を検討する。

(5) 政府部内における議論

① 総合資源エネルギー調査会報告（平成 13 年７月 12 日）

税制による地球温暖化防止対策の検討に当たっては、当該税制が国民生活や経済活動に重大な影響を与えるものであることに十分留意すべきである。具体的には、税制の効果、マクロ経済及び産業競争力に与える影響、公平性等の論点について、できる限り定量的な評価に基づき慎重な検討を行うことが必要である。

(ｲ) 税制に関する論点

(A)効果

最も重要な視点は、税制導入の結果、有意なCO_2削減効果があることである。

(a)価格効果

価格効果には、ｉ）課税によるエネルギー価格の上昇により需要を抑制する効果と、ⅱ）課税による相対価格の変更により、CO_2排出割合の高い燃料から低い燃料へ転換する効果がある。

需要抑制効果を狙う場合には、どの分野に課税すべきか慎重に検討すべきである。例えばガソリンに１リットル当たり 10 円（約 16,000 円/t -C）の重税を課しても、有意な効果は認められない（平成 12 年 5 月のガソリン小売価格は、前年同期比約 10 円上昇したが、販売量は 4,724 千 kl→4,889 千 kl（＋3.5%増）と同月としては過去最高）。

これに対して多様な燃料を利用し得る分野においては、税制によって燃料の転換が行われる可能性がある。ただし、転換効果を狙った税制を導入する場合には、代替が十分に実現するには長期の期間を要することに留意する必要がある。

(b)財源効果

財源効果を狙った課税については、既に電源開発促進税、石油税で年間約 8,510 億円（平成 11 年度決算ベース）も課していることから、まずこれらを見直し、CO_2削減に必要な対策を実施し得るようにすべきである（なお、石油への課税としては、その他に例えば揮発油税、軽油引取税等が年間約 4.5 兆円課されていることに留意する必要がある）。

なお、経済的措置については、一般的特徴として、規制的措置などに比べ効果に不確実性があるため、想定したような目標達成が必ず実現できるとは限らないこともある点に留意する必要がある。

(B)公平性

税制の導入は、各主体に新たな負担を課すもので

あるから、公平を期すことは極めて重要な視点である。単に、同一発熱量当たりの炭素含有量見合いで課税することが公平ではなく、例えば、石油税において、原油で2.04円／l（約2,900円／t-C）、ＬＮＧで約0.72円／kg（約980円／t-C）等が既に課されていることに留意しつつ課税することが公平性を担保することになる。その際、エネルギーへの課税である以上、課税対象となるエネルギーの選択を含め、具体的な課税のあり方については、石油税等と同様、環境のみならず安定供給確保の観点も含め総合的に判断することが必要である。また、公平性という観点からは、より広範な主体に課税を行うということにも留意することが必要である。

(C)経済への影響

制度によっては、我が国産業の国際競争力や経済全体に悪影響を及ぼす可能性があり得る。特に、現下の我が国の経済情勢に鑑み、海外の課税の状況との整合性に留意する必要がある。さらに、税収をCO_2削減対策にあてるという工夫もすべきである。

(D)対象にすべき範囲

一般的には、化石燃料に課税することが考えられるが、CO_2を発生させないナフサ等に課税しないのは当然のことであるとともに、例えば原料炭のように現時点で転換効果が望めないものについては、諸外国の例も参考にしつつ、現状では課税対象とはしないことが適当である。

また、対象にすべき範囲の検討に当たっては、課税規模とCO_2削減効果の関係にも留意することが必要である。

(E)自由化・効率化との関係

税の基本的考え方は、環境対策の外部コストを内部化するものである。従って、平等かつ公平な条件の下で競争を促進し、自由化・効率化を達成する上で、税は、競争条件の整備措置と言うべきものである。

(F)エネルギーの安定供給との関係（省エネ対策・新エネ対策との関係）

税による転換効果を狙う場合、例えば石炭が化石燃料の中で最も環境負荷が高いからと言って、最も環境負荷の低い天然ガスに過度に依存するような措置を採ることは、石炭が化石燃料の中で最も安定供給に優れている点を考慮すれば、エネルギー全体の安定供給を確保する観点から望ましくない。

従って、エネルギーの安定供給を確保しつつ、平成22年度（2010年度）のエネルギー起源のCO_2を平成２年度（1990年度）レベルで安定化させるという目標を達成するためには、まず国民経済上出来る限り効用を変えずに、可能な最大級の省エネ対策を行うとともに、国産エネルギーであり、かつ、CO_2を発生させない新エネルギー等を可能な限り導入する対策を採るべきである。

その上でまだ、上記の目標が達成できない場合に、税制についての検討がなされるべきである。

(ﾛ) 検討の方向

以上の論点を踏まえれば、以下について検討を行うことが適当である。

(A)エネルギー特別会計の歳出グリーン化

省エネルギー対策、新エネルギー対策や平成22年度（2010年度）以降も念頭に置いた技術開発の実施等CO_2排出削減に必要な対策を実施するため、まずは既存の財源を十分に活用することが重要であり、エネルギー特別会計の歳出項目について見直しを行う（エネルギー特別会計の歳出グリーン化）。

(B)エネルギー・環境関連税制の在り方

エネルギー・環境関連税制について、助成措置、規制的措置等他の手段とともに、京都議定書を巡る国際的な交渉の状況、エネルギー価格の動向等を含む国際的エネルギー状況、国内における今後の経済情勢等を考慮して検討を進めることが必要である。

② 中央環境審議会・地球温暖化対策税制専門委員会（中間報告：平成14年６月13日）

中間報告においては、地球温暖化対策推進大綱に基づくステップ・バイ・ステップのアプローチに沿って、以下の事項を取りまとめた。

(ｲ) 第１ステップにおける道路等の「特定財源」の見直しに際して、温暖化対策の観点から、そのグリーン化を推進するとともに、現行暫定税率の水準を維持すること、また、経済活性化のための研究開発や設備投資に係る税制に温暖化対策のための措置を積極的に位

置付けること

(ﾛ) 国民的な議論を行い、第２ステップ以降、早期にＣＯ$_2$排出削減を主目的とした温暖化対策税を導入すること

(ﾊ) 税制改革全体の中で位置付けるべきこと

(6) ＮＧＯ等

① 炭素税研究会（ＮＧＯメンバー、研究者、税理士などで構成）

・温室効果ガス６％削減を担保する政策の中核として、炭素１トンあたり６千円の炭素税を平成 15 年４月に導入。

・狙いは「価格インセンティブによる二酸化炭素排出削減」。また、種々の環境税導入の先駆けにし、環境面からの総合的な税制・財政改革（税制・財政のグリーン化）の一歩とする。

・税収は一般財源。税収中立とし、同額の減税（社会保険料の軽減）を行う。

・減税（社会保険料の軽減）に際しては、雇用及び低所得者への影響に十分配慮する。

・企業に対しては、雇用・労災保険料の企業負担分の減額を実施。また、産業の国際競争力に配慮する措置を実施。さらに、ＣＯ$_2$排出削減に努力する企業に対する奨励としての軽減・還付措置を検討。

・個人に対しては、雇用保険の掛け金負担又は国民健康保険料の軽減を行う。

・上乗せの炭素税の早期導入を最優先するが、導入の際に関連する現行エネルギー諸税の改革も同時に可能な限り行う。その際には、税率を現行より下げないこと及び使途は最終的にすべて一般財源化することを原則とする。

② 日本経団連（税制第３次提言：平成 14 年６月 10 日）

産業界は、既に自らの創意工夫が活かせる自主的取組を中心に据えて、温暖化対策や廃棄物削減対策に積極的に取り組み、成果を挙げている。こうした取組は、健全な経営基盤の上にこそ成り立つものであることから、規制的措置、環境税の議論に際しては、官民上げての取組の成果を十分に見極める必要があり、とりわけ企業の競争力低下につながる措置の検討は慎重を要する。特に、ＣＯ$_2$排出抑制の手段として、環境税を導入すべきとの考え方があるが、はじめに税の導入ありきでの検討は本末転倒であり、まずは、環境税導入による効果と経済への影響について既存税制との調整等も含め、中長期的な観点に立った幅広い調査・研究が行われる必要があり、それらの結果が産業界や国民が十分納得できるだけの説得力をもって示されるべきである。

４． 廃棄物・リサイクル対策

４．１． 廃棄物・リサイクル問題をめぐる現状

我が国は、日常生活や経済活動が枯渇の恐れのある資源に依存する一方で、廃棄物の発生量が、平成 14 年現在、一般廃棄物で年間約 5,000 万トン、産業廃棄物で約４億トンと高水準で推移し、産業廃棄物処分場の場合、残余年数が全国で約４年と逼迫している状況にあり、廃棄物問題という環境面の制約が深刻化している。さらに、資源面でも、エネルギー資源としての石油・天然ガスも、非鉄金属鉱物資源も地球上の可採年数は約 40 年ないし 60 年と、地球上の資源制約が顕著となっている。

このため、21 世紀に良好な環境の維持と持続的な経済成長を両立させるために、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済システムから、環境制約や資源制約への対応が経済活動のあらゆる面に組み込まれた「循環型経済システム」を構築することが急務となっている。

こうした中で、通商産業省では、1999 年７月に産業構造審議会により「循環経済ビジョン」という報告書がとりまとめられ、経済システムを大量生産・大量消費・大量廃棄型から循環型経済システムへと転換すべきことが謳われた。

すなわち、循環型経済システムの概念としては、第１に、資源投入量の最小化と排出される廃棄物の最小化により資源・エネルギーの利用の効率化が図られることである。

第２に、新たな経済システムの構築のために事業者、消費者、国・地方自治体の各主体が全体として協力しながら取り組むこと、すなわちパートナーシップの形成が重要である。

第３に、新たな産業技術の体系を確立することが重要である。すなわち、資源の採掘、素材の生産、部品の製造、加工組立、流通、消費、廃棄・リサイクルに至るライフサイクル全体にわたる環境負荷を経済システム全体として低減させていくことが必要である。

第４に、環境関連産業が進展することが重要である。循環型経済システムの担い手となる産業の役割は極めて重要であり、2010 年には市場規模 67 兆円、雇用規模 170 万人となるとの予測もなされた。

一方、おりからのダイオキシン問題から、廃棄物対策の重要性が認識され、1999 年 11 月に関係閣僚会議において 2010 年度に向けた廃棄物減量化目標が策定された。

その内容は、一般廃棄物について 1996 年から 2010 年までにリサイクル率を 10%から 24%に引き上げ、最終処分量を約 1,300 万トンから約 650 万トンに半減させること、そして、産業廃棄物について同期間にリサイクル率を 42%から 48%に引き上げ、最終処分量を約 6,000 万トンから約 3,100 万トンに概ね半減させることである。

このような、通商産業省の問題提起や政府内部での議論の盛り上がりがあり、国民的な議論が活発となった。この分野での制度整備は近年、着実に進められており、平成 13 年には基本的な枠組みを定める循環型社会形成推進基本法が施行された。この下で、政府全体（事業所管省庁及び環境省）で３Ｒを推進するための横断的な枠組みとして資源有効利用促進法が同年施行され、また、平成 12 年から平成 14 年にかけて、個別リサイクル法制として、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設資材リサイクル法がそれぞれ完全施行されるとともに、平成 17 年１月には自動車リサイクル法が完全施行されることになっている。

・再生資源利用促進法（平成３年制定・施行）
製造における再生資源の利用、リサイクルに配慮した設計等
・容器包装リサイクル法（平成７年制定、平成 12 年４月完全施行）
市町村による分別収集及び事業者による再商品化を規定
・家電リサイクル法（平成 10 年制定、平成 13 年４月完全施行）
・産業構造審議会業種別・品目別ガイドライン（平成２年から）
・自動車リサイクルイニシアティブ（平成９年策定・開始）
・循環型社会形成推進基本法（平成 15 年に基本計画を策定）
・資源有効利用促進法（平成 13 年４月施行）
・廃棄物処理法の改正（平成 13 年４月施行）
・建設資材リサイクル法（平成 14 年５月施行）
・食品リサイクル法（平成 13 年５月施行）
・グリーン購入法（平成 13 年４月施行）
・自動車リサイクル法（平成 14 年７月 12 日公布、平成 17 年１月１日完全施行予定）

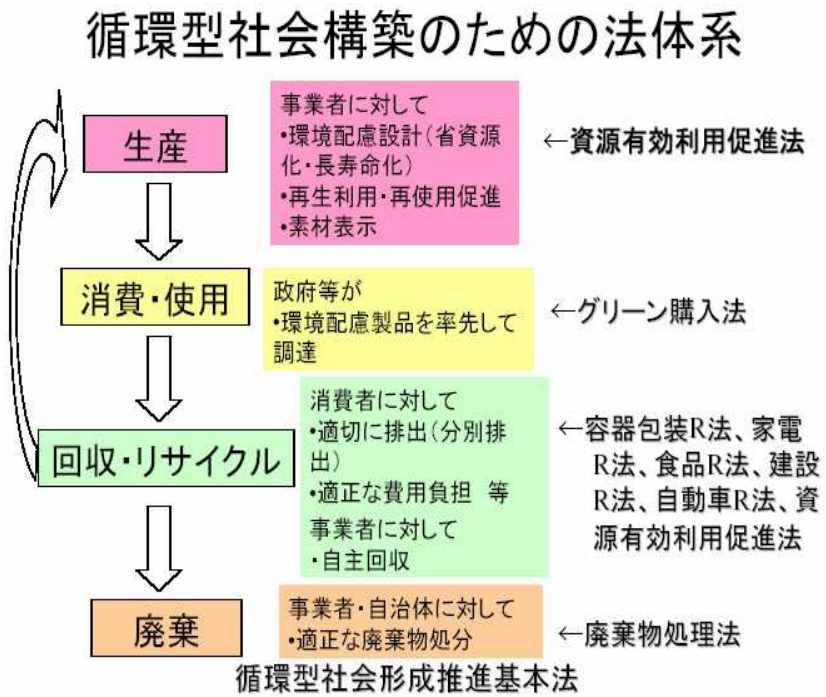

４．２． 家電リサイクル法

(1) 目的

小売業者、製造業者等による家電製品等の廃棄物の収集、再商品化等に関し、これを適正かつ円滑に実施するための措置を講じることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(2) 対象機器

家電製品を中心とする家庭用機器から、市町村等による再商品化等が困難であり、再商品化等をする必要性が特に高く、設計、部品等の選択が再商品化等に重要な影響があり、配送品であることから小売業者による収集が合理的であるものを対象機器として政令で指定する。

エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機については、上記の４条件を満たすことから、平成 10 年 12 月にこれら４品目を当初の対象機器として指定した。

(3) 「再商品化等」の定義

① 対象機器の廃棄物から部品及び材料を分離し、これを製品の原材料又は部品として利用すること

② 対象機器の廃棄物から部品及び材料を分離し、これを燃料として利用すること

(4) 基本方針の策定

対象機器の廃棄物の収集、再商品化等を総合的かつ計画的に推進するため、基本方針を定め、公表する（経済産業大臣及び環境大臣）。

(5) 関係者の役割

① 製造業者及び輸入業者（製造業者等）

・引取り義務

製造業者等は、予め指定した引取場所において、自らが製造等した対象機器の廃棄物の引取りを求められたときは、それを引き取る。

引取り場所については、対象機器の廃棄物の再商品化等が能率的に行われ、小売業者・市町村からの円滑な引渡しが確保されるよう適正に配置する。

・再商品化等実施義務

製造業者等は、引き取った対象機器の廃棄物について、少なくとも以下の基準以上の再商品化等（(3)①の部品・材料のリサイクルのみ。(3)②の熱回収は当初は含まれない。）を実施する。

エアコン 60%以上	冷蔵庫 50%以上
テレビ 55%以上	洗濯機 50%以上

また、製造業者等は、再商品化等の実施の際に、エアコンと冷蔵庫に含まれる冷媒用フロン・代替フロンを回収して、再利用又は破壊を行う。

② 小売業者

・引取り義務

小売業者は、次に掲げる場合において、対象機器の廃棄物を引き取る。

(ｲ) 自らが過去に小売販売をした対象機器の廃棄物の引取りを求められたとき

(ﾛ) 対象機器の小売販売に際し、同種の対象機器の廃棄物の引取りを求められたとき

・引渡し義務

小売業者は、対象機器の廃棄物を引き取ったときは、中古品として再利用する場合を除き、その対象機器の製造業者等(それが明らかでない時は指定法人)に引き渡す。

③ 消費者

消費者は、対象機器の廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう小売業者等に適切に引き渡し、収集・再商品化等に関する料金の支払いに応ずる等本法に定める措置に協力する。

④ 市町村

市町村は、その収集した対象機器の廃棄物を製造業者等（又は指定法人）に引き渡すことができる。（但し、自ら再商品化等を行うことも可能。）

(6) 費用請求

・製造業者等は、対象機器の廃棄物を引き取るときは、引取りを求めた者に対し、その対象機器の廃棄物の再商品化等に関する料金を請求することができる。

当該料金の額は、再商品化等を能率的に実施した場合の適正原価を上回るものであってはならない。また、料金の設定に当たっては、排出者の対象機器の廃棄物の適正な排出を妨げることのないよう配慮しなければならない。

・小売業者は、対象機器の廃棄物を引き取るときは、中古品として再利用する場合を除き、排出者に対しその対象機器の廃棄物の収集及び製造業者等による再商品化等に関する料金を請求することができる。
・事業者による料金の公表及び国による適切な情報提供、不当な請求をしている事業者に対する是正勧告・命令・罰則の措置を講ずる。

(7) その他

① 管理票（マニフェスト）制度

管理票を発行し、製造業者等までの対象機器の廃棄物の確実な運搬を確保するための措置を講ずる。

② 指定法人

(i)指定法人を指定し、製造業者等の倒産等により義務者が明らかでない場合又は中小規模の製造業者及び輸入業者の委託による場合に、対象機器の廃棄物の再商品化等を実施する、(ii)対象機器の廃棄物の製造業者等への引渡しに支障が生じている地域の市町村又はその住民からの求めに応じ対象機器の廃棄物を製造業者等に引き渡す等の業務を実施する。

③ 製造業者等及び小売業者への監督（罰則等）

製造業者等及び小売業者による業務履行を確保するため、対象機器の廃棄物の引取り、再商品化等の義務に違反する場合の勧告・命令・罰則、報告徴収・立入検査等所要の監督を行う。

④ 廃棄物処理法との関係

廃棄物処理法に基づき、対象機器の廃棄物の再商品化等の工程において生活環境保全上支障が生じないよう措置を講ずる。また、対象機器の廃棄物の再商品化等の円滑な実施を図るため、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理業の許可について特例措置を講ずる。

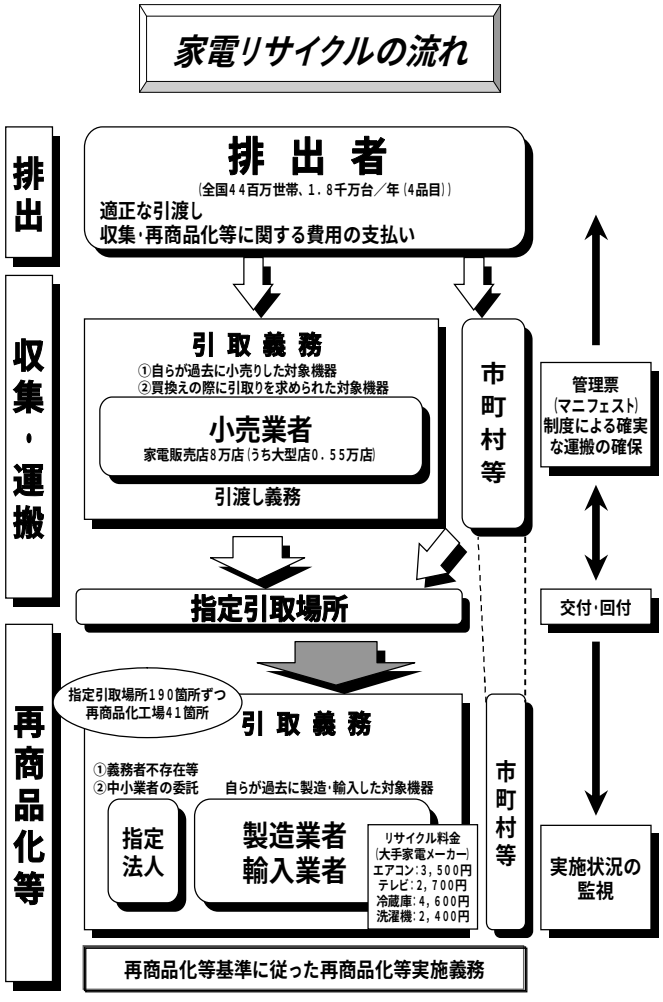

図：(平成15年３月現在)

(8) 施行時期及び再検討

① 本法律は平成 10 年 12 月１日に部分施行されているところであるが、本格施行（製造業者等及び小売業者への義務付け）については準備期間を置き、平成 13 年４月１日となった。

② 本法律の本格施行後５年経過後、制度全般について再検討することとした。

(9) 家電リサイクルの施行状況

① 家電４品目の引取状況

(ｲ) 概況

平成 13 年４月から施行された家電リサイクル法は、廃家電４品目（エアコン、テレビ、電気冷蔵庫、電気洗濯機）について、消費者による適正排出の実施、小売業者による消費者からの引取り、製造業者等による指定引取場所における引取り及びリサイクル施設における再商品化等を推進し、概ね順調に２年目を終えた。

(ﾛ) 引取りの状況

平成 14 年度（平成 14 年４月～平成 15 年３月）に、全国の指定引取場所が引き取った廃家電４品目は、合計約 1,015 万台（前年度比 160 万台増）。

(ﾊ) 家電リサイクルプラントの状況

平成 14 年度において、指定引取場所から全国の家電リサイクルプラントに搬入された廃家電４品目は、合計約 1,016 万台（前年度比 179 万台増）。

４．３． 容器包装リサイクル法

(1) 経緯及び内容

一般廃棄物の２～３割（→重量比。容積比では６割）を占める容器包装のリサイクルを推進するため、平成７年に制定した。

これにより、次ページ図（上）のとおりの仕組みが構築された。消費者が分別排出し、市町村が分別回収する。指定法人に引渡す。（実際には指定法人から委託を受けたリサイクル事業者が引き取ってリサイクルを実施）。容器包装を製造する事業者や商品販売に利用する事業者が、排出量に見合ったリサイクル費用を指定法人に払い込む。

家電リサイクル法施行状況

（指定引取場所、リサイクルプラントにおける引取台数）

１．全国の指定引取場所における引取台数

（単位：千台）

	平成 13 年度	平成 14 年度
	４品目合計	４品目合計
４月	276	721
５月	568	784
６月	694	871
７月	1,200	1,301
８月	1,043	1,216
９月	706	812
10 月	687	736
11 月	645	705
12 月	873	925
１月	678	744
２月	529	601
３月	650	734
合計	8,549	10,150

２．全国のリサイクルプラントにおける引取台数

（単位：千台）

	平成 13 年度	平成 14 年度
	４品目合計	４品目合計
４月	192	732
５月	534	805
６月	672	856
７月	1,080	1,230
８月	1,109	1,237
９月	724	854
10 月	708	762
11 月	645	700
12 月	801	857
１月	760	820
２月	540	611
３月	608	698
合計	8,373	10,161

※いずれも暫定集計値で今後修正があり得る。

四捨五入の関係で合計値が異なる場合がある。

(2) 施行状況

① 平成９年から一部施行を開始

・対象品目：ガラスびん、ペットボトル

・リサイクル費用を支払う企業：大企業

② 平成 12 年４月から本格施行

・対象品目：上記に加え紙製容器包装、プラスチック製容器包装

・リサイクル費用を支払う企業：上記に加え中小企業（小規模企業は対象から除外されている）

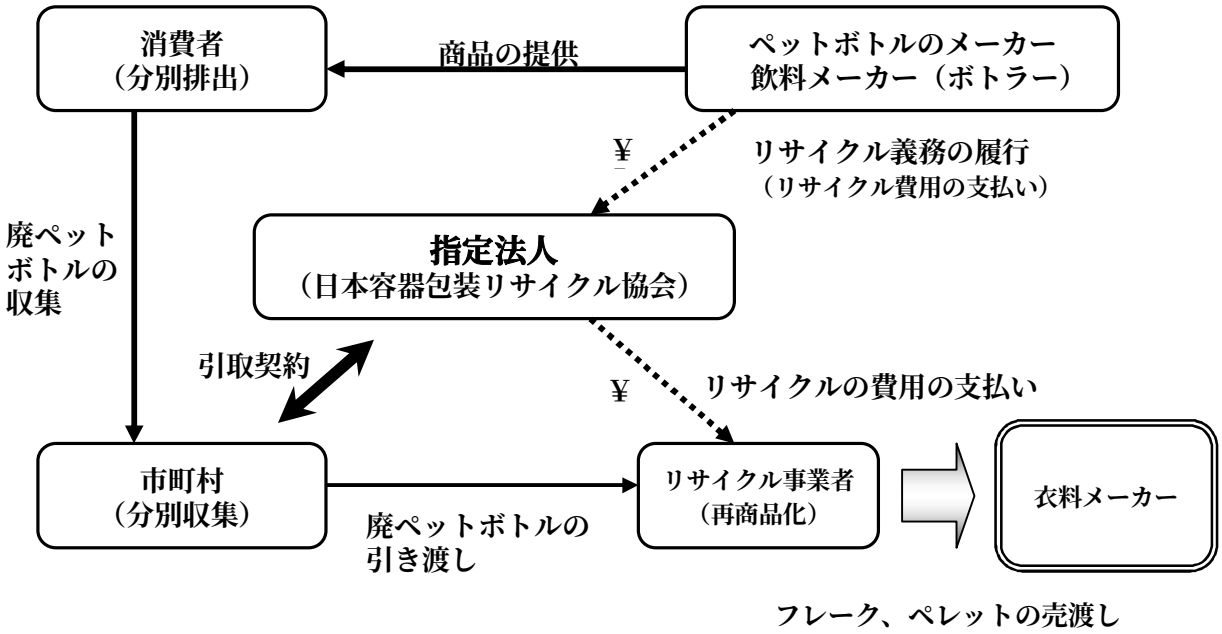

図：容器包装リサイクル法のスキーム図（ペットボトルの場合）

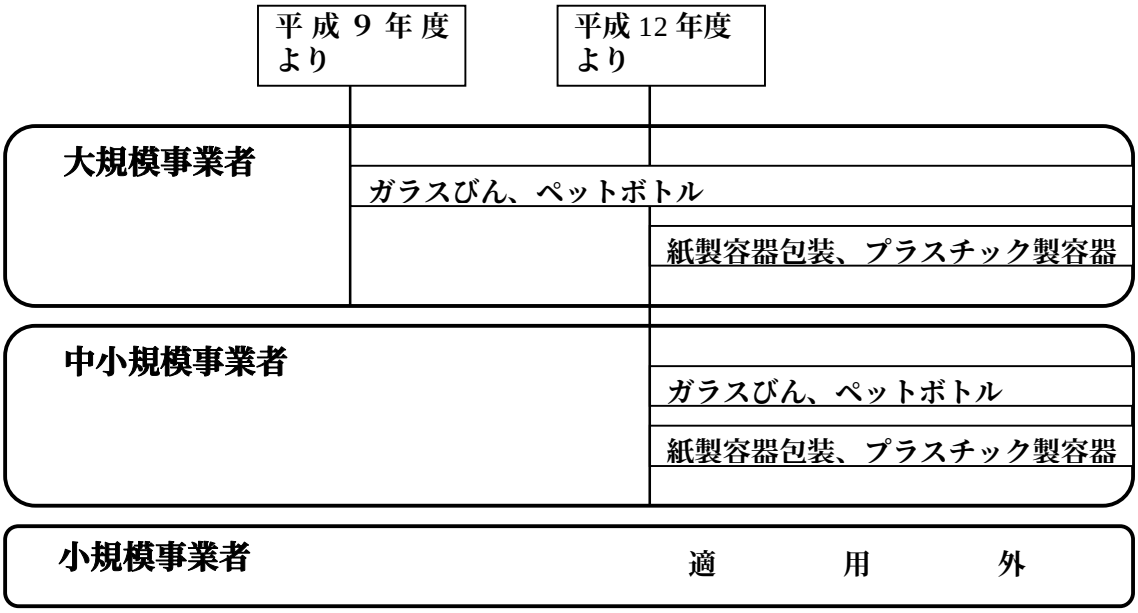

図：対象となる事業者

容器包装リサイクル法の実施状況について

経 済 産 業 省

1．分別収集及び再商品化の状況

分別収集を実施する市町村数は着実に増加、分別収集量、再商品化量の平成14年度実績についても生産量が減少しているガラスびんを除く全品目で増加している。また、指定法人実績についても着実に増加しており、制度の浸透、定着が図られてきている。

ただし、「プラスチック製容器包装」「紙製容器包装」については、増加基調にあるものの未だ高いレベルとは言えず、分別収集、再商品化を一層推進していく必要がある。

		市町村の分別収集・再商品化の実績			指定法人の引取り及び再商品化実績		
		分別収集市町村数	分別収集量 t	再商品化量(※1) t	引取市町村数	市町村からの引取量 t	再商品化製品販売量 t
ガラスびん（無色）	H 9	1,610	292,775	275,119	525	52,452	44,905
	H10	1,862	322,284	303,240	642	60,167	57,425
	H11	1,991	326,110	307,237	751	66,063	63,838
	H12	2,618	352,386	334,549	1,091	79,836	73,804
	H13	2,725	355,157	339,443	1,365	97,100	90,333
	H14	2,795	348,698	337,888	1,433	102,788	94,341
ガラスびん（茶色）	H 9	1,610	243,916	228,170	556	61,130	46,374
	H10	1,866	274,374	256,227	708	75,621	70,157
	H11	1,992	290,127	272,559	811	87,698	88,532
	H12	2,631	312,539	294,959	1,201	111,199	103,701
	H13	2,737	311,993	298,785	1,470	129,892	121,696
	H14	2,807	304,172	293,240	1,504	130,311	123,439
ガラスびん（その他色）	H 9	1,535	107,533	95,190	633	34,781	26,531
	H10	1,784	136,953	123,227	836	52,483	53,564
	H11	1,915	149,332	134,084	886	65,607	58,936
	H12	2,566	164,551	150,139	1,341	89,843	87,183
	H13	2,706	162,481	152,965	1,585	98,352	92,735
	H14	2,740	163,903	156,856	1,669	105,940	100,037
ペットボトル	H 9	631	21,361	19,330	443	14,014	8,398
	H10	1,011	47,620	45,192	764	35,664	23,909
	H11	1,214	75,811	70,783	981	55,675	39,605
	H12	2,340	124,873	117,877	1,707	96,652	68,575
	H13	2,617	161,651	155,837	2,042	131,027	94,912
	H14	2,747	188,194	183,427	2,186	153,860	112,485
プラスチック製容器包装	H12	881	100,810	77,568	435	67,080	43,830
	H13	1,121	197,273	180,306	673	168,681	118,470
	H14	1,306	282,561	268,640	815	259,669	180,162
紙製容器包装	H12	343	34,537	26,310	83	11,243	10,230
	H13	404	49,723	44,675	131	21,685	20,793
	H14	525	57,977	54,515	143	24,687	24,358

出所：環境省、（財）日本容器包装リサイクル協会

（※1）再商品化計画に基づき、再商品化を行う事業者に市町村が引き渡した量。

（※2）市町村実績の数値は、分別収集計画。指定法人実績の数値は、契約数。

４．４． 資源有効利用促進法

(1) 背景・経緯

我が国は廃棄物の最終処分場の逼迫、資源の将来的な枯渇の可能性等の環境制約・資源制約に直面しており、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会を転換し、循環型社会の形成に取り組むことが喫緊の課題となっている。

このため、産業構造審議会地球環境部会、廃棄物・リサイクル部会の合同基本問題小委員会は、循環型社会の具体的なあり方について約１年に渡って審議を行い、平成 11 年７月に「循環型経済システムの構築に向けて（循環経済ビジョン）」と題する報告書を取りまとめた。同報告書においては、循環型社会の形成のために、従来のリサイクル対策（廃棄物の原材料としての再利用対策）の強化に加えて、リデュース対策（廃棄物の発生抑制対策）とリユース対策（廃棄物の部品等としての再使用対策）の本格的な導入が提言された。

本提言の具体化を図るため、経済産業省としては、平成３年に制定された「再生資源の利用の促進に関する法律」の抜本的な改正に取り組み、法律名も「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」に改めるとともに、関連政省令の整備を行った。同法は平成 13 年４月に施行された。

＜参考＞ 資源有効利用促進法の経緯

平成 11 年７月 15 日　産業構造審議会地球環境部会、廃棄物・リサイクル部会合同基本問題小委員会が「循環型経済システムの構築に向けて」と題する報告書を公表

平成 12 年３月 17 日　再生資源の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案の閣議決定

６月７日　再生資源の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の公布

平成 13 年１月 26 日　産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会において「資源有効利用促進法の施行に向けて」と題する報告書を取りまとめ

３月 22 日　再生資源の利用の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布

３月 28 日　資源有効利用促進法に基づく５８の関係省令及び基本方針の公布

４月１日　施行

(2) 概要

資源有効利用促進法において以下の７業種・42 品目を新たに指定し、現行の３業種・30 品目から 10 業種・69 品目（一般廃棄物及び産業廃棄物の概ね５割をカバー）へと対象業種・対象製品を拡充し、事業者に対して３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）の取組を求めていく。

① 基本スキーム

資源有効利用促進法に基づいて具体的な義務が課せられる業種・製品について政令で指定を行い、主務大臣（事業所管大臣等）は、当該業種・製品の製造事業者等の「判断の基準となるべき事項」（判断の基準）を主務省令で定め、指導・助言により対象事業者の取組を促進していく。こうした対象事業者であって、その生産量等が一定規模以上のものの取組が「判断の基準となるべき事項」に照らして著しく不十分である場合、主務大臣は当該事業者に対して判断の根拠を示して勧告を行うことができる。こうした勧告を行っても、事業者の取組が改善しない場合、主務大臣はその旨の公表を行うことができる。それでもなお、事業者の取組が改善しない場合、主務大臣は関係審議会の意見を聴取した後、当該事業者に対して命令を行うことができる。当該命令の違反者に対しては罰金 50 万円が課せられる。

② 政令指定した業種及び製品と省令で定めた判断の基準

(ｲ) 特定省資源業種

次の(A)に掲げる業種の属する事業者は、副産物の発生抑制等（原材料等の使用の合理化による副産物の発生の抑制及び副産物の再生資源としての利用の促進）に取り組むことが求められる。

(A)新規：５業種

・パルプ製造業及び紙製造業

・無機化学工業製品製造業（塩製造業を除く）及び有機化学工業製品製造業

・製鉄業及び製鋼・製鋼圧延業
・銅第一次製錬・精製業
・自動車製造業（原動機付自転車の製造業を含む）

(B)判断の基準

判断の基準として目標の設定、設備の整備、技術の向上、設備の運転の改善等、統括管理者の選任、規格又は仕様による加工、販売又は加工の委託、計測及び記録、情報の提供について規定する。例えば製鉄業に属する事業者は、生産工程における工夫によってスラグの発生抑制に取り組むとともに、スラグがセメント、路盤材等の原料として有効利用されるよう、スラグを一定の品質に加工することなどの取組が求められる。

(C)計画の提出

特定省資源業種に属する事業者であって、その生産量が一定規模以上の特定省資源業種に属する事業者は、副産物の発生抑制等に関する目標や具体的な取組内容を規定した計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(ﾛ) 特定再利用業種

次の(A)及び(B)に掲げる業種の属する事業者は、再生資源又は再生部品の利用に取り組むことが求められる。

(A)既指定：３業種
・紙製造業
・ガラス容器製造業
・建設業

(B)新規：２業種
・硬質塩化ビニル製の管・管継手の製造業
・複写機製造業

(C)判断の基準

判断の基準として設備の整備、技術の向上、計画の作成、情報の提供等について規定する。例えば複写機製造業については、使用済みの複写機から駆動装置等の再生部品を取り出し、洗浄・検査等を行った後、新たに製造する複写機の部品として再利用することが求められる。

(ﾊ) 指定省資源化製品

次の(A)に掲げる製品の製造事業者（自動車については製造及び修理事業者）は、原材料等の使用の合理化、長期間の使用の促進その他の使用済物品等の発生の抑制に取り組むことが求められる。

(A)新規：19 品目
・自動車
・家電製品（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、衣類乾燥機）
・パソコン
・パチンコ遊技機（回胴式遊技機を含む）
・金属製家具（金属製の収納家具、棚、事務用机及び回転いす）
・ガス・石油機器（石油ストーブ、ガスグリル付こんろ、ガス瞬間湯沸器、ガスバーナー付ふろがま、石油給湯機）

(B)判断の基準

判断の基準として原材料等の使用の合理化、長期間の使用の促進、修理に係る安全性の確保、修理の機会の確保、安全性等の配慮、技術の向上、事前評価、情報の提供、包装材の工夫について規定する。例えばパソコンについては、部品等の軽量化を推進するとともに、アップグレード（処理能力の向上）が可能な製品の設計・製造等が求められる。

(ﾆ) 指定再利用促進製品

次の(A)及び(B)に掲げる製品の製造事業者（自動車については製造及び修理事業者）は、再生資源又は再生部品の利用の促進（リユース又はリサイクルが容易な製品の設計・製造）に取り組むことが求められる。

(A)既指定：20 品目
・自動車
・家電製品（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機）
・ニカド電池使用機器（電動工具、コードレスホン等の 15 品目）

(B)新規：32 品目
・家電製品の追加（電子レンジ、衣類乾燥機）
・パチンコ遊技機（回胴式遊技機を含む）
・複写機
・金属製家具（金属製の収納家具、棚、事務用机及

び回転いす）
・ガス・石油機器（石油ストーブ、ガスグリル付こんろ、ガス瞬間湯沸器、ガスバーナー付ふろがま、石油給湯機）
・浴室ユニット、システムキッチン
・小形二次電池使用機器の追加[1]

(C)廃止：２品目（日本語ワードプロセッサ、自動車電話用通信装置）

(D)判断の基準

判断の基準として原材料の工夫、構造の工夫、分別のための工夫、処理に係る安全性の確保、安全性等の配慮、技術の向上、事前評価、情報の提供、包装材の工夫について規定する。例えば自動車について、自動車の設計・製造段階において分解が容易となる構造上の工夫や汚れにくく、再生部品として利用しやすい部品の採用等が求められる。

(ホ) 指定表示製品

次の(A)及び(B)に掲げる製品の製造事業者及び輸入事業者は、分別回収の促進のための表示を行うことが求められる。

(A)既指定：４品目
・飲料・酒類用スチール缶、飲料・酒類用アルミニウム缶
・飲料・酒類・しょうゆ用ペットボトル
・小形二次電池（密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池）

(B)新規：10 品目
・塩化ビニル製建設資材（硬質塩化ビニル製の管・雨どい・窓枠、塩化ビニル製の床材・壁紙）
・紙製容器包装、プラスチック製容器包装
・小形二次電池（小形シール鉛蓄電池、密閉形ニッケル・水素蓄電池、リチウム二次電池の追加）

(ヘ) 指定再資源化製品

次の(A)に掲げる製品の製造事業者及び輸入事業者は、自主回収及び再資源化に取り組むことが求められる。ただし、小形二次電池については密閉形蓄電池を部品として使用している製品[2]の製造事業者及び輸入事業者も、当該密閉形蓄電池の自主回収に取り組むことが求められる。

(A)新規：２品目
・パソコン（ブラウン管式・液晶式表示装置を含む）
・小形二次電池（密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池、密閉形ニッケル・水素蓄電池、リチウム二次電池、小形シール鉛蓄電池）

(B)判断の基準

判断の基準として以下の事項を規定する。
・自主回収の実効の確保その他実施方法に関する事項
・目標に関する事項

再資源化のパソコン（平成 15 年度までに達成）：

デスクトップ形パソコン	50%
ノートブック形パソコン	20%
ブラウン管式表示装置	55%
液晶式表示装置	55%

小形二次電池：

密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池	60%
密閉形ニッケル・水素蓄電池	55%
リチウム二次電池	30%
小形シール鉛蓄電池	50%

・再資源化の実施方法に関する事項
・その他自主回収及び再資源化の実施に関し必要な事項

(C)指定再資源化事業者の認定

指定再資源化事業者であって、単独又は共同で実施する自主回収又は再資源化が判断の基準となるべ

[1] 電源装置、誘導灯、火災警報設備、防犯警報装置、電動アシスト自転車、電動車いす、プリンター、携帯用データ収集装置、ファクシミリ装置、電話交換機、携帯電話用通信装置、非常用照明器具、血圧計、医薬品注入器、電気マッサージ器、電気気泡発生器

[2] 密閉形蓄電池を部品として使用しているものとして指定された製品
電源装置、電動工具、誘導灯、火災警報設備、防犯警報装置、電動アシスト自転車、電動車いす、パーソナルコンピュータ、プリンター、携帯用データ収集装置、コードレスホン、ファクシミリ装置、電話交換機、携帯電話用装置、ＭＣＡシステム用通信装置、簡易無線用通信装置、アマチュア用無線機、ビデオカメラ、ヘッドホンステレオ、電気掃除機、電気かみそり、電気歯ブラシ、非常用照明器具、血圧計、医薬品注入器、電気マッサージ器、家庭用電気治療器、電気気泡発生器、電動式がん具

き事項に照らして適切であり、一定の要件を満たすものは、主務大臣の認定を受けることができる。この認定事業者については、主務大臣と独占禁止法を運用する公正取引委員会との意見調整や廃棄物処理法における配慮がなされる。

(ト) 指定副産物

次の(A)に掲げる副産物に係る業種に属する事業者は、当該副産物の再生資源としての利用の促進に取り組むことが求められる。

(A)既指定：５品目

・電気業の石炭灰

・建設業の土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリートの塊、木材

(B)廃止：１品目（鉄鋼スラグ）

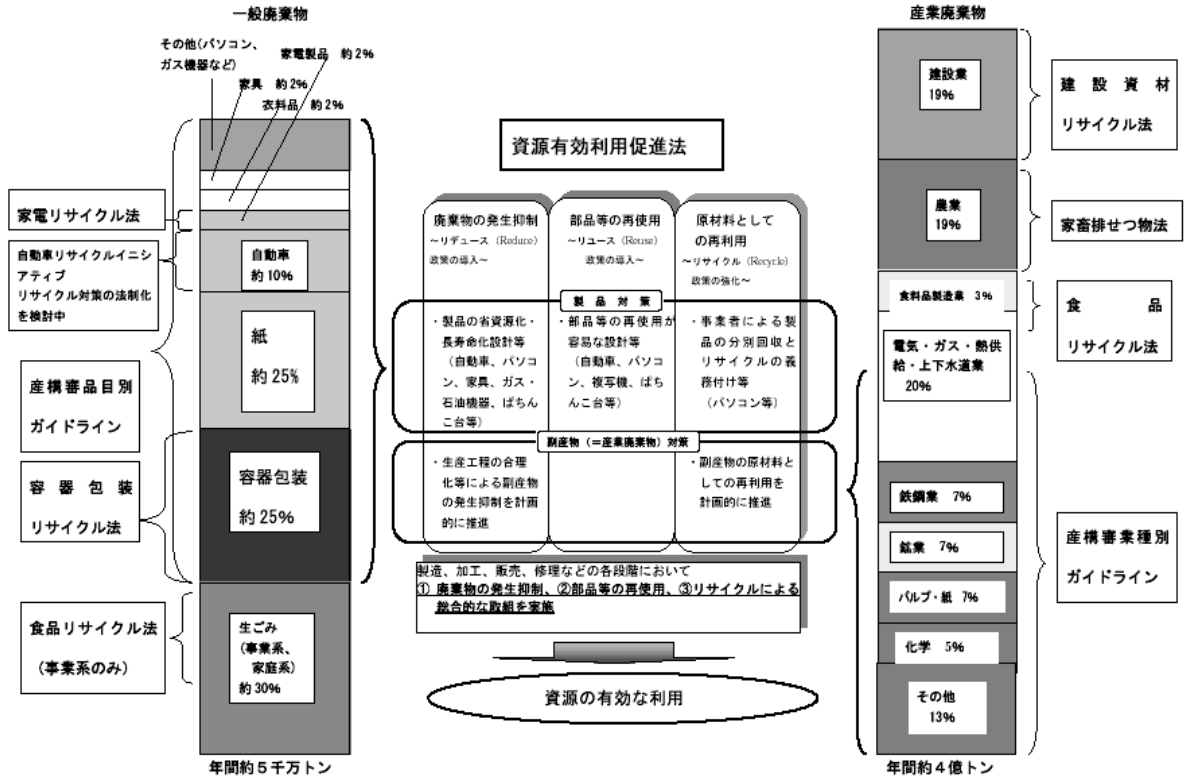

４．５． 自動車リサイクル法（使用済自転車の再資源化等に関する法律）

(1) 法律制定の目的

① 年間約 400 万台排出される使用済自動車は、有用金属・部品を含み資源として価値が高いものであるため、従来は解体業者や破砕業者において売買を通じて流通し、リサイクル・処理が行われてきた。

② 他方、産業廃棄物最終処分場の逼迫により使用済自動車から生じるシュレッダーダストを低減する必要性が高まっている。また、最終処分費の高騰、鉄スクラップ価格の低下、不安定な変動により、従来のリサイクルシステムは機能不全に陥りつつあり、不法投棄・不適正処理の懸念も生じている状況。

③ このため、自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務づけることにより使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため、新たなリサイクル制度を構築することが喫緊の課題となった。

(2) 法律の概要

① 関係者の役割分担（関係者への義務付け）

(イ) 自動車製造業者、輸入業者（自動車製造業者等）

「拡大生産者責任」の考え方に基づき、自らが製造又は輸入した自動車が使用済となった場合、その自動車から発生するフロン類、エアバッグ類及びシュレッ

ダーダストを引き取り、リサイクル（フロン類については破壊）を適正に行う。

(ﾛ) 引取業者（都道府県知事等の登録制：自動車販売、整備業者等を想定）

自動車所有者から使用済自動車を引き取り、フロン類回収業者又は解体業者に引き渡す。(リサイクルルートに乗せる入口の役割)

(ﾊ) フロン類回収業者（都道府県知事等の登録制）

フロン類を適正に回収し、自動車製造業者等に引き渡す（自動車製造業者等にフロン類の回収費用を請求できる)。

(ﾆ) 解体業者、破砕業者（都道府県知事等の許可制）

使用済自動車のリサイクルを適正に行い、エアバッグ類、シュレッダーダストを自動車製造業者等に引き渡す（エアバッグ類について、自動車製造業者等に回収費用を請求できる)。

(ﾎ) 自動車所有者

使用済となった自動車を引取業者に引き渡す。

(ﾍ) 関係業者の義務違反等に対する担保措置

リサイクルを適正に行わない関係業者については、都道府県知事等の指導、勧告、命令により是正する。悪質な業者は登録／許可取消、罰則。無登録／無許可業者には罰則を課す。

② リサイクルに必要な費用について

(ｲ) 費用負担方法

使用済自動車のリサイクル（フロン類の回収・破壊並びにエアバッグ類及びシュレッダーダストのリサイクル）に要する費用に関し、自動車の所有者にリサイクル料金の負担を求める。

リサイクル料金の負担の時点は、次のとおりである。

・制度施行後販売される自動車については、新車販売時

・制度施行時の既販車については、最初の車検時まで

リサイクル料金は予め各自動車製造業者等が定め、公表する。これにより自動車製造業者間の競争が生じ、リサイクル容易な自動車の設計・製造や料金低減が図られる。不適切な料金設定に対しては国が是正を勧告・命令する。

(ﾛ) 費用管理方法

自動車製造業者等の倒産・解散による滅失等を防ぐため、リサイクル料金は資金管理法人(第三者機関として指定：既存の公益法人の活用を想定）が管理する。自動車製造業者等はシュレッダーダスト等のリサイクルにあたり料金の払渡しを請求できることとする。

公的管理主体の裁量権は最小限に抑え、高い透明性・公開性を確保する。

(ﾊ) 剰余金の扱い

リサイクル料金のうち、輸出中古車につき返還請求がない場合、廃車ガラ輸出によりシュレッダーダストの処理が不要となった場合等に剰余金の発生が見込まれる。この剰余金の使途については、不法投棄対策、離島対策及びユーザー負担の軽減に活用すべく法律で限定する。

③ 情報管理システムの導入

電子管理票(マニフェスト)制度を導入し、使用済自動車が各段階の事業者において確実にリサイクルされたことを確認できる情報管理システムを構築する。

膨大な情報処理が必要なため、第三者機関（既存の公益法人の活用を想定）を指定し、一元的に情報管理する。具体的には、関係業者が引取り・引渡しを行った際に一定期間内にその旨を第三者機関に報告する。

④ 既存制度との関係の整理

(ｲ) 廃棄物処理法

登録／許可を受けた関係業者について、廃棄物処理法の業の許可の特例等を講じる。

生活環境保全の観点から、関係業者に対し廃棄物処理基準等を適用する。

(ﾛ) フロン回収破壊法（カーエアコン部分：平成 14 年 10 月 1 日に施行）

枠組みを基本的に引き継ぎつつ、自動車リサイクル法の中で一体的に扱う。

(ﾊ) 自動車重量税の還付制度

自動車所有者等が、使用済自動車を引取り業者に引き渡す経済的インセンティブを用意することにより、不法投棄の防止を図るため、自動車重量税還付制度を本法施行時にあわせて導入する。

⑤ 施行期日

関係規定毎に法律公布（平成 14 年 7 月 12 日）より 6 か月以内から段階的に施行する。

シュレッダーダストのリサイクルプラントの整備、資金管理・情報管理システムの構築に多大の時間を要することから、関係者への引取り・引渡し義務、リサイクル義務等については法律公布後 2 年 6 か月以内に施行する。

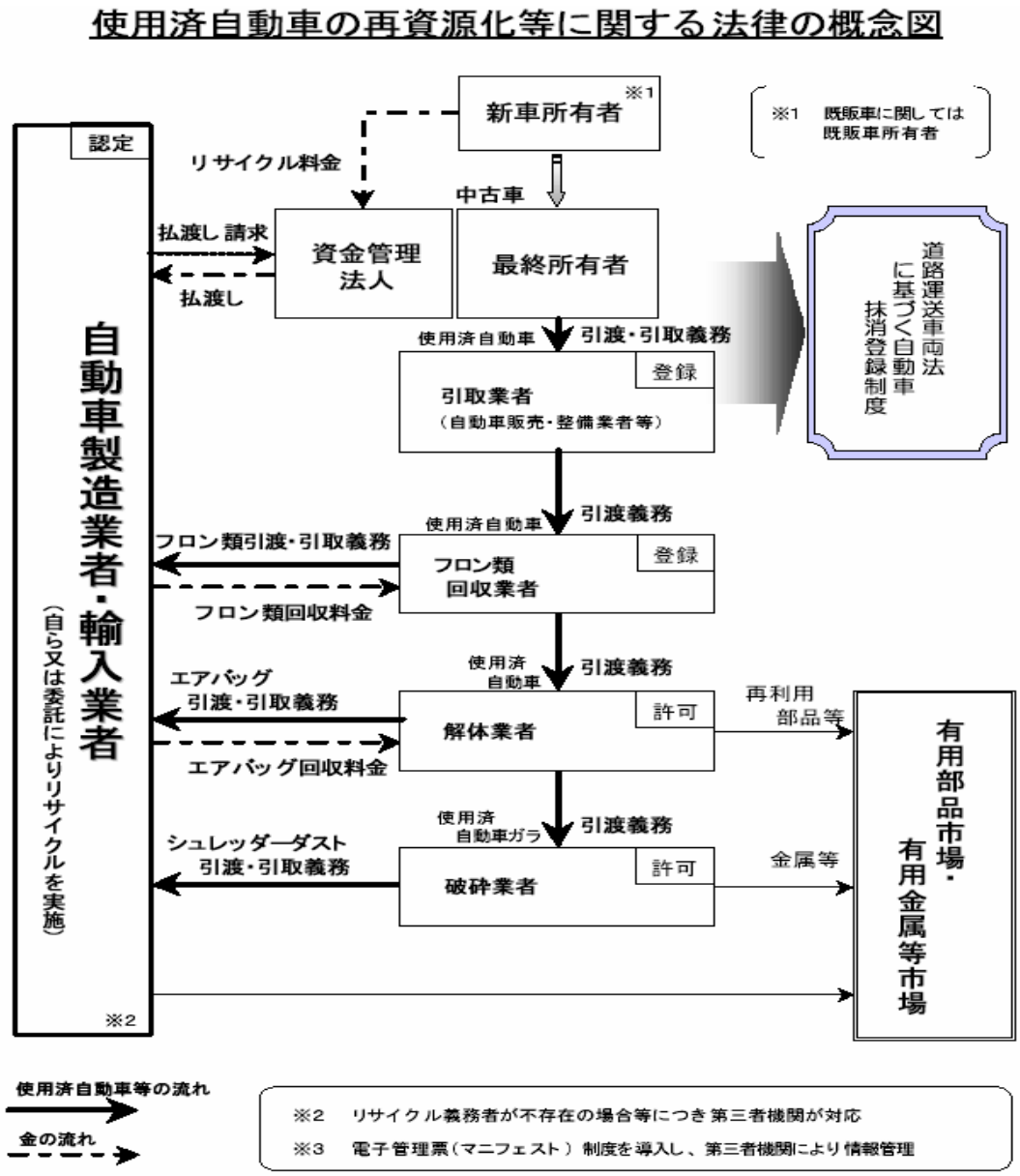

図：使用済自動車の再資源化等に関する法律の概念図

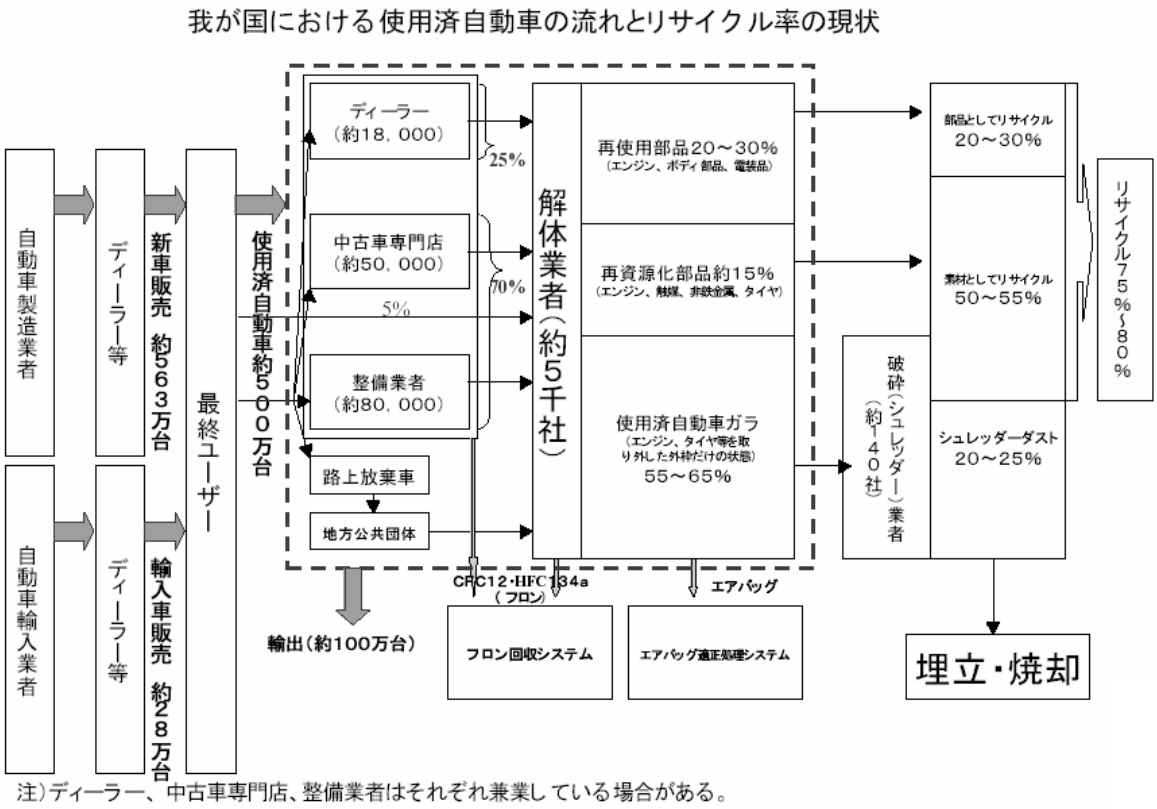

図：我が国における使用済自動車の流れとリサイクル率の現状

４．６． グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）

循環型社会の形成のためには、再生品等の供給面の取組に加え、需要面からの取組が重要であるという観点から、平成 12 年５月に循環型社会形成推進基本法の個別法のひとつとして国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）が平成 13 年４月に施行され、平成 14 年５月に完全実施された。

同法は、国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り，持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目指している。また、国等の各機関の取組に関することのほか、地方公共団体、事業者及び国民の責務などについても定めている。

４．７． 建設資材リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）

(1) 建築物等に係る分別解体等及び再資源化等の義務付け

・一定規模以上の建築物その他の工作物に関する建設工事（対象建設工事）については、一定の技術水準に従い、当該建築物等に使用されている特定の建設資材を分別解体等により現場で分別することを義務付ける。

・分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化を義務付けリサイクルを推進する（再資源化が困難な場合には縮減）。

(2) 分別解体等及び再資源化等の実施を確保するための措置

・発注者による工事の事前届出や元受業者から発注者への事後報告、現場における標識の掲示等により、適正な分別解体等及び再資源化等の実施を確保するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存する。

・発注者・受注者間の契約手続きの整備により、受注者への適正なコストの支払いを確保する。

(3) 解体工事業者の登録制度の創設

・解体工事業者の登録制度及び解体工事現場への技術管理者の配置等により、適正な解体工事の実施を確保する。

(4) 再資源化及び再生資材の利用促進のための措置等

・再資源化等の目標の設定、発注者に対する協力要請等により、再資源化及び再資源化で得られた建設資材の利用を促進する。

４．８． 食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）

(1) 趣旨

食品の食べ残し、売れ残りや製造過程で生ずる大量の食品廃棄物について、発生抑制や減量化を行うとともに、肥料や飼料等への再生利用を推進する。

(2) 法律案の概要

① 基本方針の策定等

(ｲ) 主務大臣（農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣等）は、食品循環資源の再生利用等を総合的かつ計画的に推進するため、「基本方針」を策定する。

(ﾛ) 消費者及び事業者は、食品廃棄物の発生抑制や再生利用製品の使用等に努める。

② 食品関連事業者による再生利用等の実施

主務大臣は、上記(ｲ)の目標を達成するために、取り組むべき措置等に関し、食品関連事業者の「判断の基準」を定める。

主務大臣は、「判断の基準」を勘案して、食品関連事業者に対し必要な指導・助言ができ、また再生利用等が著しく不十分な場合には、勧告、公表、命令を行うことができる。

③ 再生利用を実施するための措置

食品循環資源の肥飼料化等を行う事業者についての登録制度を設け、委託による再生利用を促進する。

食品関連事業者、農林漁業者等の利用者肥資料化等を行う者による再生利用事業計画の認定制度を設け、再生利用を促進する。この場合、廃棄物処理法や肥料取締法、飼料安全法の特例を講ずる。

４．９． 廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）の一部改正

廃棄物の排出量が高水準で推移していることに加え、不適正処理事例が依然として問題となっている状況にかんがみ、更なる不適正処理への対応策を措置するとともに、効率的な廃棄物処理を確保するための制度の合理化を講ずることなどを主な内容とする「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案」を平成 15 年３月 11 日に閣議決定され、第 156 回国会に提出された。

４．１０． 産業構造審議会リサイクルガイドライン

平成２年 12 月、産業構造審議会廃棄物処理・再資源化部会は、10 業種、15 品目からなる品目別・業種別リサイクルガイドラインを策定し、リサイクル目標の設定、回収ルートの整備等、事業者が遵守すべき廃棄物処理・再資源化に関するガイドラインを提示している。以来毎年、その進捗状況を点検するとともに、ガイドラインを逐次改定・強化してきており、法律による３Ｒの対応を補完するシステムとなっている。

平成 13 年７月には、「資源の有効な利用の促進に関する法律」の施行を踏まえ、品目については、携帯電話・ＰＨＳ、蛍光管等の７品目の追加（うち３品目は業種別からの移動）、有害物質の使用削減、数値目標の拡充・強化を含む３Ｒへの取組を強化し、業種については、最終処分量の削減率の見直しなど、ガイドラインの充実・強化を実施し、これにより、35 品目、18 業種が対象となった。

５． 産業公害対策

５．１． 自動車排ガス問題

平成４年から、大気汚染の著しい大都市地域（首都圏、阪神圏）において、主としてディーゼル自動車から排出される窒素酸化物（ＮＯｘ）の排出削減を目的とした自動車ＮＯｘ法に基づいて対策を行ってきたが、自動車交通量の増大等により二酸化窒素に係る大気環境基準をおおむね達成することが困難であった。一方、浮遊粒子状物質による大気汚染も大都市地域を中心に環境基準の達成状況が低い状況であり、特に、ディーゼル車から排出される粒子状物質（ＰＭ）については、発がん性のおそれを含む国民の健康への悪影響が懸念されている。このような背景から、自動車ＮＯｘ法の改正法として自動車ＮＯｘ・ＰＭ法が平

成13年6月に制定され、平成14年10月から完全施行された。車種規制については、2年程度の激変緩和期間の設定が予定されており、使用過程車が強制的に代替させられるのは平成15年10月以降となっている。

自動車NOx・PM法の施行により、排出基準非適合車の買い替えが必要になってくるため、自動車取得税の税制措置、政府系金融機関による低利融資等各種支援措置を行っている。

5．2． 土壌汚染対策

近年における工場跡地の再開発や自主的な汚染調査に伴う汚染事例の顕在化、これら土壌汚染による人の健康影響への懸念や対策ルール確立に関する社会的要請の高まり等を背景に、政府は第154回通常国会に土壌汚染対策法案を提出し、平成14年5月に成立・公布、翌15年2月15日に施行された。

土壌汚染対策法では、①有害物質使用特定施設の廃止時等における調査の義務化、②汚染が認められた土地を指定区域として指定、公告するとともに台帳に登録、③指定区域内の汚染土壌により人の健康被害が生ずるおそれがある際の土地所有者等又は汚染原因者に対する汚染の除去等の措置命令、④指定区域内の土地の形質変更の届出及び計画変更命令等が規定されている。

経済産業省としては、土壌汚染対策法の内容を踏まえ、また、製造業等の企業にとって重要な事業資産である土地の取引等における土壌汚染取扱ルールの今後の見通しも考慮しつつ、土壌汚染問題に対する今後の企業の取り組みを円滑化するため、環境省等関係省庁とも連携・協力しつつ、以下の方策を検討・実施している。

(1)土壌汚染対策法の施行と並行して発生しうる民事紛争への対応マニュアル作成
(2)既存条例と土壌汚染対策法との整合性確保の在り方の検討
(3)新たな土壌汚染対策技術の開発・普及の促進
(4)土壌汚染の調査・対策費用に対する支援制度の充実

5．3． PCB問題

PCB問題については、PCB法と環境事業団法によって、PCB廃棄物の保管状況等の把握や環境事業団によるPCB廃棄物処理事業における拠点的な広域処理施設の整備等、処理体制の整備が進められている。

PCB廃棄物の保管状況については、平成13年7月15日現在の全国集計データが平成14年10月23日付けで環境省より公表されており、PCB含有トランス・コンデンサーの保管量は全国で約24万台である。

これらのPCB廃棄物については、事業者は平成28年7月までに自ら処分するか、処分を他人に委託しなければならないこととなっている。

なお、環境事業団によるPCB廃棄物処理事業については、現在、北海道、東京、豊田、大阪、北九州の5事業において広域処理の具体化が進められている。

5．4． ダイオキシン問題

平成13年1月15日から暫定排出基準が適用されていた特定施設のうち大多数の既設施設については、暫定排出基準より厳しい恒久排出基準が適用された（排出ガス：平成14年12月1日、排出水：平成15年1月15日）。

また、臭素系ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法の成立時点においても、十分な知見を得るには至っていなかったため、附則第2条に、「政府は、臭素系ダイオキシンにつき、人の健康に対する影響の程度、その発生過程等に関する調査研究を推進し、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。」とされており、これを受けて環境省と共に、排出実態把握などに努めている。

6． 環境配慮型産業の振興

6．1． エコタウン事業

(1) 概要

経済産業省では、ゼロ・エミッション構想[3]を推進すべくリサイクル政策でのパートナーである環境省（創設時「厚生省」）と連携して、平成9年度より、21世紀に向けた新たな環境まちづくり計画、「エコタウン事業」を創設した。その目的は、①個々の地域におけるこれまでの産業蓄積を活かした環境産業の振興を通じた地域振興、及び②地域における資源循環型社会の構築を目指した産業、公共

[3] ゼロ・エミッション構想とは、ある産業から出るすべての廃棄物を新たに他の分野の原料として活用し、あらゆる廃棄物をゼロにすることをめざすことで新しい資源循環型の産業社会の形成をめざす構想。

部門、消費者を包含した総合的な環境調和型システムの構築である。既存の枠にとらわれない先進的な環境調和型まちづくりを実現するために、地方公共団体が主体となり、地域住民、地域産業と連携して取り組む。

具体的には、それぞれの地域の特性を活かして、地方公共団体が「エコタウンプラン（環境と調和したまちづくり計画）」を作成し、そのプランが他の地方公共団体の見本（モデル）となりうると認められるものとして、経済産業省及び環境省から共同で承認を受けた場合、当該プランに基づいて行われる事業について、地方公共団体及び民間団体に対し、総合的・多面的な支援を実施する。

(2) 予算

① 資源循環型地域振興事業費補助金（エコタウン・ソフト補助金）

14 年度予算額： 80,492 千円

13 年度予算額： 84,168 千円

(ｲ) プラン策定等事業費：構想、システムのプラン設計のためのフィージビリティー・スタディ、調査費用

(ﾛ) 展示商談会開催事業費：環境産業のためのマーケティング共同事業費（環境産業見本市、技術展、共同商談会の開催等）

(ﾊ) 地域情報整備事業費：情報提供事業

② 資源循環型地域振興施設整備費補助金（エコタウン・ハード補助金）

14 年度予算額： 8,000,495 千円

13 年度予算額： 1,296,000 千円

(ｲ) リサイクル関係施設の整備：ペットボトルリサイクル設備、エコセメント製造プラント等

６．２． エコプロダクツ

「エコプロダクツ」は、地球環境に与える影響を低減することを目的に開発された製品やサービスである。これまでの大量生産・消費社会から循環型社会へと転換するために、「エコプロダクツ」は重要な役割を果たすものとして注目されている。

環境調和型の経済社会を構築するためには、経済活動の主要な担い手である企業が環境経営に取り組むとともに、企業が提供する製品やサービスを環境に配慮した「エコプロダクツ」に、ビジネス自体を「エコビジネス」に替えていくことが求められている。エコプロダクツの開発、生産、流通、消費、廃棄・リサイクルという企業活動そのものが、環境調和型の経済社会を構築し、加えて、消費者の意識を変革していくことも重要な課題である。

このようなことから、経済産業省及び新エネルギー・産業技術総合開発機構（ＮＥＤＯ）の支援により、エコプロダクツの普及を目的として我が国最大級の環境総合展示会であるエコプロダクツ展が、（社）産業環境管理協会と日本経済新聞社の主催により実施されている。東京ビックサイトにおいて、平成 13 年 12 月 13 日～15 日に「エコプロダクツ展 2001」が開催され、350 社が出展し、88,604 名の来場者があった。また、平成 14 年 12 月５日～７日には「エコプロダクツ展 2002」が開催され、370 社が出展し、100,483 名の来場者があった。

エコタウン事業の承認地域マップ

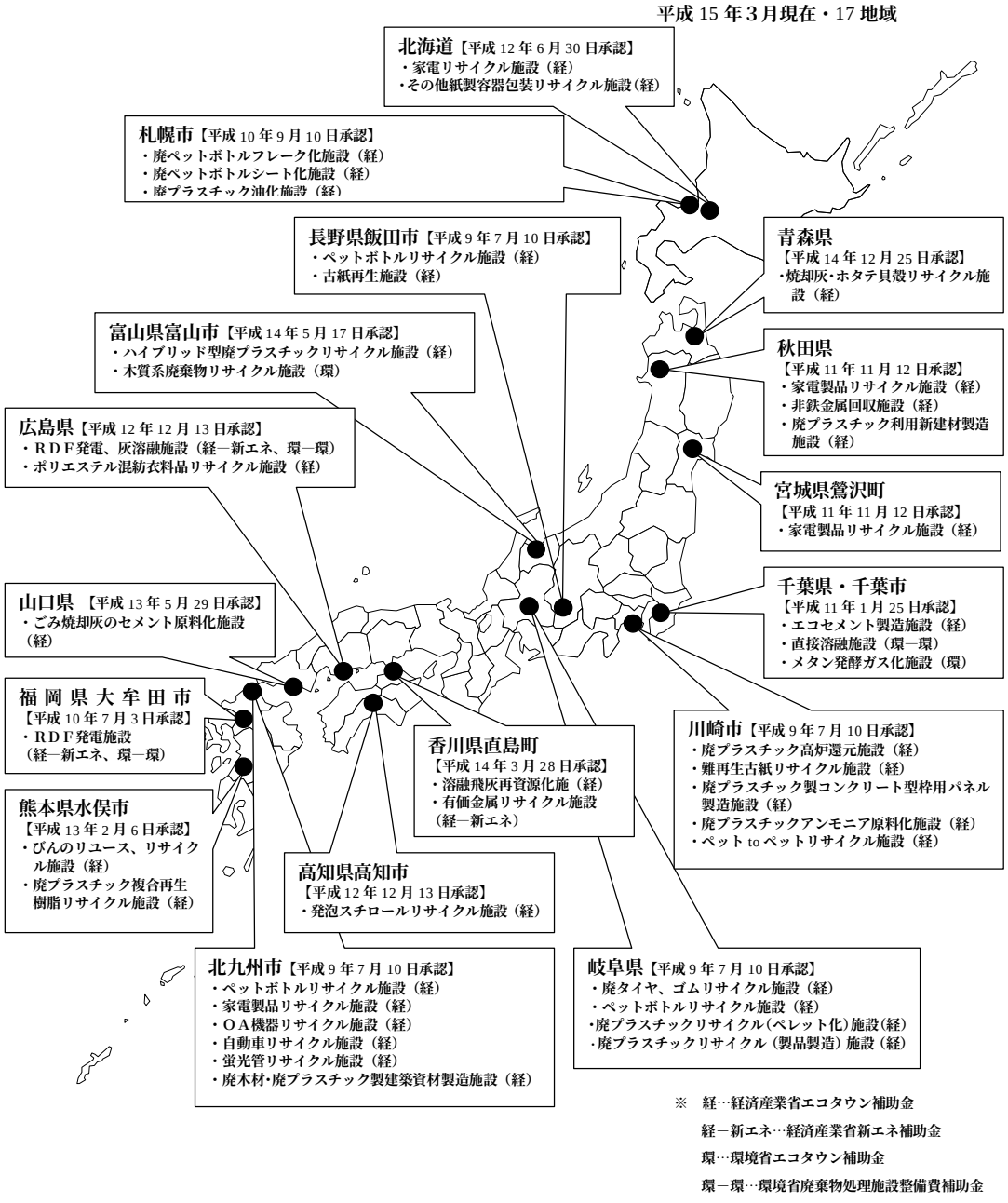

図：エコタウン事業の承認地域マップ